

Shinkin Central Bank Monthly Review

信金中金月報

第20巻 第11号(通巻590号) 2021.12

地域に密着する信用金庫の活動をどのように考えればよいのか？

やさしく読み解くSDGs(1)

—SDGsとは何者なのか—

全国中小企業景気動向調査からみた中小企業の動向

—人手不足、仕入困難に悩まされる中小企業—

SMBC日興証券株式会社の「週3日・週4日勤務制度」

SMBC日興証券株式会社の女性管理職向け「メンター制度」

地域・中小企業関連経済金融日誌(10月)

統計



信金中央金庫

「信金中金月報掲載論文」募集のお知らせ

- 対象分野は、当研究所の研究分野でもある「地域」「中小企業」「協同組織」に関連する金融・経済分野とし、これら分野の研究の奨励を通じて、研究者の育成を図り、もって我が国における当該分野の学術研究振興に寄与することを目的としています。
- かかる目的を効果的に実現するため、本論文募集は、①懸賞論文と異なり、募集期限を設けない随時募集として息の長い取組みを目指していること、②要改善点を指摘し、加筆修正後の再応募を認める場合があること、を特徴としています。
- 信金中金月報への応募論文の掲載可否は、編集委員会が委嘱する審査員の審査結果に基づき、編集委員会が決定するという、いわゆるレフェリー制を採用しており、本月報に掲載された論文は当研究所ホームページにも掲載することで、広く一般に公表する機会を設けております。詳しくは、当研究所ホームページ (<https://www.scbri.jp/>) に掲載されている募集要項等をご参照ください。

編集委員会 (敬称略、順不同)

- | | | |
|------|-------|------------------------|
| 委員長 | 地主 敏樹 | 関西大学 総合情報学部教授 |
| 副委員長 | 藤野 次雄 | 横浜市立大学名誉教授 |
| 委員 | 打田委千弘 | 愛知大学 経済学部教授 |
| 委員 | 永田 邦和 | 長野県立大学 グローバルマネジメント学部教授 |
| 委員 | 村上 恵子 | 県立広島大学 経営情報学部教授 |

問い合わせ先

信金中央金庫 地域・中小企業研究所「信金中金月報掲載論文」募集事務局 (担当：安川、新井、大島)

Tel : 03(5202)7671 / Fax : 03(3278)7048

信金中金月報

2021年12月号 目次

	地域に密着する信用金庫の活動をどのように考えればよいのか? ……………	2
	信金中金月報掲載論文編集委員 打田委千弘 (愛知大学 経済学部教授)	
調 査	やさしく読み解くSDGs(1) ……………	4
	—SDGsとは何者なのか—	
	全国中小企業景気動向調査からみた中小企業の動向 ……	27
	— 人手不足、仕入困難に悩まされる中小企業 —	
	SMBC日興証券株式会社の「週3日・週4日勤務制度」 ……	39
	SMBC日興証券株式会社の女性管理職向け「メンター制度」 ……	46
信金中金だより	地域・中小企業関連経済金融日誌(10月) ……………	54
	信金中央金庫 地域・中小企業研究所活動記録(10月) ……………	59
統 計	信用金庫統計、金融機関業態別統計 ……………	60

地域に密着する信用金庫の活動をどのように考えればよいのか？

信金中金月報掲載論文編集委員
打田 委千弘
(愛知大学 経済学部教授)

筆者は、2021年9月から新たに信金中金月報掲載論文編集委員に就任した。『信金中金月報』巻頭言でどのようなことを書こうか、いろいろと試行錯誤を繰り返したが、やはり『信金中金月報』と筆者との関わりから、筆者が考える地域に密着する信用金庫の活動について考えてみたいと思う。

2006年7月、(当時の)信金中金総合研究所において「地域と金融に関するワーキンググループ」が発足した。当該ワーキンググループの構成メンバー(当時の肩書)は北海道(小樽商科大学大学院商学研究科助教授の齋藤一朗先生)、東海(筆者、当時は愛知大学経済学部助教授)、近畿(大阪市立大学大学院経営学研究科教授の清田匡先生)、北部九州(北九州市立大学都市政策研究所教授の木村温人先生)、信金中金総合研究所顧問(横浜市立大学国際総合科学部長の藤野次雄先生)であった。

『信金中金月報』2007年2月増刊号(特集「地域と金融」)を紐解くと、上記メンバーの先生方との座談会の内容が詳細に報告されており、その後、各先生方が提出された研究報告が掲載されている。

座談会のメインテーマは、「地域の自立と地域金融機関の役割」というもので、2000年代前半の経済状況を反映したものとなっているが、現在でも十分に示唆的な内容が含まれている。座談会では、まず、各地域の経済状況を概観し、中小企業の動向、中核都市と周辺都市との関係、地方自治体の役割、次いで、地域金融機関の役割及び地域経済との関連性、最後に、地域の自立と地域金融機関の役割で締めくくられている。当方は、当時の東海地域の経済状況(他の地域の経済状況に比べて、比較的良好である要因)や名古屋市を中心とした都市連携、愛知県、特に、三河地域は信金王国と呼ばれていることもあり、地場の製造業との関係などをお話したものである。当時も、大手金融機関とは異なった、協同組織金融機関としての信用金庫の役割を強調したいという思いは強かったことを再確認した。

研究報告としては、当時、名古屋大学大学院経済学研究科に在籍しておられた家森信善教授(現在、神戸大学経済経営研究所教授)との共同論文を提出した。1990年代後半に発生した金

融システム危機（不良債権問題に端を発した大手金融機関の破綻、信用不安を回避するための公的資金注入など）により、「失われた10年」の原因について学会等でも盛んに議論された。その中で、不良債権問題などによる金融機関の金融仲介機能の低下（いわゆる、金融仲介機関の機能不全仮説）を重視する考え方があった。金融仲介機関の機能不全仮説とは、(1) 不良債権累増による自己資本の棄損（キャピタル・クランチ）、(2) 金融機関破綻による蓄積情報の喪失（破綻による情報減失）、(3) 資産価格下落による担保価値の低下（担保価値下落による資金仲介費用上昇）等に起因するクレジット・クランチ、それ以外にもデットオーバーハング効果（企業が過剰債務のため、新規事業等を実施するための資金を調達できなくなる）や追い貸しなど多様な仮説が提示されていた。我々は、上記、金融仲介機関の機能不全仮説を、信用金庫の経営指標（自己資本比率、繰延税金資産比率、負債比率）と信用金庫の本店が所在する市町村の実体経済活動（工業製品出荷額や課税対象所得）との間にどのような関係があるのかの実証分析を試みたものであった。

主な結論は、信用金庫の経営指標（経営方針）は、市町村の実体経済活動に大きな影響を与えていることが確認できた。特に、推定結果などから、金融機関の健全性の低下が地域の足を引っばるということではなく（金融仲介機関の機能不全仮説は否定）、信用金庫のリスクテイク態度が地域経済の成長性に影響を与えているとしたものであった。つまり、信用金庫の慎重な貸出態度によって地域の経済活動が抑制されているというものである。利用したデータの制約（2001年、2002年のクロスセクションデータ）もあり、優良な信用金庫ほど不良債権処理をしていた可能性（したがって、一時的に倒産などが増え経済活動が低迷した）や不良貸出先への追い貸しによる延命の効果など、長期間のパネルデータを用いたマイクロ計量経済学的検討が必要であることも添えている。

これらの結果は、金融システムの安定性を重視すれば慎重な経営を行うことが望ましいと考えられる一方、不必要なほどに保守的な経営を行うことは、協同組織金融機関として、地域全体の発展を目指すという理念と矛盾すると考えることもできる。

2020年初頭から始まった新型コロナウイルス感染症拡大によって、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発令・解除が繰り返され、県境を跨ぐ移動の制限、飲食店などの活動制限、大規模イベントや公的施設の休止・休館など、地域経済は大規模なマイナスショックを受けている。2020年5月からスタートした実質無担保・無利子融資（ゼロゼロ融資）は、公的金融機関を除けば終了した現在、信用金庫は疲弊した地域経済を立て直すためリスクマネーをどの程度提供できるのか、我々の提供した研究成果から考えても、今後の地域経済再生への重要な試金石となるだろう。



やさしく読み解くSDGs (1)

－SDGsとは何者なのか－

信金中央金庫 地域・中小企業研究所主席研究員

平岡 芳博

(キーワード) SDGs、持続可能な開発、持続可能な発展、ゴール、ターゲット、MDGs

(視 点)

民間の調査結果によれば、SDGsへの一般の認知度は近年とみに高まる一方、内容まで含めた理解度等については課題が残る現状が示唆されている。

本稿では、2015年9月の国連サミットで採択された行動計画である『我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ』（以下「2030アジェンダ」という。）に立ち返って、実際に書かれている中身（SDGsの理念や背景等）を読み解きながら、「SDGsとは何者なのか」を探っていく。

併せて、民間セクターの役割が同アジェンダの中でどのように想定されているか等を押さえるとともに、民間セクターのSDGsへの向き合い方についても言及する。

(要 旨)

- 「2030アジェンダ」には、その理念、すなわち、人間 (people)、地球 (planet)、繁栄 (prosperity) に関わる課題や危機感の高まり等を背景に「世界を持続的かつ強靱な道筋に移行させる」ことを目指すことが謳われている。
- SDGsは、国際開発を巡る過去の様々な議論や合意を土台に、課題解決の主体を、先進国を含む各国政府だけでなく民間セクター等にまで広げて取りまとめられたものであり、「2030アジェンダ」には、持続的な発展に向けた当事者（民間セクターを含む）の役割が各所で言及されている。
- 「2030アジェンダ」自体、国連での採択をもって加盟国に法的な拘束力を及ぼすものではなく、ましてや各国の民間セクターに履行義務が発生するということはないが、格差（不平等）や資源・環境といった課題認識の下、長年の議論と交渉を経て成立した地球レベルの枠組みは、少なくとも中期的には方向性を変えず推進されることが予想される。
- その大きな流れを踏まえれば、民間セクターにとってSDGsを考慮に入れることは、事業の安定と発展に不可欠である。

はじめに

SDGsの認知度が近年とみに高まっている。朝日新聞社が2017年から行っている「SDGs認知度調査」の最新結果（2020年12月実施分）によると、「SDGsという言葉を知ることがあるか」という質問に対し「ある」と答えた人の割合は全国で45.6%に上るといふ。前回調査（2020年2月実施分）と比較可能な東京都・神奈川県では、「ある」と答えた人の割合は更に高く52.7%と、前回の32.9%から大きく上昇した。

一方で、仕事を通じてSDGsを知ったと回答した人に「(仕事でSDGsに取り組むにあたっての)課題」を訊ねたところ、回答の多い順に「社会的な認知度が高まっていない」、「定量的な指標など活動の評価方法」、「社内(団体内)での理解度が低い」といった課題認識が示されている。ちなみに、「SDGsという言葉を知ることがある」とした回答者のうち、企業や団体または個人としてSDGsに「既に取り組んでいる」と答えた人の割合は12.9%にとどまっている。

新聞紙上に目を転じれば、SDGs関連イベントの広告がしばしば掲載されており、テーマも「海洋プラスチックごみ」、「気候変動」、「デジタル・イノベーション」などと多岐に亘る。

一見しただけでは共通項が掴みにくい“各論編”とも映るフォーラムが活況を呈する一方で、上述のような課題認識が底溜まっている

ことを示唆する調査結果は、「17のゴール」には相応の“取組み”を行いつつも、土台部分でSDGsの核心が掴み切れていない現状を映しているように思われる。

本稿では、ここに至るSDGsの潮流を画する原点となった『我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ』^(注1)（2015年9月の国連サミットで採択）を取り上げ、SDGsの理念や背景等を改めて読み解くことを通じて、「SDGsとは何者なのか」を探っていきたい。

なお、本月報では、引き続き数回に分けて、企業がSDGsに取り組む意義や方法論、さらにはESGといった領域へと議論を展開していく予定である。

1. “SDGs”（邦訳「持続可能な開発目標」）の建付けを改めて確認する

具体的な議論に入る前に、ここで“SDGs”とその建付けについて確認しておきたい。

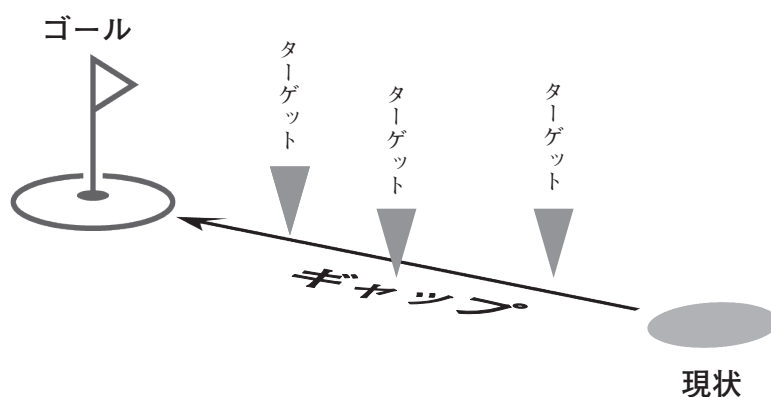
“SDGs”（Sustainable Development Goals）とは、2015年9月に国連サミットで採択された行動計画『持続可能な開発のための2030アジェンダ』（以下「2030アジェンダ」という。）に登場する「17のゴール」を指す。「ゴール（Goals）」ゆえ、「現状の外に設定された、目指す形」という位置づけになる。

「持続可能な開発目標」が定訳となっていることから、「目じるし、目的を達成するために設けたためあて、^ま目的」^(注2)を思い浮かべる

(注)1. “Transforming our world: the 2030 Agenda for Sustainable Development”

2. 広辞苑（第七版）

図表1 「ゴール」と「ターゲット」のイメージ



(備考) 信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

向きもあるかもしれないが、「目標」は、むしろ「ターゲット (targets)」の方がそれに近い。実際、「2030年までに…」といった時間軸が個別に示されているのは「ターゲット」の方である。

「2030アジェンダ」に「ゴール」「ターゲット」の子細な定義は示されていないが、語義的にも^(注3)、「ゴール」は「目指す形、あるべき姿」、「ターゲット」は「個別施策、マイルストーン」と理解するのが妥当と思われる(図表1)。

「2030アジェンダ」における「ゴール」と「ターゲット」の建付けを示したのが次ページの(図表2)である^(注4)。目指すのは、あくまで「ゴール」であるが、観念的になりがちな「ゴール」の姿をイメージするには、個別のターゲットを理解することが重要になる。

なお、後述するように、「2030アジェンダ」では、「ターゲット」を具体的に設置する主

体は各国政府とされている^(注5)。このことから考えて、「2030アジェンダ」に掲げられている“169のターゲット”は絶対的なものではなく“例示”と解する余地もある。

2. 「2030アジェンダ」の章立てと主要ポイント

SDGsを語る際、一般に「ゴール」と「ターゲット」(特に「ゴール」)に焦点を当てた説明がなされがちであるが、ここでは「2030アジェンダ」を概観しておきたい。

その理由は、行動計画である「2030アジェンダ」には「ゴール」や「ターゲット」に関連する様々な決め事(理念、関連主体の役割、実行プロセス等)が記されており(図表3)、そういった“補助線”と併せて見ていくことがSDGsの本質の理解につながると考えるからである。

なお、「2030アジェンダ」は英語版で約35

(注)3. “Goal”は「先行きの長い目的で、通常その達成には全身全霊を傾ける必要のあるもの」、「target」は「具体的にかちとりたいもの」とされる。(最所フミ (2003)『英語類義語活用辞典』筑摩書房)

4. 各「ゴール」と「ターゲット」の内容については、巻末資料参照

5. 本稿10ページ「③各国レベルでのターゲット設定とモニタリング」参照

図表2 「ゴール」と「ターゲット」の構成^(注6)

持続可能な発展に向けたゴール (Sustainable Development Goals: SDGs)		ターゲット (targets)
ゴール1.	あらゆる形態の 貧困 を世界から一掃する	1.1 1.2
ゴール2.	飢餓 を終わらせ、食の充足と栄養状態の改善を実現し、持続可能な農業の振興を図る	2.1 2.2
ゴール3.	老若を問わずすべての人々に 健康的な生活 を確保し、 幸福 を増進する
ゴール4.	すべての人々に、誰でも受けられる公正で 質の高い教育 を用意し、生涯学習の機会を増進する
ゴール5.	ジェンダー平等 を実現し、すべての女性と若年女性のエンパワメントを図る
ゴール6.	すべての人々が 水と衛生設備 の利用、ならびに持続的な保守管理を確実に受けられるようにする
ゴール7.	廉価かつ信頼できる持続可能な 近代的エネルギー を、すべての人々が確実に利用できるようにする
ゴール8.	継続的で包摂的かつ持続可能な 経済成長 と、完全で生産的な 雇用関係 、ならびに きちんとした仕事 (decent work) がすべての人々に行き渡るよう促進する	下記参照
ゴール9.	強靱な インフラ を構築し、包摂的で持続可能な 産業化 を進め、 イノベーション を育む
ゴール10.	各国内および各国間の 不平等 を減らす
ゴール11.	都市や居住地 の包括性、安全性、強靱性、持続可能性を向上させる
ゴール12.	持続可能な消費と生産のあり方 を確実なものにする
ゴール13.	気候変動 とその影響を食い止めるため緊急対策を実施する
ゴール14.	持続可能な開発に向け、 海洋および海洋資源 の保全を行うとともに持続可能性を踏まえた利用を進める
ゴール15.	陸域生態系 の保護・回復を行うとともに持続可能性を踏まえた利用を推進し、持続可能な森林経営を行い、砂漠化を食い止め、土地の劣化を反転回復し、生物多様性の喪失を阻止する
ゴール16.	持続可能な発展に向け 平和で包摂的な社会 づくりを推進し、すべての人々に 司法へのアクセス を提供し、あらゆるレベルで実効性と説明力の高い包摂的な制度を構築する
ゴール17.	「 持続可能な発展に向けたグローバル・パートナーシップ 」取組の施策強化と再活性化を図る

「ゴール8.」の「ターゲット」 (※全「ターゲット」については巻末資料参照)

8.1	各国の状況に応じ1人当たりの経済を持続成長させ、特に後発開発途上国にあっては少なくとも年7%のGDP成長率を保つ。	8.7	強制労働の根絶、現代的奴隷制と人身売買の終息、子ども兵士の募集・使用など最悪形態の児童労働の確実な禁止・撤廃に向けた効果的な措置をただちに実施し、あらゆる形態の児童労働を2025年までに終息させる。
8.2	高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化や技術向上、イノベーションを通じて、より高いレベルの経済生産性を達成する。	8.8	移住労働者 (特に女性の移住労働者) や不安定な雇用状態にある人々を含め、すべての労働者を対象に、労働基本権を保護し安全・安心な労働環境を促進する。
8.3	生産的な活動、きちんとした仕事の創出、起業家精神、創造性やイノベーションを支援する発展重視型の政策を推進し、金融サービスの提供などを通じて中小零細企業の設立や成長を促す。	8.9	2030年までに、雇用の創出や地域の文化・産品プロモーションにつながる、持続可能な観光業の推進に向けた政策を立案・実施する。
8.4	消費と生産における世界の資源効率を2030年にかけて着実に改善し、先進国の主導のもと、「持続可能な消費と生産に関する10カ年計画枠組み」に従って、経済成長と環境悪化を切り離すよう努める。	8.10	銀行取引、保険、その他金融サービスの利用促進、ならびにすべての人々への利用機会拡大に向け、国内金融機関の能力強化を図る。
8.5	2030年までに、完全で生産的な雇用関係、きちんとした仕事 (ディーセント・ワーク)、同一労働同一賃金が、若者や障害者を含むすべての女性・男性に行き渡るようにする	8.a	「後発開発途上国への貿易関連技術支援のための拡大統合フレームワーク (EIF)」などを通じて、開発途上国、特に後発開発途上国に対する「貿易のための援助 (AFT)」を拡大する。
8.6	2020年までに、職業にも学業・職業訓練にも就いていない若者の割合を大幅に低減させる。	8.b	2020年までに、若者の雇用のためのグローバル戦略を展開・運用可能にし、国際労働機関 (ILO) の「仕事に関する世界協定」を実施する。

(備考) 「2030 アジェンダ」(英語版)からの参考訳。信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

(注)6. なお、17個の“ピクトグラム”(アイコン)は表には含めていない。(「2030アジェンダ」の記載事項ではないため。)ちなみに、国連公用6か国語でのピクトグラムは、2015年9月時点で存在しており広報活動等でも使用されていたが、日本語版ピクトグラムは、「2030アジェンダ」の採択後に、独自のコピーを加えて日本で作成・公表されたものである。
(https://ungcjin.org/sdgs/archive/1802_hakuhodo.html)

図表3 「2030アジェンダ」の構成

	序文 <i>Preamble</i>	宣言 <i>Declaration</i>	持続可能な発展に向けたゴール ならびに ターゲット <i>Sustainable Development Goals and targets</i> ^(注7)	実行手段と グローバル・ パートナーシップ <i>Means of Implementation and the Global Partnership</i>	フォローアップ と振り返り <i>Follow-up and Review</i>
分量 (英文ベース)	約1.5ページ	約10ページ	約15.5ページ	約4ページ	約4ページ
コンテンツ ／内容等	■「2030アジェンダ」の位置づけ・理念等	■認識を共有すべき事実関係の確認 ■“ゴール”に関する背景等の補足 ■様々な決め事(効力発生時期、国家の達成責任、民間セクターの位置づけ、フォローアップと振り返りの方法等)	■全“ゴール”ならびに全“ターゲット”の表示	■「2030アジェンダ」の遂行に不可欠な、政府や民間セクター、市民社会、国連機関等による連携取組みの重要性の確認等	■各レベル(国、国際地域、グローバル)でのフォローアップと振り返りに係る原則等の確認

(備考)「2030アジェンダ」(英語版)より信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

ページ(単語数にして1万5,000ワード)に及ぶことから、本稿ではいくつかのポイントに絞って抜粋し解説する。

(1) 序文 (Preamble)

「2030アジェンダ」の理念が述べられている章であり、書き出しからの主要部分を引用する。

(序文(抜粋))

- このアジェンダは、人間 (people)、地球 (planet) 繁栄 (prosperity) のための行動計画である。これはまた、より自由な普遍的平和 (peace) の強化を追求するものでもある。我々は、極端な貧困を含む、あらゆる形態・側面の貧困を根絶することが最大の地球規模の課題であり、持続可能な発展に向け不可欠な条件であると認識する。
- すべての国とすべてのステークホルダーは、協同的なパートナーシップの下、この計画を実行する。我々は、人類を貧困の恐怖と欠乏の専制から解放し、地球を癒やし安全にすることを決意している。我々は、世界を持続的かつ強靱な道筋に移行させる (to shift the world on to a sustainable and resilient path) ために緊急に必要な、大胆かつ変

革的な手段をとることを決意している。我々は共にこの旅路に乗り出すに当たり、誰ひとりとして取り残されることはないと宣言する。

- 本日発表する17の持続可能な発展のためのゴール(SDGs)と169のターゲットは、この新しく普遍的なアジェンダの広範さと視座の高さを表している。これらのゴールとターゲットは、「ミレニアム開発目標」(MDGs)を基にして、「ミレニアム開発目標」が達成できなかったものを全うすることを目指すものである。

(備考)「2030アジェンダ」(英語版)からの参考訳。信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成 (下線筆者)

序文には、「2030アジェンダ」の理念、すなわち、人間 (people)、地球 (planet)、繁栄 (prosperity) に関わる課題や危機感等を背景に、「世界を持続的かつ強靱な道筋に移行させる」ことを目指すものであることが、端的に謳われている。

なお、「貧困」や「飢餓」の解決は、「2030アジェンダ」の前身である「ミレニアム開発目標 (MDGs) ^(注8)」で最優先課題とされて

(注)7. “Sustainable development” は、もともと開発途上国の開発・発展を巡る議論に端を発していることから「持続可能な開発」と訳されることが多いが、状況により「持続可能な発展」とした方が趣旨に合う場合がある。本稿では、「持続可能な開発目標」など固有名詞的に使われているものを除き「持続可能な発展」と訳す場合がある。

8. 2000年9月の「国連ミレニアムサミット」で採択された「国連ミレニアム宣言」を、過去の合意内容とも合わせ、開発目標に構成し2001年に公表されたもの。2015年に向けた8つのゴールおよび21のターゲットで構成される。

いたこともあり、「2030アジェンダ」でも繰り返し言及されている。ちなみに、(図表4)に示したとおり、SDGsのゴールの過半はMDGs由来である。

SDGsの枕詞としてもお馴染みの「誰も取り残さない」はこの前文に登場する。その意味するところについては多様な解釈があり得るが、単に博愛の表明にとどまるものではなく、貧困や不平等に内在するリスク（貧困層の増大が社会の不安定化や発展ベースの毀損、さらには格差拡大が中間層の没落を通じて経済活力を損ないかねない、といった相互

連関）も念頭に、根絶に向け強い意思が示されたという側面も指摘できる^(注9)。

なお、後述するように、「2030アジェンダ」は、発展途上国だけでなく市民団体や民間セクターなどを広く当事者としてまとめられたものであるが、計画の実行に向け、「協同的なパートナーシップ (collaborative partnership)」や「共にこの旅路に乗り出す (embark on this collective journey)」など、共同的な役割が確認・強調されていることも、序文の特徴の一つとなっている。

図表4 MDGs・SDGsの“ゴール” (■右端列はSDGsゴールにおける大分類)

MDGs		SDGs		
ゴール 1.	貧困と飢餓の根絶	ゴール 1.	貧困の一掃	■People (人間)
ゴール 2.	初等教育の普及	ゴール 2.	飢餓の終息	
ゴール 3.	ジェンダー平等	ゴール 3.	健康的な生活と幸福	
ゴール 4.	乳幼児死亡率の低減	ゴール 4.	質の高い教育	
ゴール 5.	妊産婦の健康の改善	ゴール 5.	ジェンダー平等	
ゴール 6.	HIV・エイズ、マラリア その他疾病の蔓延防止	ゴール 6.	水と衛生設備	
ゴール 7.	環境の持続可能性の確保	ゴール 7.	近代的エネルギー	■Prosperity (繁栄)
ゴール 8.	グローバル・パートナー シップの推進	ゴール 8.	経済成長、雇用関係、 ディーセント・ワーク	
		ゴール 9.	強靱なインフラ、産業化、 イノベーション	
		ゴール 10.	各国内・各国間の不平等の 低減	
		ゴール 11.	都市や居住地の包括性・安 全性・強靱性・持続可能性	
		ゴール 12.	持続可能な消費と生産のあ り方	■Planet (地球)
		ゴール 13.	気候変動への対応	
		ゴール 14.	海洋と海洋資源の保全と持 続可能性な利用	
		ゴール 15.	陸域生態系の保護・回復	■Peace (平和)
		ゴール 16.	平和で包摂的な社会づく り、司法へのアクセス	
		ゴール 17.	「グローバル・パートナ シップ」取組の施策強化	■Partnership (パートナーシップ)

(備考) 国連資料等を参考に信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

(注)9. 国連総会 (2015年9月) 議事録等からの推察

(2) 宣言 (Declaration)

①発効日、各国政策の尊重等

(パラグラフ21)

- 新たなゴールとターゲットは2016年1月より効力を発し、向こう15年間に亘り我々が判断する際の道しるべとなる (will guide the decisions we make)。
- 我々は、それぞれ異なる各国の現状・能力・発展段階を考慮に入れつつ、各国の政策と優先事情も尊重しながら、それぞれの国内、域内、グローバル・レベルで、アジェンダの実現に取り組む。我々は、関連する国際規範やコミットメントとの整合性を維持しつつ、特に開発途上の加盟国については、持続的で包摂的かつ持続可能な経済発展を目指していくための各国の政策的裁量を尊重する。
- また、我々は、持続可能な発展において、広域・区域的な側面や、域内経済統合、相互連結が重要であることも認識している。

(備考) 「2030アジェンダ」(英語版)からの参考訳。信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成 (下線筆者)

「ゴール」ならびに「ターゲット」は計画実行に向けた各種判断の道しるべの役割を果たすが、実行に当たっては国やグローバル地域等の政策が尊重されるべきことが述べられている。

②民間セクター等の役割

(パラグラフ39)

- 新アジェンダの広範さと視座の高さを考えれば、その実行を確実なものとするには「グローバル・パートナーシップ」を改めて強化することが必要である。我々は、これに全面的にコミットする。「グローバル・パートナーシップ」は、グローバルな連帯、特に最貧困層や社会的弱者に対する連帯の精神の下で機能する。
- これにより、政府や民間セクター、市民社会組織、国連機関その他の参画者の連携を高め、あらゆるリソースも動員しながら、全ゴール・ターゲットの達成を後押しするグローバル・レベルの強力な取組みが促進される。

(備考) 「2030アジェンダ」(英語版)からの参考訳。信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成 (下線筆者)

SDGsの前身に当たるMDGsは、主に開発途上国における課題解決の目標であったが、もっぱら国際機関の主導でまとめられた経緯があった。

その後、相互連関する経済・社会・環境課題の世界的広がりに対する認識の高まりも踏まえ、課題解決の主体を、先進国を含む各国政府だけでなく民間セクターや市民社会組織にまで広げて取りまとめられたのがSDGsである。

「2030アジェンダ」では、それぞれの自主性を尊重しつつも、持続的な発展に向けた各当事者の役割が各所で述べられている。

また、各当事者に求められる役割については、「2030アジェンダ」の中で独立章(「実行手段とグローバル・パートナーシップ」)を設けて別途記載されており、持続可能な発展の推進エンジンとして民間セクターに期待される役割にも言及されている。

③各国レベルでのターゲット設定とモニタリング

(パラグラフ55)

- 持続可能な発展に向けたゴールとターゲットは、各国で異なるそれぞれの現状や、発展能力・発展段階を考慮するとともに、各国の政策や優先課題を尊重した上であまねく適用することのできる、一体不可分にしてグローバルな性格を有するものである。
- ターゲットは、息吹に満ちたグローバルなものとして定義づけられ、各国政府が、地球規模レベルの高い視座を道しるべとしながら、自国の置かれた状況も勘案しつつ、定めるものとなる。
- また、各国政府は、これら高邁かつグローバルなターゲットを国家計画の策定プロセスや政策、戦略に組み込んでいくこととなる。持続可能な発展が、経済、社会、環境分野で進行中のプロセスとリンクしていることを認識することが重要である。

(パラグラフ47)

- 次の15年に亘って、ゴールとターゲットの実行と進捗に係るフォローアップとレビューについては、国際機関/地域機関ならびに各国政府が一義的な責任を有する。(後略)

(備考) 「2030アジェンダ」(英語版)からの参考訳。信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成 (下線筆者)

「2030アジェンダ」では、「ターゲット」は各国政府が「地球規模レベルのターゲットを道しるべとしながら、自国の置かれた状況も勘案しつつ、定める」こととされている。

また、モニタリングに関しても、各国政府等が第一義的な責任を有することとされている（パラグラフ47）^(注10)。

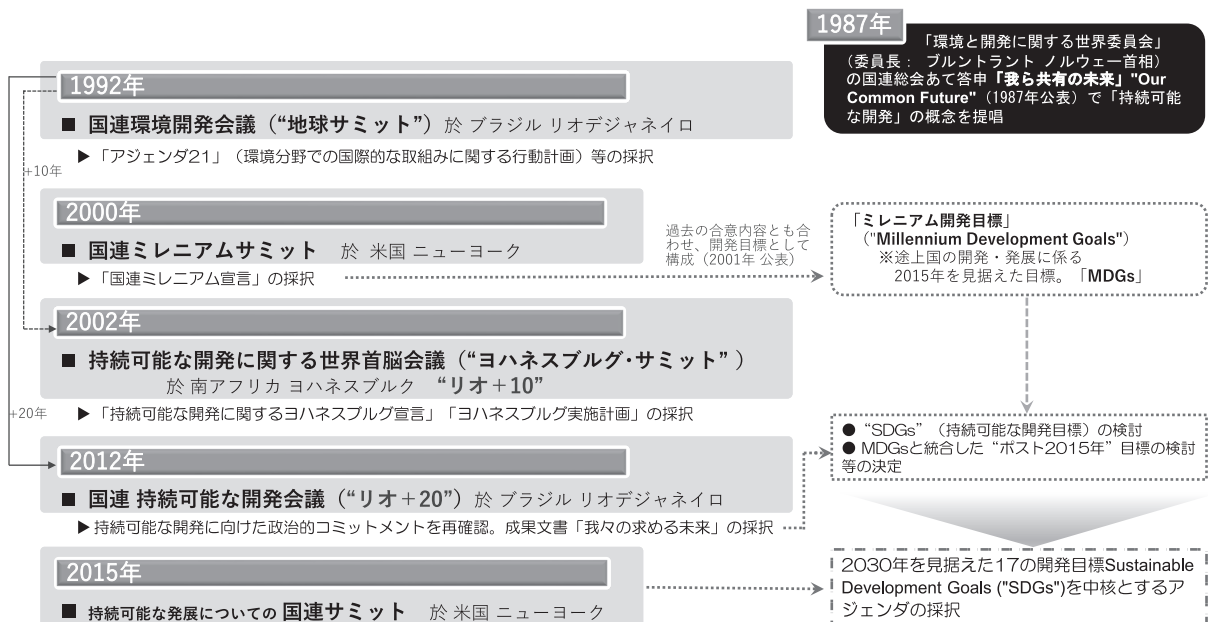
日本においては、SDGsに係る“中長期的な国家戦略”として2016年12月に「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」が策定され（その後、2019年12月に一部改定）、モニタリングに関しても第1回の「自発的な国家レビュー」が2017年7月に公表・報告されている。

3. 「2030アジェンダ」に至る“sustainable development”の系譜

次に、「持続可能な開発」（sustainable development）の系譜を見ておきたい（図表5）。SDGsは、前身のMDGsを含め、国際開発に係る様々な過去の規範や合意が土台となって形成されたものであることから、「持続可能な開発」を巡る問題意識を知ることが、「17のゴール」の本質をイメージする一助となり得るためである。

「持続可能な開発」は元々、「環境と開発に関する世界委員会」（通称“ブルントラント委員会”）が1987年に発表した国連総会あて答申書『我ら共有の未来（Our Common Future）』の中で掲げられた概念である。

図表5 「持続可能な開発」（“sustainable development”）を巡る系譜



（備考）外務省ウェブサイトの資料等を参考に信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

(注) 10. なお、各国がモニタリング指標の策定の際に準拠する国連レベルでの指標は「2030アジェンダ」の作成時点で完成していなかったが、当該指標はその後専門委員会により取りまとめられ、244（重複を勘案すると232）の指標から成る「グローバル指標フレームワーク」として2017年に承認されている。

『我ら共有の未来』では、アフリカやラテンアメリカなどの開発途上国において、債務返済の原資捻出のため行う資源開発が商品価格の下落をもたらし、国民の生活水準向上につながっていない等の問題点を指摘した上で、「持続可能な開発」の道筋に移行すべきことを提唱している。

「持続可能な開発」とは、「固定された調和状態ではなく、資源開発、投資、技術発展、制度を、現在の要請もさることながら、未来に整合させる方向に変化させるプロセスのあり方」とされている^(注11)。

ここで注目すべきは、「持続可能な開発」の概念が、未来志向に立った「変化させるプロセス (process of change)」と認識されている点である。この思考になぞらえるなら、“持続可能”な社会とは、資源であれ、環境であれ、社会制度であれ、持続可能な方向を自律的に模索し変化させる回路が組み込まれた社会ということになる。

（『我ら共有の未来』より「持続可能な開発」）

■ 人類は、現代がニーズを充足することにより、将来世代がニーズ充足の取組みを諦めざるを得なくなる、といった結果を招かないよう確実に期することを通じて、開発を持続可能なものにしていく能力を有している。持続可能な発展というコンセプトには、制限 — 絶対的な限界ではなく、環境資源に対するテクノロジーや社会機構の現状や、人間の活動の影響を吸収する生物圏の能力によって規定される制限 — がついて回る。しかし、テクノロジーにせよ社会機構にせよ、管理と改善さえすれば、経済成長の新時代につなげることができる。当委員会は、広範な貧困はもはや避けられないと確信する。貧困はそれ自体が悪であるだけでなく、持続可能な発展に向けては、すべての人々の基本的なニーズを満たし、より良い生活への願望を実現するためのすべての機会にまでつながることが必要になる。貧困がはびこる世界は、どうしても常に生態系その他の災害を被りがちになる。

(中略)

■ グローバルな持続的発展に向けては、より豊かな人々が、例えばエネルギー使用といった地球環境が許す範囲内でのライフスタイルを採用することが必要になる。さらに、急速な人口増加は、資源への圧力を高め、生活水準の向上を遅らせる可能性がある。したがって、持続可能な発展は、人口の規模と拡大が、移り変わる生態系の潜在的成長性と調和している場合にのみ追求することができる。

■ 結局、持続可能な開発は、固定された調和状態ではなく、資源開発、投資、技術発展、制度を、現在の要請もさることながら、未来に整合させる方向に変化させるプロセスのあり方 (process of change) である。そのプロセスが容易で単純であるとはとても言えない。痛みを伴う選択が必要である。すなわち、つまるところ持続可能な開発は政治的意思にかかっている。

(備考) 「我ら共有の未来」(英語版)からの参考訳。信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成 (下線筆者)

途上国の開発・発展に係る議論は、その後、地球規模の問題の拡大と、おそらくは“南北問題”的な桎梏^{しごく}が付きまといがちな議論からのブレークスルーもあって、取組対象と関連主体を広げ、SDGsへと引き継がれることとなった。

すでに見たとおり、「2030アジェンダ」の序文では「世界を持続的かつ強靱な道筋に移行させる」ことが宣言されている。また、そもそも「2030アジェンダ」の正式名称には、冒頭に「我々の世界を変革する (transforming our world)」と付されており、表題からも変革が不可欠であることが表れている。

「2030アジェンダ」においても、ブルントラント委員会が提唱した「変化させるプロセス」としての概念は受け継がれていると考えられる。

(注) 11. 「持続可能な開発」の定義として引用されることの多い「将来の世代がその欲求を満たす能力を損なうことなく、現在の世代の欲求を満たす開発」(development that meets the needs of the present without compromising the ability of future generations to meet their own needs) も、同じ答申書に登場する説明である。

4. 民間セクターとしてSDGsにどう向き合うべきか

SDGsとの関係性を、民間セクターはどう測っていくべきだろうか。大企業をはじめ、SDGsへの取組みにつき既に情報発信している企業も多いが、短く触れておきたい。

「2030アジェンダ」は2015年9月の国連総会において全会一致で決議された行動計画であるが、それをもって加盟国に法的な拘束力を及ぼすものではなく、ましてや各国の民間セクターに履行義務が発生するということはない。

一方で、格差（不平等）や資源・環境といった課題認識の下、長年の議論と交渉を経て成立した地球レベルの枠組みは、少なくとも中期的には方向性を変えず推進されることが予想される。この大きな流れを踏まえれば、「2030アジェンダ」に服する義務はないとはいえ、民間セクターにとってSDGsを考慮に入れることが、事業の安定と発展に欠かせないということになる。

SDGsは、民間セクターの立場からは幸いなことに、自由度の高い存在である。SDGsの理念等を十分に理解した上で、「ゴール」や「ターゲット」を取捨選択しつつ、場合によっては、独自の「ゴール」を先取り設定する等もしながら、自社の戦略を定期的に見つめ直し、必要であれば制度設計に修正を加えるといった取組みに活かすことができる。

SDGsという共通言語を通じて発信される“価値創造ストーリー”は、事業の持続的な発展性を高めるだけでなく、ステークホルダーからの評価を高めることにもつながり得る。

民間セクターの取組事例等については、次稿で具体的に述べていく予定としている。

おわりに

ここまで「2030アジェンダ」の内容や“sustainable development”議論の歴史から見てきたとおり、「持続可能な発展」の検討は、地球規模での課題や行き詰まり（元々「貧困・不平等」や「資源・環境」など）を念頭に、将来を見据えた方向へ状況を変化させるプロセスを模索することから始まった。

「2030アジェンダ」において「ゴール」と「ターゲット」の数はそれぞれ17と169にまで拡大したが、当然のことながら実際の未来がそのまま「ターゲット」に合致するものではない。「ターゲット」は、今後登場し得る個別課題を俯瞰し“変化”に向けた道筋を具体的にイメージするためのヒントと捉えるべきであろう。その意味でSDGsは2030年で終わるものではなく、常にゴールを先取りしながら次の段階へと向かうものである。SDGsの下に集う当事者（民間セクターを含む）にとっては、SDGsの理念を“自分事”として消化し、持続可能性の向上に向けた変革に手を打っていくことが一層重要になってくる。

〈参考資料〉

- ・朝日新聞社 “【SDGs認知度調査 第7回報告】SDGs「聞いたことがある」約5割”。2030 SDGsで変える。2021年4月21日
https://miraimedia.asahi.com/sdgs_survey07/
- ・国際連合 “*Transforming our world: the 2030 Agenda for Sustainable Development*” .
<https://sdgs.un.org/sites/default/files/publications/21252030%20Agenda%20for%20Sustainable%20Development%20web.pdf>
- ・外務省 “(仮訳)「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」” .
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000101402.pdf>
- ・国際連合 “*United Nations Summit on Sustainable Development 2015 Informal summary*” .
<https://sustainabledevelopment.un.org/content/documents/8521Informal%20Summary%20-%20UN%20Summit%20on%20Sustainable%20Development%202015.pdf>
- ・外務省 “*JAPAN SDGs Action Platform*” .
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/index.html>
- ・国際連合 “*Report of the World Commission on Environment and Development Our Common Future*” .
https://www.are.admin.ch/dam/are/en/dokumente/nachhaltige_entwicklung/dokumente/bericht/our_common_futurebrundtlandreport1987.pdf.download.pdf/our_common_futurebrundtlandreport1987.pdf
- ・南 博、稲葉雅紀 (2020) 『SDGs－危機の時代の羅針盤』岩波新書

〈巻末資料〉 SDGsならびにターゲットの参考訳

(「2030アジェンダ」(英語版)を基に、参考のため信金中央金庫 地域・中小企業研究所にて作成したもの)

ゴール1： あらゆる形態の貧困を世界から一掃する

ターゲット	
1.1	2030年までに、極度の貧困（現行基準：1日当たり1.25ドル未満で生活している状態*）を地上から根絶する。
1.2	2030年までに、自国定義で何かしらの貧困状態にある男性、女性、子供の割合を全年齢層ベースで少なくとも半減させる。
1.3	すべての人々に、最低生活保障など各国で適切とされる社会保護制度と対策を実現・実行し、2030年までに貧困層・社会的弱者の相当割合への実装を達成する。
1.4	2030年までに、土地その他の所有物、相続財産、天然資源、適正新技術、金融サービス（マイクロファイナンスを含む）に対する（基礎的サービスへの）アクセス権・所有権・管理権限だけでなく、経済的資源についても男女問わずすべての人々（また、貧困層・社会的弱者にあっては特に）が平等な権利を有している状況を実現させる。
1.5	2030年までに、貧困層や社会的弱者のレジリエンス（強靱性）を高め、気候関連の激甚事象や、経済、社会、環境面で打撃や厄災への接点と危険度を低減させる。
1.a	開発途上国（特に後発開発途上国）が、度合いによらず全ての貧困を一掃するための計画・政策の実現・実行に向け、見通しの立つ豊富な選択肢を手にすることができるよう、開発協力の強化等を通じて、調達源の多様化とリソースに係る自由度の大幅な向上を確実なものとする。
1.b	貧困一掃活動への投資拡大を後押しするため、貧困層やジェンダーに配慮した発展戦略に基づいた揺るぎない政策枠組みを、国内、域内、国際レベルで構築する。

※ 訳者注：現行基準（2021年6月現在）では「1日当たり1.90ドル未満」

ゴール2： 飢餓を終わらせ、食の充足と栄養状態の改善を実現し、持続可能な農業の振興を図る

ターゲット	
2.1	2030年までに、飢餓を終息させるとともに、すべての人々（特に貧困層ならびに幼児など社会的弱者）が、安全で栄養価の高い食料をいつでも十分に手にすることができる社会を実現する。
2.2	2025年までに、5歳未満の子供の発育阻害や衰弱に関して国際間で合意された目標値を達成する。このことを含め、2030年までに、あらゆる形態の栄養不良を解消するほか、成長期の女子、妊娠期および授乳期の婦人、ならびに高齢者の栄養需要の課題に対処する。
2.3	2030年までに、小規模食料生産者の農業生産性と所得を倍増させる（特に、当該生産者が女性、先住民、家族農家、牧畜および漁業従事者の場合）。目標の達成に向けては、土地やその他生産資源、投入財、業務知識、金融サービス、市場、高付加価値化の機会、農業以外の就業機会への確実・平等なアクセス等を確保する。
2.4	2030年までに、持続可能な食糧生産システムを確実なものとし、足腰の強い農業実務を確立するとともに、生産性・生産量の向上、生態系維持の扶助、気候変動・異常気象・干ばつ・洪水等の災害への対応能力の強化、耕作地・土壌の漸進的な改良へとつなげる。
2.5	2020年までに、国内、域内、国際レベルで適正に管理・多様化された種子・植物バンクなどを通じて、種子、栽培植物、家畜やその近縁野生種の遺伝的多様性を保全し、国際的に合意された内容に基づき、遺伝資源やこれに関連する伝統的知識へのアクセス、ならびにその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を促進する。
2.a	開発途上国（特に後発開発途上国）の農業生産能力向上のため、国際協力の強化などを通じて、農村インフラ、農業研究・普及サービス、技術開発、植物・家畜の遺伝子バンクへの投資拡大を図る。
2.b	ドーハ開発ラウンドの決議に従い、あらゆる形態の農産物輸出補助金および同等の効果を持つ輸出措置の並行的撤廃などを通じて、世界の農産物市場における貿易制限やひずみを是正・防止する。
2.c	食料価格の極端な変動に歯止めをかける一助として、食品市場と関連デリバティブ取引が適正に機能するよう様々な措置を講じるとともに、食料備蓄など市場情報のタイムリーな入手に向け環境整備を行う。

ゴール3： 老若を問わずすべての人々に健康的な生活を確保し、幸福を増進する

ターゲット	
3.1	2030年までに、世界の妊産婦死亡率を、出産10万件あたり70人を下回る水準へと低減させる。
3.2	2030年までに、新生児や5歳未満児の死亡事案のうち、避けられたはずの死亡をゼロにする。すべての国で、新生児死亡率については少なくとも出生1,000件当たり12件にまで、5歳未満時死亡率については少なくとも同25件以下にまで低減させることを目指す。
3.3	2030年までに、エイズ、結核、マラリア、顧みられない熱帯病については、これら感染症を根絶し、肝炎、水系感染症、その他の感染性疾患の封じ込めにも取り組む。
3.4	2030年までに、非感染性疾患による早世件数を、予防と治療を通じて3分の1減少させ、心の健康と幸福度の向上を図る。

3.5	薬物乱用（麻薬摂取やアルコールの有害摂取を含む）に対する予防と治療を強化する。
3.6	2020年までに、道路交通事故による地球規模の死傷者数を半減させる。
3.7	2030年までに、性と生殖に関する保健サービス（家族計画や情報・教育を含む）を誰もが確実に受けられるようにし、性と生殖に関する健康（リプロダクティブ・ヘルス）を国家戦略・計画に確実に組み入れる。
3.8	ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）*を実現し、誰もが経済的リスクへの備えや、質の高い基本的保健サービス、安全・効果的・高品質・廉価な必須医薬品やワクチンの提供等を受けられるようにする。
3.9	2030年までに、有害化学物質や大気汚染・水質汚染・土壌汚染による死亡数・疾病数を大幅に低減させる。
3.a	「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」に定めるところを、世界各国で、状況に応じた方法により推進強化する。
3.b	感染性・非感染性疾患に対するワクチン・医薬品の研究開発（成否の影響を第一に影響を受けるのが開発途上国）を支援する。また、「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）と公衆の健康に関するドーハ宣言」（「TRIPS協定」の関連条項に定められている公衆衛生保護のための柔軟性に係る権利を、開発途上国が制限なく援用することを認めるもの）に基づき、廉価な必須医薬品やワクチンを利用できるようにする。さらには、すべての人々が医薬品を利用できるようにする。
3.c	開発途上国（特に後発開発途上国および小島嶼開発途上国）において、保健財政と、保健人材の採用・能力開発・トレーニング・定着を大幅に増強する。
3.d	自国および地球規模の健康リスクに関する早期アラーム、リスク軽減、リスク管理に係るすべての国々（特に開発途上国）の能力を強化する。

* 訳者注：全ての人が適切な予防、治療、リハビリ等の保健医療サービスを支払い可能な費用で受けられる状態

ゴール4：すべての人々に、誰でも受けられる公正で質の高い教育を用意し、生涯学習の機会を増進する

ターゲット	
4.1	2030年までに、男女を問わずすべての児童が必ず、無償、公平で質の高い初等・中等教育を修了し有用で効果の高い学習結果が得られるようにする。
4.2	2030年までに、男女を問わずすべての児童が必ず、乳幼児向けの質の高い発達支援およびケアならびに就学前教育を受け、初等教育への準備が整えられるようにする。
4.3	2030年までに、男女を問わずすべての人々が必ず、廉価で質の高い技術教育、職業教育、大学を含む高等教育を等しく受けられるようにする。
4.4	2030年までに、職や相応の働き口、起業の機会を得るために必要な技能（技術的・職業的スキルを含む）を持った若者と成人の数を大幅に増やす。
4.5	2030年までに、教育におけるジェンダー格差をなくすとともに、社会的弱者（障害者や先住民、過酷な環境にある子供たちを含む）が、確実に全段階の教育と職業訓練を不平等なく受けられるようにする。
4.6	2030年までに、すべての若者と大多数の成人が、男女ともに、読み書き能力と基本的な計算能力を確実に身につけられるようにする。

4.7	2030年までに、すべての学習者が、持続可能な発展を推進するために必要な知識と技能を確実に習得できるようにする。(とりわけ、持続可能な発展のための教育と持続可能なライフスタイル、人権、ジェンダー平等、平和と非暴力文化の推進、地球市民の精神、文化多様性の尊重、持続可能な発展に文化が貢献することへの理解、といった教育を通じて。)
4.a	子どもへの配慮や、障害・ジェンダーへの配慮を備えた教育施設を建設・高度化し、すべての人々に、安全で暴力がなく、誰もが利用でき、実効性のある学習環境を提供する。
4.b	2020年までに、開発途上国（特に後発開発途上国や小島嶼開発途上国、アフリカ諸国）を対象とした、先進国ならびに他の開発途上国における高等教育（職業訓練や情報通信技術（ICT）・技術・工学・科学プログラムを含む）学修のための奨学金制度の数を世界的に大幅拡充する。
4.c	2030年までに、開発途上国（特に後発開発途上国および小島嶼開発途上国）における教員養成のための国際協力などを通じて、資格を持った教員の数を大幅に増やす。

ゴール5： ジェンダー平等を実現し、 すべての女性と若年女性のエンパワーメントを図る

ターゲット	
5.1	すべての女性・若年女性に対するあらゆる形態の差別を世界から一掃する。
5.2	すべての女性・若年女性に対するあらゆる形態の暴力（公的・私的な場を問わない。人身売買や性的その他の収奪を含む）を世界から一掃する。
5.3	児童婚、早期結婚、強制結婚、性器切除など、あらゆる有害な慣行をなくす。
5.4	無報酬の育児・介護や家事労働を、公共サービス、社会資本および社会保障政策の提供、ならびに各国の状況に応じた世帯内・家族内における責任分担を通じて、認識・評価する。
5.5	政治、経済、公的場面におけるあらゆるレベルの意思決定において、完全で実効性ある女性参画とリーダー就任に向けての機会均等を確実なものとする。
5.6	国際人口開発会議（ICPD）の行動計画と、北京行動綱領および検証会議の成果文書への合意に基づき、性と生殖に関する健康（リプロダクティブ・ヘルス）に関する権利を誰もが手にできるようにする。
5.a	女性が、経済的資源に対する対等な権利を得るとともに、そもそも土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対する所有権と管理権限が認められるよう、各国法に沿って改革を進める。
5.b	女性のエンパワーメントを促進するため、実現技術、特に情報通信技術（ICT）の活用を強化する。
5.c	ジェンダー平等の推進と、あらゆる地位にあるすべての女性・若年女性のエンパワーメントに向け、適正な政策と強制力ある法律の導入・強化を図る。

**ゴール6： すべての人々が水と衛生設備の利用、
ならびに持続的な保守管理を確実に受けられるようにする**

ターゲット	
6.1	2030年までに、安全で廉価な飲料水を、誰もが等しく公平に利用できるようにする。
6.2	2030年までに、女性・女兒や社会的弱者の状況には特に配慮しつつ、十分かつ平等な衛生設備と公衆衛生が確実にすべての人々に行きわたるようにするとともに、屋外での用便をゼロにする。
6.3	2030年までに、水質を改善する。推進に向けては、汚染の低減、投棄の廃絶、有害化学物質・化学素材の放出の最小化、未処理排水の割合半減、再生利用・安全再利用の地球規模での大幅な拡大を図る。
6.4	2030年までに、あらゆるセクターで水の利用効率を大幅に改善するとともに、淡水の持続可能な採取・供給を確実なものとするを通じて水不足問題に取り組み、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。
6.5	2030年までに、必要に応じ国境を越えた協力も図りながら、あらゆるレベルでの統合水資源管理を実行する。
6.6	2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼など、様々な水系生態系の保護・回復を行う。
6.a	2030年までに、水・衛生関連の活動・計画における開発途上国向け国際協力と能力構築支援（集水、海水淡水化、水の効率的利用、排水処理、リサイクル・再利用技術を含む）を拡大する。
6.b	水・衛生管理の向上に対する地域コミュニティの参画を支援し、活発化させる。

**ゴール7： 廉価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーを、
すべての人々が確実に利用できるようにする**

ターゲット	
7.1	2030年までに、廉価かつ信頼できる近代的なエネルギーサービスが、確実に行きわたるようにする。
7.2	2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に引き上げる。
7.3	2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。
7.a	2030年までに、クリーンエネルギーに係る研究や科学技術（再生可能エネルギー、エネルギー効率、先進的でクリーン度の高い化石燃料技術を含む）へのアクセスを円滑化するため国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。
7.b	2030年までに、先進的かつ持続可能なエネルギーサービスを開発途上国（特に後発開発途上国や小島嶼開発途上国、内陸開発途上国）のすべての人々に提供するため、各支援プログラムに沿って、インフラを拡大し技術を向上させる。

ゴール8： 継続的で包摂的かつ持続可能な経済成長と、完全で生産的な雇用関係、ならびにきちんとした仕事（decent work）がすべての人々に行き渡るよう促進する

ターゲット	
8.1	各国の状況に応じ1人当たりの経済を持続成長させ、特に後発開発途上国にあつては少なくとも年7%のGDP成長率を保つ。
8.2	高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化や技術向上、イノベーションを通じて、より高いレベルの経済生産性を達成する。
8.3	生産的な活動、きちんとした仕事の創出、起業家精神、創造性やイノベーションを支援する発展重視型の政策を推進し、金融サービスの提供などを通じて中小零細企業の設立や成長を促す。
8.4	消費と生産における世界の資源効率を2030年にかけて着実に改善し、先進国の主導のもと、「持続可能な消費と生産に関する10カ年計画枠組み」に従って、経済成長と環境悪化を切り離すよう努める。
8.5	2030年までに、完全で生産的な雇用関係、きちんとした仕事、同一労働同一賃金が、若者や障害者を含むすべての女性・男性に行き渡るようにする。
8.6	2020年までに、職業にも学業・職業訓練にも就いていない若者の割合を大幅に低減させる。
8.7	強制労働の根絶、現代的奴隷制と人身売買の終息、子ども兵士の募集・使用など最悪形態の児童労働の確実な禁止・撤廃に向けた効果的な措置をただちに実施し、あらゆる形態の児童労働を2025年までに終息させる。
8.8	移住労働者（特に女性の移住労働者）や不安定な雇用状態にある人々を含め、すべての労働者を対象に、労働基本権を保護し安全・安心な労働環境を促進する。
8.9	2030年までに、雇用の創出や地域の文化・産品プロモーションにつながる、持続可能な観光業の推進に向けた政策を立案・実施する。
8.10	銀行取引、保険、その他金融サービスの利用促進、ならびにすべての人々への利用機会拡大に向け、国内金融機関の能力強化を図る。
8.a	「後発開発途上国への貿易関連技術支援のための拡大統合フレームワーク（EIF）」などを通じて、開発途上国、特に後発開発途上国に対する「貿易のための援助（AfT）」を拡大する。
8.b	2020年までに、若者の雇用のためのグローバル戦略を展開・運用可能にし、国際労働機関（ILO）の「仕事に関する世界協定」を実施する。

ゴール9： 強靱なインフラを構築し、包摂的で持続可能な産業化を進め、イノベーションを育む

ターゲット	
9.1	経済発展と人間の幸福をサポートするため、すべての人々が廉価かつ公平に利用できることに重点を置きつつ、高品質・高信頼度・持続可能で強靱なインフラ（域内および越境インフラを含む）を開発する。
9.2	こぞって持続可能な工業化に取り組み、2030年までに雇用およびGDPに占める製造業の割合を、各国の状況に応じ大幅に引き上げる。後発開発途上国については、同割合を倍増させる。

9.3	小規模製造業等の企業（特に開発途上国の企業）に対し、好条件融資など金融サービスの活用機会を拡大し、バリューチェーンや市場への参入を促進する。
9.4	2030年までに、インフラを改良するとともに、より高い資源利用効率と、クリーンかつ環境面で揺るぎない技術・産業プロセスを備えた持続可能なものへと、産業を作り変える。すべての国々は、それぞれの能力に応じた取組みを行う。
9.5	すべての国々（特に開発途上国）において、科学研究を強化し工業セクターの技術能力を向上させる。その一環として、2030年までに、イノベーションを促進し、100万人当たりの研究開発従事者数を大幅に増加させるとともに、研究開発支出を官民で拡大する。
9.a	アフリカ諸国、後発開発途上国、内陸開発途上国および小島嶼開発途上国に対する金融面・技術面・手法面での支援強化を通じて、開発途上国における持続可能で強靱なインフラ開発を後押しする。
9.b	開発途上国における国内の技術開発や研究・イノベーションを、特に産業の多様化や商品への付加価値創造に資するような政策環境の確保等を通じてサポートする。
9.c	ICTの利用機会を大幅に広げ、後発開発途上国において、2020年までに廉価なインターネットサービスが行き渡るよう力を尽くす。

ゴール10： 各国内および各国間の不平等を減らす

ターゲット	
10.1	2030年までに、所得額で国民下位40%に当たる層の所得成長率が段階的に国内平均に追いつき、その先も上回り続ける状況を実現させる。
10.2	2030年までに、すべての人々が、年齢、性別、障害の有無、人種、民族、出自、宗教、経済的その他の状況に関わりなく能力発揮の機会を得られ、社会的・経済的・政治的に受け容れられ活躍できる状況の実現に努める。
10.3	機会均等を確実なものとし、結果の不平等を減少させる。その実現に向けては、差別的な法律・政策・慣行の撤廃のほか、関連法規・政策の適切な整備等を進める。
10.4	財政・賃金・社会保障政策を中心とした諸政策を導入し、歩みを止めることなく平等を実現していく。
10.5	グローバルな金融市場と金融機関に対する規制とモニタリングを高度化し、法制化を強化・推進する。
10.6	グローバルな経済・金融枠組みにおける意思決定につき、開発途上国の関与力・発言力の強化を確実なものとするこことで、実効性・信頼性・納得性・正当性のより高い枠組みの実現を図る。
10.7	計画性と高い運営力に裏付けられた移住政策の実施等を通じて、秩序・安全性・通常性・責任を備えた移住や人の移動を促進する。
10.a	WTO協定に従い、開発途上国（特に後発開発途上国）に対して「特別かつ異なる待遇」の原則を適用する。
10.b	必要度合の高い加盟国（特に後発開発途上国、アフリカ諸国、小島嶼開発途上国、内陸開発途上国）に対する政府開発援助（ODA）や資金供与（対外直接投資を含む）の実行を、国家計画やプログラムも踏まえつつ促進する。
10.c	2030年までに、在外労働者による送金のコストを3%未満に引き下げ、コストが5%を超える送金経路を完全になくす。

ゴール 1 1 : 都市や居住地の包括性、安全性、強靱性、持続可能性を向上させる

ターゲット	
11.1	2030年までに、安全・廉価な住宅の十分な供給と基本的サービスにすべての人々が確実に与ることができるようにするとともに、スラムの状況を改善する。
11.2	2030年までに、安全・廉価・至便かつ持続可能な輸送システムをすべての人々が利用できるようにする。社会的弱者、女性、子供、障害者・高齢者のニーズには特に配慮しつつ、とりわけ公共交通輸送の拡大などを通じて、道路交通の安全性向上を図る。
11.3	2030年までに、すべての国々において包括的かつ持続可能な都市化を強化し、もって参加型・統合型かつ持続可能な居住計画・管理の推進に向けた供給力を増強する。
11.4	世界文化遺産と世界自然遺産の保護・保全に向けた取組みを強化する。
11.5	2030年までに、貧困層・社会的弱者の保護に力点を置きつつ、災害（水災を含む）による死者・被害者数を大幅に減らすとともに、直接的経済損失の世界GDP比を大幅に引き下げる。
11.6	2030年までに、大気環境や、自治体等による廃棄物管理に特別な注意を払うこと等を通じて、都市における環境への負の影響（1人当たり）を縮減させる。
11.7	2030年までに、安全で開かれた使い勝手のよい緑地や公共スペースを、だれもが（特に、女性、子供、高齢者、障害者が）利用できるようにする。
11.a	開発に係る国レベル・域内レベルの立案を強化することにより、都市部・都市周辺部と農村部間の、経済・社会・環境面での好連携を後押しする。
11.b	包括性の向上、資源効率化の推進、気候変動の緩和と適応、対災害強靱性の強化に向けた総合対策を導入・実施する都市や居住地の数を、2020年までに大幅に増加させ、「仙台防災枠組2015-2030」に沿って、あらゆるレベルの総合災害リスク管理を策定し実施する。
11.c	財政・技術支援などを通じ、現地の資材を用いた持続可能で強靱な建物の建築について、後発開発途上国を支援する。

ゴール 1 2 : 持続可能な消費と生産のあり方を確実なものにする

ターゲット	
12.1	先進国の主導のもと、開発途上国の発展状況や能力を考慮しつつ、すべての国々が行動を起こし、「持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組み（10YFP）」を実行する。
12.2	2030年までに天然資源の持続可能な管理と有効利用を実現する。
12.3	2030年までに小売・消費者レベルにおける世界の1人当たり食品廃棄物を半減させ、収穫後の損失を含めた生産・サプライチェーンの食品ロスを減少させる。
12.4	2020年までに、化学物質やあらゆる廃棄物につき、合意された国際的な枠組みに沿った、製品ライフサイクルに亘る環境配慮型の管理を実現するとともに、人の健康や環境への悪影響を最小限なものとするため、大気、水、土壌への化学物質や廃棄物の放出を大幅に低減する。
12.5	2030年までに、予防・削減・再生・再利用を通じて、廃棄物の発生を大幅に削減する。

12.6	企業（特に大企業や多国籍企業）に対し、サステナビリティを踏まえた行動取組みの導入、ならびに、サステナビリティ情報の対外報告への組入れを促す。
12.7	公の調達にあつては、国の方針や優先順序に従う中で、持続可能性を旨とした調達を行う。
12.8	2030年までに、持続可能な発展や、自然と調和した様々なライフスタイルに関する情報を誰もが手にし、認識できている状況を確認する。
12.a	より持続可能な消費・生産の形への移行に向け、開発途上国の科学的・技術的能力の強化をサポートする。
12.b	雇用の創出や地域の文化・産品プロモーションにつながる持続可能な観光業の創生に向け、持続可能な発展がもたらす影響の測定手法を開発し導入する。
12.c	無駄な消費につながる非効率な化石燃料補助金を、各国の状況を踏まえた市場の歪みの除去を通じて合理化する。有害な補助金がある場合には、環境への影響を考慮して税制を改正し、補助金を段階的に廃止する等の措置を講じる。その際、開発途上国であることによる特段の必要性や状況を十分考慮するとともに、貧困層や影響の及ぶコミュニティの保護等を通じ、発展に与え得る負の影響を最小化することも考慮する。

ゴール13： 気候変動とその影響を食い止めるため緊急対策を実施する

ターゲット	
13.1	すべての国々において、気候関連の危険や自然災害に対する強靱性と適応能力を向上させる。
13.2	気候変動対策を、国の政策、戦略、ならびに立案過程に組み入れる。
13.3	気候変動に対して、緩和策、適応策、影響の軽減策、早期警戒策に係る教育、啓発、人的・組織的対応能力の向上に取り組む。
13.a	「国連気候変動枠組条約」を締約した先進国によるコミットメント（実効性ある変動緩和策と、その実行過程の透明性を確保する観点から開発途上国に生ずる必要性に取り組むため、2020年までにあらゆる財源から年1,000億ドルを共同で拠出すという目的に向けたもの）を実行し、できる限り早期の資本投入を通じ「緑の気候基金」の本格稼働につなげる。
13.b	後発開発途上国や小島嶼開発途上国において、実効性ある気候変動対策の立案・推進に係る能力を向上させるしくみ（女性、若者、地域、過疎化コミュニティ等に絞った取組みを含む）を開発する。

ゴール14： 持続可能な開発に向け、海洋および海洋資源の保全を行うとともに持続可能性を踏まえた利用を進める

ターゲット	
14.1	2025年までに、あらゆる種類の海洋汚染（特に陸側からの作用によるもの。海洋堆積物や富栄養化を含む）を食い止め、大幅に削減する。
14.2	2020年までに、海洋と沿岸の生態系を持続可能な形で管理・保護し、強靱性の向上等を通じて重大な悪影響の回避を実現するとともに、健全で豊かな海洋の実現に向け生態系の回復に向けた取組みを行う。
14.3	海洋酸性化の問題に取り組み、あらゆるレベルで科学面の協力を強化する等により、悪影響を最小化する。
14.4	2020年までに、漁獲規制の実効性を向上させるとともに、乱獲、違法・無報告・無規制漁業、破壊的漁法を根絶し、科学的根拠に基づいた管理計画を実施する。これにより、水産資源を、できる限り速やかに、少なくとも、各資源の生物学的特性によって決定される最大持続生産量のレベルまで回復させる。
14.5	2020年までに、国内法・国際法に則り、入手できる最大限の科学情報に基づき、沿岸域・海域の少なくとも10%を（海洋保護区として）保全する。
14.6	2020年までに、漁獲能力や漁獲の過剰化を助長する一定の漁業補助金を禁止するとともに、違法・無報告・無規制漁業につながる補助金は撤廃し、同様の補助金の新たな導入も行わない。その際、開発途上国や後発開発途上国に対する適切かつ有効な「特別かつ異なる待遇」は、WTO漁業補助金交渉の根幹をなす要素であるべきことを認識する。
14.7	2030年までに、小島嶼開発途上国・後発開発途上国が海洋資源の持続的利用（漁業、水産養殖、観光事業の持続的な運営など）から受ける経済的便益を増加させる。
14.a	「海洋技術の移転に関するユネスコ政府間海洋学委員会の基準・ガイドライン」を考慮しつつ、科学的知見の増進と研究能力の向上ならびに海洋技術の移転に取り組み、海洋の健全性を改善させるとともに、海の生物多様性が開発途上国（特に小島嶼開発途上国・後発開発途上国）の発展にもたらす貢献度を向上させる。
14.b	小規模伝統漁法の漁業者に、海洋資源と流通市場の利用を認める。
14.c	「我々の求める未来（the future we want）」の第158パラグラフでも触れられているとおり、海洋および海洋資源の保全と持続可能な利用の法的枠組みを定める「海洋法に関する国際連合条約（UNCLOS）」に盛り込まれた国際法の履行を通じて、海洋・海洋資源の保全と持続可能な利用をさらに進める。

ゴール 15： 陸域生態系の保護・回復を行うとともに持続可能性を踏まえた利用を推進し、持続可能な森林経営を行い、砂漠化を食い止め、土地の劣化を反転回復し、生物多様性の喪失を阻止する

ターゲット	
15.1	2020年までに、国際合意に基づく義務に則り、陸域・内陸淡水生態系とその恩恵（特に森林、湿地、山地、乾燥地）の保全・回復、持続可能な利用を確実なものとする。
15.2	2020年までに、持続可能な森林経営をあらゆる種類の森林に拡大し、森林減少を阻止するとともに、劣化した森林を回復させ、新規植林と再植林を地球規模で大きく増加させる。
15.3	2030年までに、砂漠化を食い止めるとともに、劣化した土地と土壌（砂漠化や干ばつ、洪水の影響を受けた土地を含む）を回復させ、トータルとして土地劣化のない世界の実現に力を尽くす。
15.4	2030年までに、山岳生態系（生物多様性を含む）の保全を確実にを行い、持続可能な発展に不可欠な様々な恩恵をもたらす能力の強化を図る。
15.5	緊急かつ有効な対策の実施により、自然生息地の劣化を抑止し、生物多様性の喪失を阻止するとともに、2020年までに絶滅危惧種の保護と絶滅回避を図る。
15.6	国際合意に則り、遺伝資源の利用から生じる利益の配分に係る公正性・公平性を高めるとともに、遺伝資源の利用に係る機会の適切性を向上させる。
15.7	保護対象種となっている動植物の密猟や違法売買の根絶に向けた緊急対策を実施し、違法対象となる野生生物製品の需要問題・供給問題の双方に取り組む。
15.8	2020年までに、外来種の侵入防止と、外来種による陸や海の生態系への影響の大幅低減に向けた対策を導入し、優占種の制御・一掃を図る。
15.9	2020年までに、生態系ならびに生物多様性の評価価値を、国や地域の計画策定、開発プロセス、貧困削減のための戦略や会計に組み込む。
15.a	資金調達規模を大幅に拡大するとともに調達先を多様化し、生物多様性および生態系の保全ならびに持続性ある利用を図る。
15.b	資金調達規模を大幅に拡充するとともに調達先を全レベルに拡大し、持続可能な森林経営の資金調達と、開発途上国による森林経営（保全や再植林を含む）推進のためのインセンティブ拡充を図る。
15.c	保護種の密猟や違法売買を阻止する取組みに対するグローバルな支援（地元コミュニティに対する持続的な生計追求力の向上サポート等を含む）を増強する。

ゴール 16： 持続可能な発展に向け平和で包摂的な社会づくりを推進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルで実効性と説明力の高い包摂的な制度を構築する

ターゲット	
16.1	全世界で、あらゆる形態の暴力と、暴力関連の死亡率を大幅に減少させる。
16.2	子どもに向けた虐待、搾取、人身売買、あらゆる形態の暴力を一掃し、子どもへの拷問をなくす。

16.3	国内ならびに国際レベルにおいて法の支配を推進し、すべての人々が等しく司法を利用できるようにする。
16.4	2030年までに、資金や武器の違法な流通を大幅に減少させるとともに、奪われた資産の回収や返還の道筋を強化し、あらゆる形態の組織犯罪の根絶に取り組む。
16.5	形態のいかんを問わず、あらゆる贈収賄を大幅に減少させる。
16.6	あらゆるレベルにおいて、実効性・説明力・透明性の高い仕組みを構築する。
16.7	あらゆるレベルにおいて、時機を捉えた意思決定、だれも排除しない意思決定、参加型・代議型の政策決定を確保する。
16.8	開発途上国によるグローバル・ガバナンス機関への参画を拡大・強化する。
16.9	2030年までに、すべての人々が法律上の身元確定（出生登録など）の機会を得られるようにする。
16.10	国内法規や国際協定に従い、市民からの情報アクセス権を承認するとともに、基本的な自由を保障する。
16.a	暴力の未然防止と、テロリズム・犯罪の阻止に向け、あらゆるレベルでの能力構築のため（特に開発途上国）、国際協力等を通じて関連国内機関を強化する。
16.b	持続可能な発展に向け、差別的でない法律や政策を推進・施行する。

ゴール 17：「持続可能な発展に向けたグローバル・パートナーシップ」 取組みの施策強化と再活性化を図る

ターゲット	
17.1	税金その他の国内財源の拡大に向け、開発途上国への国際支援等に際し、国内の資金調達策の強化を図る。
17.2	先進国は、コミット済みのODA（開発途上国向けのODAにあってはGNI比0.7%、後発開発途上国向けにあっては同0.15～0.20%の目標を達成するとした、多くの先進国によるコミットメントを含む）を完全履行する。ODA供与国には、後発開発途上国向けの目標として、ODA/GNI比を少なくとも0.20%とすることの検討が望まれる。
17.3	開発途上国のための財源として、複数の調達源から追加財源を確保する。
17.4	開発途上国の債務負担に関し、長期的な持続可能性の確保に向け、必要に応じ追加的な債務調達や、債務免除、債務のリストラクチャリング等も含む協調策の適用をアシストするとともに、重債務貧困国（HIPC）の対外債務負担の削減にも取り組む。
17.5	後発開発途上国のための投資促進枠組みを導入・遂行する。
17.6	科学技術イノベーション（STI）に関し、アクセスも含め、南北協力や南南協力、地域・国際的な三角協力を強化するとともに、相互合意（国連レベルをはじめとした既存メカニズムによる調整機能の改善や、グローバルな技術促進メカニズムなどを通じた協調を含む）の下で知見共有を推進する。
17.7	開発途上国に対し、相互に合意した有利な条件（譲許的・特恵的条件を含む）の下で、環境に配慮した技術の開発・移転・普及・拡散を図る。
17.8	後発開発途上国のための技術バンクや科学技術イノベーション能力構築メカニズムの本格的な運用を2017年までに開始し、実現技術（特に情報通信技術（ICT））の活用を強化する。

17.9	全SDGsの達成を目指す国家戦略を後押しするため、開発途上国における実効性とターゲット性を伴う能力構築メカニズムの実現に向けた国際支援（南北協力、南南協力、三角協力などを通じた支援を含む）を強化する。
17.10	ドーハ開発アジェンダの交渉結果などを踏まえ、WTOの下、普遍的でルールに基づいた、オープンにして差別的でない、公平な多角的貿易体制を推進する。
17.11	世界の輸出高に占める後発開発途上国のシェアを2020年までに倍増することを特に視野に入れつつ、開発途上国の輸出高を大幅に拡大する。
17.12	すべての後発開発途上国に対し、WTOの決定に沿った条件で（後発開発途上国からの輸入に対する特恵的な原産地規則が透明かつ簡便で、市場アクセスの円滑化に寄与するものであると保障するなど）、無税・無枠・継続ベースの市場アクセス便益を、時宜に適った形で付与する。
17.13	政策協調ならびに一貫した政策等を通じ、世界的なマクロ経済の安定性を高める。
17.14	持続可能な発展に向け、一貫した政策を強化する。
17.15	貧困解消と持続可能な発展に向けた政策を確立・実現するため、各国の政策的裁量とリーダーシップを尊重する。
17.16	「持続可能な発展に向けたグローバル・パートナーシップ」を強化し、併せて、知見・専門知識・金融資源の結集と共有をもたらすマルチステークホルダー・パートナーシップを追求することで、すべての国々（特に開発途上国）のSDGs達成を後押しする。
17.17	有望な公的・官民・非営利等のパートナーシップを奨励・推進し、当該パートナーシップの経験値や調達戦略を拡大展開する。
17.18	2020年までに、開発途上国（後発開発途上国や小島嶼開発途上国を含む）に対し、当該国の状況を示す様々な特性（所得、ジェンダー、年齢、人種、民族、在留資格、障害、居住地等）ごとに細分類された、高品質・直近・高信頼度データの収集能力を大幅に高めるための能力構築に向けた支援を強化する。
17.19	2030年までに、持続可能な発展の進捗状況を測定するための尺度（GDPを補完するもの）の開発に向けた従来の取組みを一層強化するとともに、統計作成に係る開発途上国の能力構築を支援する。

全国中小企業景気動向調査からみた中小企業の動向

－ 人手不足、仕入困難に悩まされる中小企業 －

信金中央金庫 地域・中小企業研究所主任研究員

品田 雄志

(キーワード) 中小企業景気動向調査、新型コロナウイルス、中小企業経営者、人手不足、ウッドショック、半導体不足、SNS、新分野参入

(視 点)

本稿では、信金中央金庫が全国の信用金庫の協力を得て取りまとめている全国中小企業景気動向調査（調査期間：9月1日～7日）において、信用金庫調査員が全国の中小企業から聴取したコメントを用いて、中小企業の経営の状況についてまとめる。

新型コロナウイルスによる需要低下の被害を訴えるコメントがやや減少するなかで、人手不足や仕入材料の不足、価格上昇により業績に打撃を受けているケースがみられた。また、事業転換や新分野参入など、前向きな取組みをしている企業のコメントもみられた。

(要 旨)

- 2021年9月の業況は、前期比で改善した。過去最悪水準となった2020年6月と比較すれば相対的に良い水準にあるものの、新型コロナウイルス感染拡大前と比較すると依然として低水準にとどまっている。また、2021年12月見通しはさらなる改善を見込んでいる。
- コロナによる需要低迷や各種イベントが中止になったことに関連した被害を訴えるコメントは、前回からやや減少したものの、引き続き多い。廃業（将来的な可能性を含む。）について言及するケースもみられる。
- 一方で、コロナ禍の中でも需要が増加しているとするコメントも、幅広い業種から寄せられている。特に、ネット販売やSNSによって需要を獲得したとのコメントは数多くみられた。そのほかにも、事業転換や新事業参入など、前向きな取組みを行っているとのコメントも多数みられた。
- 前回に引き続き、人手不足を訴えるコメントが多くみられた。一方で、職場環境の整備や働き方改革などを通じて、人手の定着を図ろうとする動きや、人材育成を通じて生産性を引き上げようとする動きもみられた。
- 前回に引き続き、ウッドショック、半導体不足、その他原材料不足や資源価格高騰といった、いわゆる仕入の「不足」や「価格上昇」に関連するコメントが多くみられた。

はじめに

信金中央金庫では、全国の信用金庫の協力を得て、四半期ごとに「全国中小企業景気動向調査」を取りまとめている。

本調査の特徴の1つに、実際に中小企業から聞き取りをしている信用金庫職員の視点からその企業を分析した「調査員のコメント」欄の存在がある（図表1）。コメント欄には、その企業の状況について、定型的な質問への解答だけからはわからない実態が細かく記述されており、中小企業の現状についてわかりやすく伝えてくれている。

そこで本稿では、2021年9月調査の結果を振り返るとともに、「調査員のコメント」欄をまとめることで、中小企業における新型コロナウイルスの影響について概括する。

なお、第185回調査の調査期間は9月1日～7日である。この時期は、国内の新規感染者数の増加が一服し、減少に転じていた時期にあたる（図表2）。

1. 2021年9月調査における業況の概観

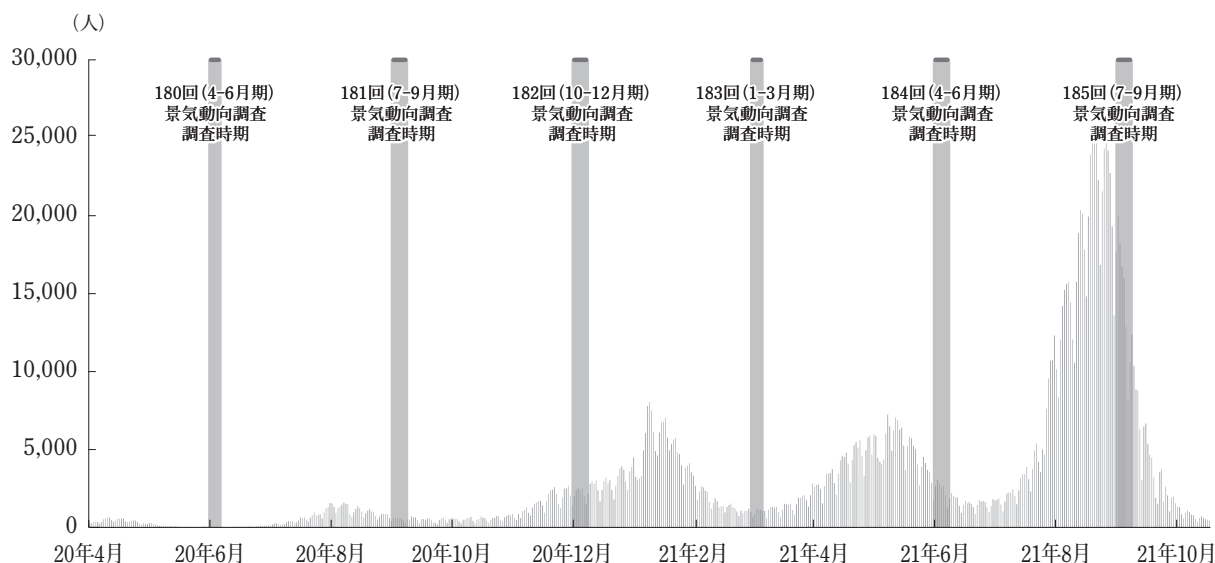
2021年9月の業況判断D.Iは、前期比で2.5ポイント改善し、△29.1となった（図表3左上）。過去最悪水準となった2020年6月（△56.9）と

図表1 全国中小企業景気動向調査の調査表（左下、破線の円部分が「調査員のコメント」）

特別調査		「中小企業の雇用環境について」		第185回全国中小企業景気動向調査表（製造業）																																																	
<p>問1. 貴社では、人手の状況をどのように認識していますか。人手が不足している場合は1～4より、人手が過剰な場合は6～9よりそれぞれ過不足のある職種をお答えください。なお、適正な場合は5を選択してください。</p>		<p>回答欄</p> <p>1.～9.</p>	<p>人手不足</p> <p>1. 現場作業関係 2. 営業・販売関係 3. 経理・財務・管理関係 4. その他の職種</p>	<p>人手過剰</p> <p>5. 適正 6. 現場作業関係 7. 営業・販売関係 8. 経理・財務・管理関係 9. その他の職種</p>	<p>2021年7～9月期</p> <p>信用金庫</p>																																																
<p>問2. 政府はこれまで、最低賃金を毎年3%程度、引き上げてきました（2020年を除く）。最低賃金の引き上げが、貴社の雇用にも与える影響はありますか。正規社員への影響については1～5の中から、非正規社員への影響については6～9の中から選んでお答えください。</p>		<p>回答欄</p> <p>正規社員 1.～5. 非正規社員 6.～9.</p>	<p>正規社員への影響</p> <p>1. 減らす 2. 変わらない 3. 増やす 4. わからない 5. もともと正規社員はいない</p>	<p>非正規社員への影響</p> <p>6. 減らす 7. 変わらない 8. 増やす 9. わからない 0. もともと非正規社員はいない</p>	<p><番号記入要領></p> <p>金庫コード …… 手形交換に使用する統一金庫コードを記入してください。 地域番号 …… 下記地域番号表を参照して、調査企業の所在地に該当する番号を記入してください。 業種番号 …… 下記業種番号表を参照して、該当する番号を記入してください。 従業者数 …… 雇用人、家族従業者を含み、パートを除く従業者数を0 0 5 人 のように記入してください。 また、パート・アルバイト数につきましては、調査時点における人数を記入してください。</p> <p>※あてはまらない項目や不明な項目についての番号欄は、空白のまま結構です。</p>																																																
<p>問3. 貴社では、人材確保のための職場環境改善へ向けて実施していることはありますか。1～9の中から最大3つまで選んでお答えください。なお、特になしという方は0を選択下さい。</p>		<p>回答欄</p> <p>1.～9.</p>	<p>1. 同一労働同一賃金など非正規雇用の処遇改善 2. 賃金引上げと労働生産性の向上 3. 長時間労働の是正 4. 人材育成 5. テレワーク、副業・兼業など柔軟な働き方</p>	<p>6. 女性・若者が活躍しやすい環境整備 7. 高齢者の就業促進 8. 病気の治療、子育て・介護と仕事の両立 9. 外国人等多様な人材の受け入れ 0. 特になし</p>	<p>(地域番号表)</p> <table border="1"> <tr><td>(01) 北海道</td><td>(13) 東 京</td><td>(25) 滋 賀</td><td>(37) 愛 媛</td></tr> <tr><td>(02) 青 森</td><td>(14) 神 奈 川</td><td>(26) 京 都</td><td>(38) 徳 島</td></tr> <tr><td>(03) 岩 手</td><td>(15) 新 潟</td><td>(27) 大 阪</td><td>(39) 高 知</td></tr> <tr><td>(04) 宮 城</td><td>(16) 山 梨</td><td>(28) 兵 庫</td><td>(40) 福 岡</td></tr> <tr><td>(05) 秋 田</td><td>(17) 長 野</td><td>(29) 奈 良</td><td>(41) 佐 賀</td></tr> <tr><td>(06) 山 形</td><td>(18) 富 山</td><td>(30) 和 歌 山</td><td>(42) 長 崎</td></tr> <tr><td>(07) 福 島</td><td>(19) 石 川</td><td>(31) 鳥 取</td><td>(43) 熊 本</td></tr> <tr><td>(08) 茨 城</td><td>(20) 福 井</td><td>(32) 鳥 取</td><td>(44) 大 分</td></tr> <tr><td>(09) 栃 木</td><td>(21) 岐 阜</td><td>(33) 岡 山</td><td>(45) 宮 崎</td></tr> <tr><td>(10) 群 馬</td><td>(22) 静 岡</td><td>(34) 広 島</td><td>(46) 鹿 児 島</td></tr> <tr><td>(11) 埼 玉</td><td>(23) 愛 知</td><td>(35) 山 口</td><td>(47) 沖 縄</td></tr> <tr><td>(12) 千 葉</td><td>(24) 三 重</td><td>(36) 香 川</td><td></td></tr> </table>	(01) 北海道	(13) 東 京	(25) 滋 賀	(37) 愛 媛	(02) 青 森	(14) 神 奈 川	(26) 京 都	(38) 徳 島	(03) 岩 手	(15) 新 潟	(27) 大 阪	(39) 高 知	(04) 宮 城	(16) 山 梨	(28) 兵 庫	(40) 福 岡	(05) 秋 田	(17) 長 野	(29) 奈 良	(41) 佐 賀	(06) 山 形	(18) 富 山	(30) 和 歌 山	(42) 長 崎	(07) 福 島	(19) 石 川	(31) 鳥 取	(43) 熊 本	(08) 茨 城	(20) 福 井	(32) 鳥 取	(44) 大 分	(09) 栃 木	(21) 岐 阜	(33) 岡 山	(45) 宮 崎	(10) 群 馬	(22) 静 岡	(34) 広 島	(46) 鹿 児 島	(11) 埼 玉	(23) 愛 知	(35) 山 口	(47) 沖 縄	(12) 千 葉	(24) 三 重	(36) 香 川	
(01) 北海道	(13) 東 京	(25) 滋 賀	(37) 愛 媛																																																		
(02) 青 森	(14) 神 奈 川	(26) 京 都	(38) 徳 島																																																		
(03) 岩 手	(15) 新 潟	(27) 大 阪	(39) 高 知																																																		
(04) 宮 城	(16) 山 梨	(28) 兵 庫	(40) 福 岡																																																		
(05) 秋 田	(17) 長 野	(29) 奈 良	(41) 佐 賀																																																		
(06) 山 形	(18) 富 山	(30) 和 歌 山	(42) 長 崎																																																		
(07) 福 島	(19) 石 川	(31) 鳥 取	(43) 熊 本																																																		
(08) 茨 城	(20) 福 井	(32) 鳥 取	(44) 大 分																																																		
(09) 栃 木	(21) 岐 阜	(33) 岡 山	(45) 宮 崎																																																		
(10) 群 馬	(22) 静 岡	(34) 広 島	(46) 鹿 児 島																																																		
(11) 埼 玉	(23) 愛 知	(35) 山 口	(47) 沖 縄																																																		
(12) 千 葉	(24) 三 重	(36) 香 川																																																			
<p>問4. 人材確保が難しくなるなか、貴社では、生産性向上に向けた取り組みをしていますか。1～9の中から最大3つまでお答えください。なお、特になしという方は0を選択下さい。</p>		<p>回答欄</p> <p>1.～9.</p>	<p>1. 機械設備の導入 2. IT投資の実施 3. 企業間連携による業務の共同化等 4. 業務の外注 5. 高付加価値業務への集中・転換、単価の引上げ</p>	<p>6. 業務プロセスの改善 7. M&Aなどの事業再編による規模の拡大 8. 人材育成の実施 9. 働きやすい環境や制度の整備 0. 特になし</p>	<p>(業種番号表)</p> <table border="1"> <tr><td>(11) 食料品製造業</td><td>(19) ゴム製品製造業</td><td>(27) 彫刻業、熱処理業</td></tr> <tr><td>(12) 繊維工業（衣服・その他の繊維製品を除く）</td><td>(20) なめしかわ・同製品、毛皮製造業</td><td>(28) 一般機械器具製造業</td></tr> <tr><td>(13) 衣服・その他の繊維製品製造業</td><td>(21) 塗料・土石製品製造業</td><td>(29) 輸送用機械器具製造業</td></tr> <tr><td>(14) 木材・木製品製造業（家具を除く）</td><td>(22) 鉄鋼業</td><td>(30) 精密機械器具製造業</td></tr> <tr><td>(15) 家具・装飾品製造業</td><td>(23) 非鉄金属製造業</td><td>(31) 貴金属製造業</td></tr> <tr><td>(16) パルプ・紙・紙加工品製造業</td><td>(24) 金属製品製造業（25・26を除く）</td><td>(32) がん具・運動競技用具製造業</td></tr> <tr><td>(17) 出版・印刷・同関連産業</td><td>(25) 建設用・建築用金属製品製造業（製かん取企業を含む）</td><td>(33) 装身具・装飾品・ボタン同関連製造業</td></tr> <tr><td>(18) 化学工業</td><td>(26) 金属プレス・メッキ</td><td>(34) プラスチック製品製造業</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>(35) その他の製造業</td></tr> </table>	(11) 食料品製造業	(19) ゴム製品製造業	(27) 彫刻業、熱処理業	(12) 繊維工業（衣服・その他の繊維製品を除く）	(20) なめしかわ・同製品、毛皮製造業	(28) 一般機械器具製造業	(13) 衣服・その他の繊維製品製造業	(21) 塗料・土石製品製造業	(29) 輸送用機械器具製造業	(14) 木材・木製品製造業（家具を除く）	(22) 鉄鋼業	(30) 精密機械器具製造業	(15) 家具・装飾品製造業	(23) 非鉄金属製造業	(31) 貴金属製造業	(16) パルプ・紙・紙加工品製造業	(24) 金属製品製造業（25・26を除く）	(32) がん具・運動競技用具製造業	(17) 出版・印刷・同関連産業	(25) 建設用・建築用金属製品製造業（製かん取企業を含む）	(33) 装身具・装飾品・ボタン同関連製造業	(18) 化学工業	(26) 金属プレス・メッキ	(34) プラスチック製品製造業			(35) その他の製造業																					
(11) 食料品製造業	(19) ゴム製品製造業	(27) 彫刻業、熱処理業																																																			
(12) 繊維工業（衣服・その他の繊維製品を除く）	(20) なめしかわ・同製品、毛皮製造業	(28) 一般機械器具製造業																																																			
(13) 衣服・その他の繊維製品製造業	(21) 塗料・土石製品製造業	(29) 輸送用機械器具製造業																																																			
(14) 木材・木製品製造業（家具を除く）	(22) 鉄鋼業	(30) 精密機械器具製造業																																																			
(15) 家具・装飾品製造業	(23) 非鉄金属製造業	(31) 貴金属製造業																																																			
(16) パルプ・紙・紙加工品製造業	(24) 金属製品製造業（25・26を除く）	(32) がん具・運動競技用具製造業																																																			
(17) 出版・印刷・同関連産業	(25) 建設用・建築用金属製品製造業（製かん取企業を含む）	(33) 装身具・装飾品・ボタン同関連製造業																																																			
(18) 化学工業	(26) 金属プレス・メッキ	(34) プラスチック製品製造業																																																			
		(35) その他の製造業																																																			
<p>問5. 貴社では、人材育成や確保のために、地域金融機関に対して融資以外の点で求めることはありますか。1～9の中から最大3つまで選んでお答えください。なお、特になしという方は0を選択下さい。</p>		<p>回答欄</p> <p>1.～9.</p>	<p>1. 人材の紹介・派遣 2. 取引先金融機関の人材を派遣 3. 人材マッチングサービスの活用 4. 補助金・助成金の紹介 5. 採用にかかる情報提供</p>	<p>6. 社労士等の専門家紹介 7. 従業員研修の実施 8. 他企業の先進事例紹介 9. 福利厚生サービス等の利用提案 0. 特に求めていない</p>	<p>調査員のコメント</p> <p>お忙しいところご協力いただきましてありがとうございました。</p>																																																

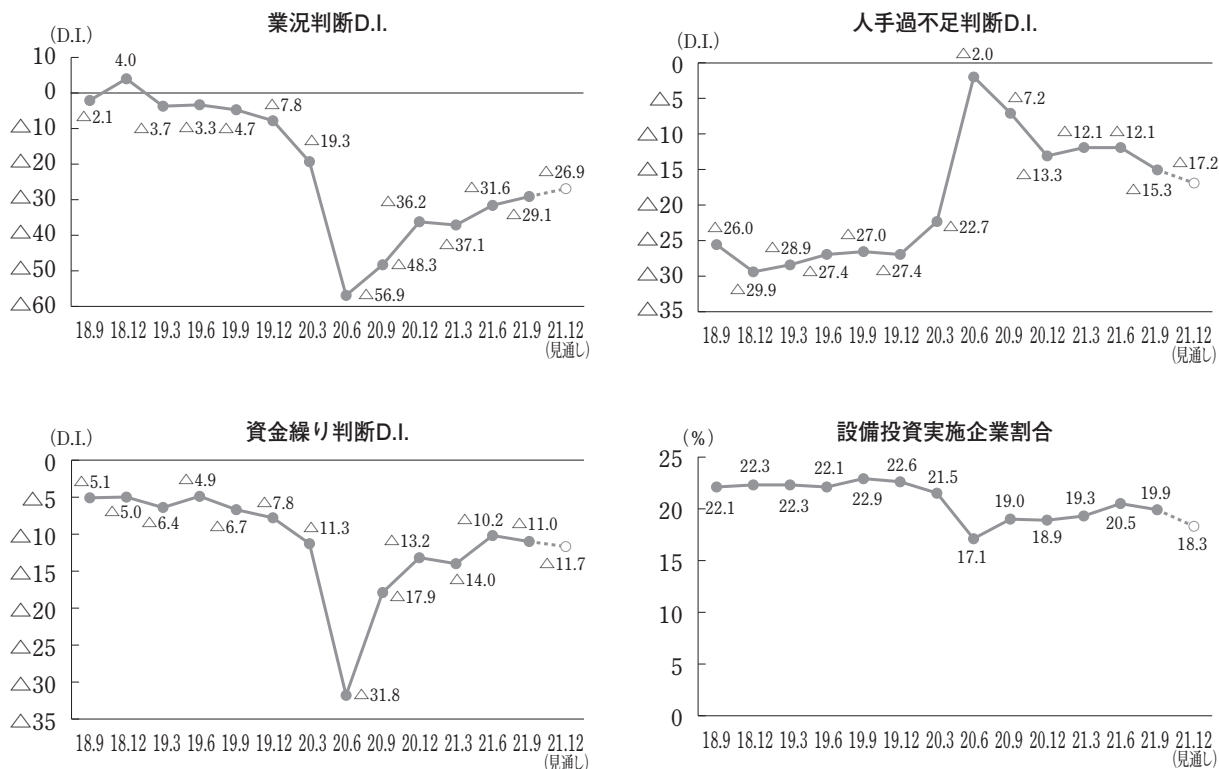
（備考）信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

図表2 国内の新規感染者数の推移



(備考) 厚生労働省資料等より信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

図表3 全国中小企業景気動向調査における主要指標の推移



(備考) 信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

比較すれば、相対的に良い水準にある。もっとも、プラスマイナス0前後だった新型コロナウイルス感染拡大前と比較すると、依然とし

て低水準にとどまっている。また、2021年12月見通しは△26.9と、2.2ポイントの改善を見込んでいる。

そのほかの指標を整理する。人手過不足判断D.I.は、2021年9月で△15.3と前期比で3.2ポイント人手不足感が拡大し、人手不足感が強まっていることを示唆している（図表3右上）。建設業や製造業を中心に人手不足感はいまだに根強く、業況が厳しいなかでも人手不足に悩む企業が多いことが表れている。

資金繰り判断D.I.は、2021年9月で△11.0と前期比で0.8ポイント悪化した（図表3左下）。水準自体は、コロナショック以前にはおおよばないものの、業況判断D.I.と比較すると大きく回復している。このことから、本業の回復は依然として進まないながらも、持続化給付金や、実質無利子・無担保融資などの政府による企業への資金繰り支援策が一定の効果を挙げていることが示唆される。

設備投資実施企業割合は、2021年9月に19.9%と前期比で0.6ポイント悪化した。新型コロナウイルス感染拡大後、着実に改善傾向にあったが、上昇は一服した。なお、見通しが1.6ポイント低下の18.3%となっているが、本調査の傾向として、実際の実績は、前期時点の見通しを上回ることが多いため、見通しが低いからと言って来期の設備投資実施企業割合が低下するとは限らない（図表3右下）。全体としては、業況は厳しい水準から、徐々に改善する傾向にあると言えよう。

2. 調査員のコメントから

今回も、信用金庫調査員を通じて、全国の中小企業・小規模事業者から多数のコメントが寄せられている。本稿では、これらのコメ

ントを「経営面での苦境」「業績好調」「人手不足」「仕入材料不足、価格高騰」「前向きな取組み」「信用金庫、金融機関の取組み」の6つに分け、動向をまとめる。

(1) 経営面での苦境

業況判断D.I.の低迷が続いていることからわかるように、新型コロナウイルスの感染拡大による国内消費の低迷などの負のショックは、2021年9月調査時点でも継続している。

調査員のコメントをみると、新型コロナウイルスの影響を受けて業績に悪影響が出たとの声は、前回よりはやや減少したものの、幅広い業種から寄せられている（図表4）。

一方で、今回の調査の特徴として、コロナとは関係のない、構造的ともいえる要因で苦境を訴える声が増えてきたことがあげられる（図表5）。これらの企業では、今後、コロナから経済が回復していく過程においても、取り残されるおそれがある。早期の対応が求められよう。

また、今回のコメントの中には、前回に引き続き廃業（将来的な可能性も含む。）に関するものも多くみられた（図表6）。これらの企業には、コロナ以前から業況が振るわないうところも含まれる。コロナ禍によって、廃業が加速する可能性が考えられよう。また、取引先の廃業によって、自社の業況が振るわないとのコメントも多くみられる（図表7）。中小企業の減少が進むなかで、地域全体の活力が失われてしまうおそれがある。

図表4 新型コロナにより業績に悪影響が出たとするコメント

コメント	業種	都道府県
スーパーやデパート等の催事イベントが減少し、売上が伸び悩んでいる。	室内装飾工事	北海道
巣ごもりにより外出用の服を着ない、また、葬儀等の参列も焼香のみのため、喪服をクリーニングに出さない。結果として需要が伸びない。	クリーニング業	北海道
コロナの影響により各種イベントが軒並み中止になり、売上が大幅に減少した。ワクチンが普及し、人の動きが活発になることを望む。	生麺製造	青森県
地公体の実施する旅行キャンペーンなども積極的に活用しているが、当地で感染情報が公表されるためにキャンセルが相次いでいる。	旅館業	山形県
新型コロナの影響でイベントの中止が相次ぎ、売上減少している。新規事業等は考えておらず、経費節減で耐えていく意向である。	テント、シート製造	岩手県
結婚式や運動会などのイベントがコロナ禍により自粛、縮小していることから売上減少している。外注している仕事を内製化することで経費節減につなげる。	写真業	宮城県
イベントの減少により、売上が減少している。	動物イベント業	茨城県
テナントから、今回は契約更新するが、コロナが改善しなければ次回（2～3年後）は解約する可能性があると言われる例が増えている。	貸事務所業	埼玉県
コロナ禍により、イベントや行事が軒並み中止になっており、需要減少が著しい。	呉服小売	静岡県
緊急事態宣言に伴い、人の流れが抑制され、面談が困難になったことで契約がスムーズに進まなくなっている。	不動産売買	静岡県
コロナ禍の影響で派遣社員を解雇した。自社でもコロナ感染者が出たため、思うように営業活動ができていない。	人材派遣	静岡県
コロナ禍により、民間航空機需要の回復時期が読めない。現在は人員を他社に派遣・出向させているが、場合によっては抜本的なリストラも検討する必要がある。	航空機部品組立	三重県
コロナの影響で、楽器販売が減少したほか、音楽教室の生徒が伸び悩んでいる。	楽器小売	滋賀県
ベトナム工場がコロナの影響で1か月以上停止し、商品出荷に遅れが出ている。	インナー卸売	大阪府
取引先の飲食店が酒類規制によって売上激減している。	酒類小売	兵庫県
店頭販売以外の、一定の売上を見込めるイベントが軒並み中止となっている。新規取引先を開拓する必要がある。	パン小売	広島県
コロナの影響で売上げ回復が見通せない状況。個人資産からの補填で資金繰りをしている。	土産品卸売	大分県
コロナの影響で、家賃を滞納する顧客が増えている。	不動産業	東京都

(備考) 第185回全国中小企業景気動向調査および東京都信用金庫協会資料より信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成（以下同じ）

図表5 コロナ以外で業績に悪影響が出ているとするコメント

コメント	業種	都道府県
赤字覚悟で見積もりを出してくる企業が多く、案件獲得が難しくなっている。	金型部品製造	埼玉県
大手ハウスメーカーやローコスト住宅の参入あり、苦戦を強いられている。	住宅建築	千葉県
取引先の受注減少により、当社も売上が減少している。要因としては、ホームセンターやネット通販の拡大が大きい。	コンビニエンスストア	神奈川県
企業を中心に印鑑離れが進んでおり、事業の多角化が必要。	印鑑製造	山梨県
コロナの影響より、顧客の高齢化のほうが問題である。	理容室	静岡県
コロナの影響で売上げ減少。大手衣料販売店の廉価商法を受け、今後も厳しい業況が進む見通し。	各種繊維品卸売	静岡県
サブスクリプションの台頭により厳しい状況。事業再構築補助金の利用を視野に入れ、新たな販路を開拓していく方針。	ビデオレンタル	静岡県
慢性的な赤字体質が続いている。業界内で廃業やM&Aも多く、今後の展望を考える必要がある。	クリアケース製造	大阪府
既存顧客の高齢化や若年層の減少に伴い、顧客が減少し競争も激化している。	自動車修理販売	兵庫県

図表6 廃業に関連するコメント

コメント	業種	都道府県
廃業を検討しているが、従業員の意向により営業を続けている。今後、状況を見て信用金庫からM&Aなども打診する方針。	自動車整備	北海道
設備が老朽化して使用できなくなったため、在庫を売りつくした段階で廃業する予定。	コンクリートブロック製造	山形県
後継者不在につき、廃業を検討している。	鞆小売	茨城県
後継者不在につき8月で廃業。M&Aではなく、不動産を売却した。	自動車整備	静岡県
補助金等が乏しく、預貯金を切り崩している。このままでは廃業も視野にある。	スポーツ用品小売	奈良県
JRが回数券を廃止したことで、当社主力商品の入手が困難になったことから、廃業の予定。	チケット販売店	兵庫県
飲食店がコロナの影響で時短や休業に陥り、販売が大幅に減少。今後も回復の見通しなく、自分の代で廃業予定。	日用食料品販売	岡山県
コロナの影響で来店客は減少傾向にある。後継者が存在しないため、あと何年店を続けるか悩んでいる。	床屋	大分県

図表7 取引先の廃業に伴い業況が振るわないとするコメント

コメント	業種	都道府県
コロナ禍の影響で、主力取引先であるホテルやクリーニング店の廃業が相次いでいる。	業務用洗剤卸売	北海道
取引農家が廃業しており、売上が減少基調。若い世代の農家ともつながりを持っているが、値段でしか判断しない先も多く、将来的には事業が難しくなるかもしれない。	農業機械販売	岩手県
取引先に事業縮小や廃業を行う先が増えている。当社も従業員の高齢化により、多数の企業に訪問することができなくなり、高単価の取引先に集中している。	建築用資材卸売	埼玉県
全国のブティックに倒産、廃業が増加しており、販売数が減少傾向にある。	婦人服卸	兵庫県

(2) 業績好調

業況が厳しいとする企業が多い一方で、コロナ禍の中でも需要が増加しているとするコメントも、幅広い業種から寄せられている(図表8)。

また、今回の調査では、ECサイト等のネット販売や、SNSなどの情報発信ツールによって需要を獲得したとのコメントも数多くみられた(図表9)。対面での販売が困難になるなかで、需要を獲得するための手段として注目される。ただし、一方で「現在、経営改善のためインターネット販売に注力しているが、ネット支払手数料が重荷になってい

る。(自動車販売 奈良県)」や「3月よりECサイトで販売を開始したが、まだ効果がない。(珍味調味料卸売 山口県)」とのコメントもあり、インターネット販売を強化している企業すべてで成果が出ているわけではないことにも留意する必要がある。

(3) 人手不足

前回までの調査に引き続き、人手不足を訴えるコメントが多くみられた(図表10)。「中小企業は新規採用のハードルが高い。そこまで労力とお金をかけられない。(精密機械部品製造 岐阜県)」や「希望の人材をハ

図表8 業績好調とのコメント

コメント	業種	都道府県
国道強靱化計画に伴う整備工事を受注している。今後も継続的に発注が見込まれており、追い風になる見通し。	総合工事業	山形県
工作機械部品や、5G関連の受注が好調。コロナで昨年止まっていた仕事が動き出した印象。	部品加工	新潟県
コロナ検査キットの受注が相変わらず多い。また、今年はインフルエンザ検査キットの受注も多い。	医療用検査キット製造	富山県
コロナ禍で土地処分を希望する人が増えており、今後は案件が増える見込み。	不動産仲介	静岡県
ネット販売中心であるため、コロナ禍でありながら好調に推移している。労働環境についても整備している。	小売、卸売	三重県
解体工事や廃棄物処理などの受注は堅調である。	建築工事業	大阪府
コロナの影響で機械の入替を延期していた取引先が、今期に入替を決定したため、受注が大幅に増加している。	アルミ灰処理プラント製造	兵庫県
コロナ禍により、田舎暮らしやリゾート地としての需要が高まっている。問い合わせや商談も多く、業況は堅調。	不動産仲介	兵庫県
長年地元の消防団や役員を務めるなど、地域のコミュニティを大切にしてきたことが現在の仕事の受注につながっている。	建設業	東京都

図表9 ネット販売やSNSにより需要を獲得したとするコメント

コメント	業種	都道府県
コロナの影響は若干あるが、リモート、ネット等のオンラインを活用した不動産情報の提供により、契約は順調に推移している。	不動産代理、仲介業	山形県
顧客は地元の高齢者が中心だが、新たに経営陣に加わった若夫婦がSNS等を活用して若い世代の顧客を増やしている。キャッシュレス決済の導入を検討中。	スーパーマーケット	埼玉県
巣ごもり需要が一段落したもの、インターネットによる販売が増加傾向にある。	生地、カーテン小売	埼玉県
女性スタッフの活躍により、売上増加につなげている。HPやブログのデザインの改善により、いい結果が出ている。今後も、エンドユーザーへのアピール方法を模索中。	建売販売、建築	埼玉県
コロナ禍のなか、引き続きネット販売が好調。従業員満足度も高く、風通しの良い職場となっている。	生活雑貨販売	山梨県
付加価値上昇に向け、一般個人向けの販売にも着手し、インスタグラム等のSNSも活用している。どの業種においてもIT化は欠かせないと認識。	建築資材、材料卸	静岡県
コロナの影響でフェアやセールが縮小、中止となっている。HP通販に力を入れており、リピート率が高い。	衣料販売	愛媛県

ローワークやネットに掲示しているが、なかなか集まらない。人材派遣からの紹介では手数料が高い。(通信機器部品製造 埼玉県)」というコメントに代表されるように、中小企業は採用の上で大きなハンデを負っているといえる。

一方で、図表11のように、職場環境の整備や働き方改革などを通じて人手の定着を図

ろうとする動きや、人材育成を通じて職場の生産性を引き上げようとする動きもみられる。今後は、「人手不足の解消が課題。セルフレジや電子マネーの導入で生産性向上にも取り組んでいる。(スーパーマーケット 静岡県)」や「機械の導入により人手不足解消を図る方針。ゆくゆくはほとんどの作業をオートメーション化したいと考えている。

図表10 人手不足を訴えるコメント

コメント	業種	都道府県
慢性的な人手不足で、特に若年層の従業員が少ない。	電子機器製造	北海道
従来より人手不足に悩んでいるが、募集をかけても問い合わせすらない状況。近年は外国人実習生を採用しているが、コロナ禍を受けスムーズに行えていない。	土木建設業	北海道
現場作業員が不足しており、高齢者や外国人の受入れを実施している。	総合ビル管理	岩手県
現場職員が足りていない。地元に若い人が少なく、採用が困難である。	自動車整備	福島県
外国人を受け入れているが、最終的に帰国してしまうため、根本的な解決にはならない。	合成樹脂製造	埼玉県
現場の人手不足が深刻な課題。若手の採用や育成に注力する。	機械修理業	神奈川県
1人親方の高齢化と、若手職員の不足が悩みの種となっている。	上下水道、水回り整備	長野県
長年、人手不足が続いている。外国人労働者で補っていたが、コロナ禍で入国が困難となっている。	食品容器製造	愛知県
アルバイト（高校生）の確保が難しく、女性や高齢者の雇用も検討している。	ガソリンスタンド	岡山県
人材募集しているが、有資格者で経験者のみの採用のため、応募がない。	総合建設業	岡山県
現場作業が人手不足であり、高齢者の就業促進を実施している。	総合工事業	愛媛県
若手人材の確保が課題。数年で離職するものが多く、続かない。会社側にも問題がある。	土木工事業	大分県
慢性的な人手不足により、同業者間で人材の獲得競争が激しく、人件費が増加している。	コンビニエンスストア	東京都

図表11 働きやすい環境の整備や人材育成についてのコメント

コメント	業種	都道府県
現場作業員確保に向けて継続的に努力中。働き方改革に伴う有給取得についても継続的に実施する。	内装資材卸売	福島県
職場環境（休暇、労働時間、人間関係、コミュニケーション）がよく、社員が定着している。ミーティング等を通じ、社内の統制が図られている。	自動車小売業	新潟県
若い社員の定着率が低いため、働きやすい環境の整備に取り組んでいる。	不動産売買	新潟県
働き方改革として、残業を0時間とする取組を行っている。	自動車整備販売	静岡県
新しい人材に対し、元代表者がつきっきりで指導を行っている。	建設業	静岡県
イクボス宣言を行い、人材確保に力を入れている。	管工事、土木工事	滋賀県
働きやすい環境を整え、子育てや介護などにも取り組めるよう配慮した職場を築いている。	不動産業	兵庫県
最低賃金の引上げに伴い、人件費負担が増してきている。職場環境を改善し、若手従業員の確保と育成に注力する。	鎖製造業	兵庫県
業界内での評判がよく、従業員の退職があっても次の採用がすぐに決まる。現在は取引先との単価引上げ交渉を行っており、収益力高まれば従業員に還元する予定。	運送業	鳥取県

（鮮魚加工品販売 三重県）」のように、設備投資による生産性向上を通じた人手不足解消を進めていくことなども求められよう。

(4) 仕入材料不足、価格高騰

今回の調査においては、ウッドショック

（図表12）、半導体不足（図表13）、その他原材料不足や資源価格高騰（図表14）といった、いわゆる仕入の「不足」や「価格上昇」に関連するコメントが前回からさらに多くみられた。

中小企業は、仕入価格の上昇を販売価格に

図表12 ウッドショックによって悪影響を受けているとするコメント

コメント	業種	都道府県
ウッドショックの影響により、木材の確保に苦勞している。販売価格への転嫁を行っている。	建築資材卸売	北海道
ウッドショックによる原材料価格の高騰で、利幅の減少は確実である。	オフィス家具製造	北海道
ウッドショックの影響で仕入単価が上昇しており、木材確保も困難になっている。	木材卸売	群馬県
ウッドショックの影響を受け、仕入価格が上がり続けている。販売価格を引き上げてはいるが、全額は転嫁できない。	建築資材卸売	神奈川県
ウッドショックによる原価上昇を価格に転嫁できるかが課題。今が正念場と感じている。	住宅建築	静岡県
コロナの影響で需要が落ち込んでいるうえ、ウッドショックの影響で家具が高騰している。	家具小売	静岡県
ウッドショックによる木材価格の上昇と、仕入物件の不足によって、利幅は縮小している。	土地売買業	大阪府
コロナに加えウッドショックの影響で、売上減と仕入価格上昇が同時にきている。	家具小売	大阪府
ウッドショックにより、国内材も高騰しており、利幅が圧縮されている。	製材業	和歌山県
ウッドショックによる原材料上昇を懸念している。高付加価値の建売販売を検討している。	建売業	大分県
材木の輸入が止まっており、仕入ができず受注を確保することが困難である。	材木建材卸売	東京都

図表13 半導体不足によって悪影響を受けているとするコメント

コメント	業種	都道府県
半導体不足による新車製造停止により、中古車市場が活性化しているため、仕入が低下している。	自動車リサイクル、廃棄物処理	神奈川県
大手自動車メーカーの減産の影響が出始めている。	四駆自動車用部品	静岡県
半導体不足による自動車業界不況の影響で、設備導入企業が減少している。	工作機械販売	静岡県
世界的な半導体不足を受け、自動車業界全体が生産縮小しており、影響を受けている。	自動車部品製造	愛知県
コロナ禍や半導体不足の影響で、計画変更等が発生し売上回復に至っていない。現場作業員の人材確保にも苦慮している。	産業用機械製造	愛知県
半導体等の原材料価格が上昇しているが、同業他社との競争もあるため、販売価格引上げは行わない。	高圧洗浄機製造	兵庫県

図表14 その他原材料不足や資源価格高騰についてのコメント

コメント	業種	都道府県
ウッドショックによる木材の価格高騰に加え、ビニール系の材料価格も上昇傾向にある。現在は価格転嫁できているが、今後を心配している。	リフォーム工事	岩手県
米中の景気回復に伴い、仕入価格の上昇が続いている。	コンクリート製品製造	福島県
資材不足から仕入価格が上昇しており、不採算現場が多発している。	建築資材卸売	新潟県
関東圏からの見積もり依頼は例年以上。ただし、材料の高騰もあり、慎重に対応している。	建築鉄骨	長野県
ウッドショックによる木材価格の高騰に加え、その他の資材や運搬費まで上昇している。	住宅建設投資	愛知県
業務で使用するオイルの価格が上昇しており、利益率が徐々に悪化している。	各種精密金型製作	大阪府
資金繰りには余裕があるものの、材料費上昇や県外への移動制限など、懸念すべきことが多い。	省力機器設計、製造	岡山県
旺盛な海外需要を受けて、鉄鋼価格がかなり上昇している。	金属プレス業	広島県

十分に転嫁できないことも多いため、仕入価格の上昇は業績の悪化と関連が強い^(注1)。今後、コロナ禍から回復していく中で、仕入の動向に注視する必要がある。

内容を見直すというコメント（図表15）や、新分野参入や新商品開発など、前向きな取組みを行っているとのコメント（図表16）も多数みられた。

(5) 前向きな取組み

今回の調査では、事業転換や、M&Aなどを通じた事業拡大を図るなど、抜本的に事業

(6) 信用金庫、金融機関の取組み

コロナ禍が冷めやらぬなか、信用金庫をはじめとする金融機関に求められる役割は

図表15 事業転換や事業拡大についてのコメント

コメント	業種	都道府県
後継者不在につき、M&Aによる事業譲渡を検討している。	自動車部品の金型製造	埼玉県
取引先飲食店の業況が厳しく、当社も売上確保が難しい。M&Aによる新規事業参入への意欲は旺盛である。	醤油、味噌、酒類卸売	新潟県
慢性的に人手不足であり、受注制限している。代表者は、同業界での成長に限界を感じており、他業種進出を検討中。	自動車板金	新潟県
不採算だったオフセット部門から撤退し、オンデマンド印刷に注力する。収益確保と経費削減効果が期待できる。	各種印刷	静岡県
若手人材の育成が急務。同業他社へのM&Aの可能性もある。	瓦製造	愛知県
現場の人手不足解消のため、M&Aも検討中。	土地売買、建築業	滋賀県

図表16 新分野参入や新商品開発についてのコメント

コメント	業種	都道府県
コロナにより、携帯電話の買い替え周期が長期化している。打開策として、買い取った携帯電話の中古販売を展開する予定。	携帯電話代理店	北海道
コマースの投入や、コンセプト重視の住まいづくりを通じて、新規顧客を獲得し、受注増につながっている。	木造住宅販売	北海道
事業再構築補助金を申請し、高齢者住宅等への洗濯代行業を開始した。	洗濯業	北海道
今後、DX化による事務の効率化を図りつつ、コワーキングスペースなど他業態への進出も視野に入れている。	米、燃料等小売	山形県
コロナ禍による消費者の外出自粛や時短営業のため、売上減少。テイクアウト弁当等の販売を強化している。	飲食店	富山県
コロナの影響で、卸業はもちろん、自社飲食業も低迷している。新事業としてフランチャイズチェーンに加盟し、高齢者向け宅配弁当サービスを開始した。	酒類販売	広島県
店舗の外装を一新し、店内に新しいテーブルを導入するなど、顧客にとって印象の良い店舗を目指して徐々に改装中。	自動車修理販売	山口県
コロナ禍で需要が減少するなか、チャイルドシートのクリーニングや、クリーニングの配達サービスを開始するなど、独自サービスで業況改善を図っている。	クリーニング業	福岡県

(注)1. 中小企業の仕入価格の動向については、2021年10月26日発信のニュース&トピックス「中小企業の仕入価格判断D.I.、2014年以来の高水準 —全国中小企業景気動向調査の結果から—」<https://www.scbri.jp/PDFnews&topics/20211026.pdf>を参照されたい。

図表17 金融機関の取組みについてのコメント

コメント	業種	都道府県
業務用主体のため、個人向け商品の開発を検討中。高付加価値品の製造を検討している。信用金庫からは、クラウドファンディングを紹介した。	食料品製造業	北海道
今年、事業主が死亡し、長男が承継した。今後の事業展開を含めて、信用金庫が相談に乗っていく予定。	青果物販売	岩手県
代表者高齢化に伴い、事業譲渡を検討。外部機関等の紹介を金融機関に求めている。	照明器具卸売	埼玉県
コロナ禍前は定期的にイベントを開いており来店客も多かったが、最近は来店がほぼない。引き続き、補助金や支援金などの案内を行う。	靴小売	神奈川県
信用金庫から税理士を紹介し、業務の効率化を図った。	給排水工事	静岡県
まん延防止措置の影響で、併設している飲食業を休業。取引先の旅館も顧客が激減しており、取引先を変更する必要がある。信用金庫から、インスタグラム等ネット販売について提案する。	水産物卸売業	静岡県
人材関連で、金融機関への情報提供希望があった。	不動産仲介	静岡県
ベトナムからの人材受入に動いているが、コロナの影響により受入れができなくなっている。金融機関には、人材紹介や従業員研修の実施を求めている。	かまぼこ、 てんぷら製造	和歌山県
コロナを受け飲食業への販売減少、原材料も高騰している。金融機関には、補助金関係の情報を求めている。	素麺製造	兵庫県
信用金庫の紹介でビジネスマッチングを協議中、販路拡大のために積極的に動いていく意向。	火力発電、ボイラ 部品製造	広島県
土地情報について、信用金庫からの情報提供を望んでいる。	不動産仲介	広島県
個室ジム経営などの新規事業参入を検討している。信用金庫からは、よろず支援拠点等を案内した。	カラオケ店	沖縄県

大きく、各機関とも対応を行っている。本稿では、金融機関の取組みや、中小企業が金融機関に求めていることについてのコメント（図表17）を紹介する。

おわりに

本稿では、2021年9月に実施された全国中小企業景気動向調査における調査員のコメント欄をもとに、中小企業の動向についてまとめた。

新型コロナウイルスの被害を受けている企業からの声は、ピーク時から比較すると減少はしたものの、依然として多く寄せられている。また、今回の特徴として人手不足や仕入不足、価格上昇など、コロナ禍から立ち直りつつあるなかで新たな問題に直面している企

業の姿がうかがえる。

2021年12月調査（調査時期：12月初旬）においては、特別調査で「2022年（令和4年）の経営見通し」をテーマとし、調査を実施する。仕入価格の上昇については、継続して調査して結果を還元する予定である。

本稿で採用しているコメントは、いずれも信用金庫職員が調査員となり、渉外活動を通じて収集したものである。それぞれの事業者の置かれている現下の状況について、数多くのコメントをお寄せいただいた。調査にご協力いただいた中小企業経営者と信用金庫職員の方々に対してお礼を申し上げる。

最後に、今回お寄せいただいたコメントのなかで、最も筆者の心を打ったものを紹介する（図表18）。中小企業の経営に数多くの困

図表18 筆者の心を打ったコメント

コメント	業種	都道府県
代表者は常々、人材に恵まれていると語っている。従業員も、働きやすい職場と口にしていて、人材を大切にすることで働きやすい環境を整備することが業況に良い影響を与えるいい見本となっている。	仕出し弁当	山梨県

難が降りかかるなか、経営者と従業員がお互
 いを大事にすることで企業価値を高める好循
 環を達成できている好例と言えよう。このよ
 うな人を大切にする会社が1つでも増えるこ
 とを心から願っている。

〈参考資料〉

・信金中央金庫「第185回中小企業景気動向調査（2021年7-9月期）」

SMBC日興証券株式会社の「週3日・週4日勤務制度」

信金中央金庫 地域・中小企業研究所上席主任研究員

とね かずゆき
刀襦 和之

(キーワード) 選択的週休3日制、SMBC日興証券株式会社、働き方改革、自律的なキャリア形成、ワーク・ライフ・バランス、週3日・週4日勤務制度

(視 点)

2021年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2021」(骨太方針2021)で選択的週休3日制が取り上げられるなど、希望する社員が勤務日数を変更可能な仕組みの導入に注目が集まる。仕事とプライベートの両立、学び直しの時間確保、副業・余暇活動に重点を置くライフスタイルなど、社員一人ひとりの価値観・働き方は多様化している。同制度は、社員のエンゲージメントを高め、定着率の上昇が期待される。また企業は優秀な人材の確保に加え、生産性の高い組織運営による人件費の削減効果なども見込まれる。そのため今後、信用金庫においても同制度の導入を検討する動きがみられると予想される。

そこで本稿では、SMBC日興証券株式会社が2020年4月に導入した「週3日・週4日勤務制度」を取り上げる。同社は社員の年代ステージごとの意識変化やライフイベントに対応するため同制度を導入した。育児・介護理由の利用に加えて、今後は自律的なキャリア形成やセカンドライフ実現のための選択が見込まれる。

(要 旨)

- 働き方改革やワーク・ライフ・バランスを実現するための一手法として、選択的週休3日制の導入に注目が集まる。
- SMBC日興証券株式会社は、社員に多様な働き方の選択肢を提供するため、2020年4月に「週3日・週4日勤務制度」を導入した。
- 処遇面をみると、週3日勤務者の給与は通常勤務時の60%、週4日勤務者だと80%となるが、人事評価の基準などは通常勤務者と同じ目線である。
- 導入から1年半が経過し、育児・介護理由のある社員などで利用がみられ始めた。同社では、今後、自律的なキャリア形成やセカンドライフの実現に向けて同制度を能動的に選択するベテラン層社員が増えると予想する。

はじめに

2021年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2021」（骨太方針2021）で選択的週休3日制が取り上げられるなど、希望する社員が勤務日数を変更可能な仕組みの導入に注目が集まる。仕事とプライベートの両立、学び直しの時間確保、副業・余暇活動に重点を置くライフスタイルなど、社員一人ひとりの価値観・働き方は多様化している。同制度は、社員のエンゲージメントを高め、定着率の上昇が期待される。また企業は優秀な人材の確保に加え、生産性の高い組織運営による人件費の削減効果なども見込まれる。そのため今後、信用金庫においても同制度の導入を検討する動きがみられると予想される。

そこで本稿では、SMBC日興証券株式会社が2020年4月に導入した「週3日・週4日勤務制度」を取り上げる。同社は社員の年代ステージごとの意識変化やライフイベントに対応するため同制度を導入した。育児・介護理由の利用に加えて、今後は自律的なキャリア形成やセカンドライフ実現のための選択が見込まれる。

1. 選択的週休3日制に注目が集まる

政府は2021年6月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2021」（骨太方針2021）に、希望する人は週休3日を選択可能な「選択的週休3日制」を盛り込み、産業界に導入を呼びかけた。

人口減少による労働力不足への対応やワー

ク・ライフ・バランスの実現が求められるなか、企業は多様な価値観・働き方を求める社員に複数の選択肢を提供し続ける必要性が高まっている。

希望する社員の勤務日数を減らす（休日日数を増やす）ことで、ベテラン層を中心に深刻化する介護離職問題の解決、社外での活動に価値を見出す若手社員の中途退職防止などが期待される。同制度の導入は企業にとって、人材の採用や確保の面で期待が大きいだろう。また社員の立場に立つと、ライフステージに沿った柔軟な働き方が可能となり、仕事とプライベートの両立、生産性の高い働き方の実現などが見込まれる。

多くの信用金庫が採用難や中途退職増に起因する常勤役員数の減少に苦慮するなか、今後は解決策の一つとして同制度を導入する事例が増えていくと予想される。

なお、同制度は大きく、①休暇日数、②1日勤務時間、③（支給する）給与を組み合わせた3タイプに大別される（図表1）。そのため導入にあたっては、それぞれのメリット・デメリットなどを考慮し制度設計することが求められる。

そこで本稿では、SMBC日興証券株式会社が2020年4月に導入した「週3日・週4日勤務」を紹介する。同社は社員の年代ステージごとの意識変化やライフイベントに対応するため同制度を導入しており、今後、同様の施策を検討する信用金庫にとって参考となる点が多い。

図表1 週休3日制度のタイプ（代表例）

分類（イメージ）	勤務日数	1日勤務時間	給与
週休3日①（休日を増やし1日勤務時間を変更しないが、給与は変更せず）	4日	8時間	100%
週休3日②（休日を増やし1日勤務時間を変更しないが、給与を減らす）	4日	8時間	80%
週休3日③（休日を増やすが1日勤務時間を増やし、給与は変更せず）	4日	10時間	100%

（備考）通常勤務（100%の給与支給）は、1日8時間の週5日40時間勤務を想定する。

2. SMBC日興証券株式会社の週3日・週4日勤務制度

（1）導入の経緯

SMBC日興証券株式会社は、2020年4月に「週3日・週4日勤務制度」を導入し、社員の柔軟な働き方の選択肢を広げることとした（図表2）。導入の議論開始は2018年頃となる。2018年7月に公布された「働き方改革関連法」（働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律）への対応など、同社においてもワーク・ライフ・バランスや働き方改革の実現に向けた人事諸制度のアップデートが検討されていた。

ここでは、社員の年代ステージごとの意識変化やライフイベントに応じた各種制度を整備することで、社員のエンゲージメントを高

図表2 SMBC日興証券株式会社の概要

会社名	SMBC日興証券株式会社
本店所在地	東京都千代田区丸の内
資本金	100億円
株主	株式会社三井住友フィナンシャルグループ100%
純資産	866,943百万円
人員数	9,538人 ※SMBC日興証券単体
国内営業拠点	129店舗

（備考）2021年3月末現在

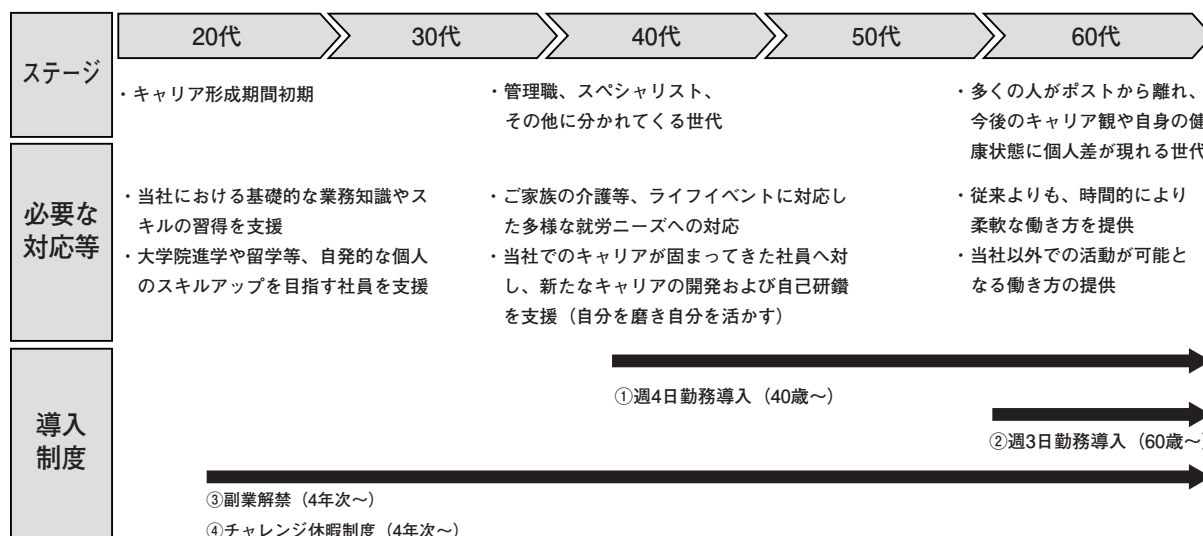
め、自律的なキャリア形成を支援するような多様な働き方の選択肢の提供が検討俎上にあった（図表3）。

社員組合を通じて事前調査を行ったところ、働き方の選択肢として週3日勤務（週休4日）や週4日勤務（週休3日）のニーズは高く、特段の反対意見はみられなかった。特に40代以降のベテラン層社員を中心に家族の介護問題などから一定期間、週3日または週4日勤務を求める声が寄せられた。同制度は、全社員に選択を迫る施策ではなく、不利益更新に該当しない。そのため同社は、通常の就業規則の変更手続きを経て2020年4月、「週3日・週4日勤務制度」の導入に至った。なお同制度は、「週3日勤務制度」と「週4日勤務制度」の2つの制度からなるが、仕組みのうえで重複する部分が多いため、週3日・週4日勤務制度と呼ばれている。

（2）導入の目的

同制度の導入目的は、①社員の自律的なキャリア形成支援、②年代ごとに顕在化する育児・介護ニーズや自身の健康状態などに対応できる柔軟な働き方の選択肢の提供の2点である。

図表3 多様な働き方の選択肢を提供するための施策



（備考）図表2から4までSMBC日興証券株式会社資料より信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

① 社員の自律的なキャリア形成支援

同社の基本的な人事制度は、60歳で定年年齢となり、その後は再雇用社員として活躍する。一般に60歳以降の社員は社内のポストから離れ、個々人の価値観、ライフスタイル、自身の健康状態などで働き方が異なっていくだろう。そこで同社は同制度を導入し、60歳以降の社員が副業や趣味などの余暇活動、家庭生活を重視した働き方などを実現できるようにした。

ただし60歳以降のセカンドライフに向けた準備には一定の年数が必要とされる。そこで同社は社内における立ち位置や今後のキャリア観が多様化していく40歳以上のベテラン層社員が自律的なキャリア形成に時間を割けるよう週4日勤務を認めることにした。ベテラン層社員は将来に向けた資格取得のための学び直しや副業・余暇活動に携わりつつ、同社で働き続けることが可能となる。

② 柔軟な働き方の選択肢の提供

同社は、年代ごとに顕在化する育児・介護ニーズや自身の健康状態などに対応できる柔軟な働き方の選択肢を提供するため、同制度を導入した。なお、同社は既に手厚い両立支援策などが整備されており、同制度は社員のよりきめ細かいニーズに応える狙いで導入したものと言える。

具体的には、40歳以上のベテラン層社員は、家族の介護問題などが顕在化し始める世代であり、意図しない介護離職などを防止する観点から介護理由による週3日勤務を可能とした。また、育児による同制度の選択ニーズも一定数いると想定された。そこで同社は30歳以上の社員に対し育児理由による週4日勤務を選択可能とし、あわせて介護理由も対象に加えた。

3. 同制度の仕組み

週3日・週4日勤務制度の仕組みは以下のとおりである。

(1) 対象者

対象者は週3日勤務と週4日勤務で異なる。

週3日勤務の対象者は、①欠勤・休職中ではない60歳以上の社員、②介護理由のある40歳以上の社員となる。繰り返しとなるが、60歳以上の社員に対しては特段の条件を設けておらず、副業・余暇活動に時間を充てることも可能である。一方の40歳以上の社員については介護理由を条件に設けている。

週4日勤務の対象者は、①欠勤・休職中ではない40歳以上の社員、②育児・介護理由のある30歳以上の社員となる。これは、40歳以上のベテラン層社員がセカンドライフを見据えた自律的なキャリア形成に時間を割けるようにする狙いがある。

また、育児・介護理由で週4日勤務を希望する社員もいると考え、30歳から選択できるようにした。

ただし、管理職および時短勤務中の社員は同制度の対象外となる。管理職を対象外とした理由は、マネジメント面で問題の生じる懸念が指摘されたためである。また30歳未満の社員には、日常業務を通じた成長を期待するため、同制度の対象外とした（育児・介護理由以外の30代社員も同様の理由で対象外である）。

(2) 適用期間

同制度の利用を希望する社員は、所属部門を經由して人事部に申請する。勤怠管理システムなどの再設定が必要なため、即日対応は難しく、実際の適用は申請の翌々月の1日となる。適用期間は適用日から3月31日までで、その後は自動で年度更新される。

介護理由のように突然、同制度の利用を希望するケースもあろう。そのため申請は通年で受け付けている。一方、年度中に介護理由が解消（同制度を選択する理由が消滅）する場合もある。現行制度上は、当該年度中は同制度が適用されるが、同社では年度中の通常勤務への再移行については、前々月までに人事部に申請する必要がある、介護事由が消滅した場合は、原則として翌々月初から通常勤務としなければならない。

(3) 給与等の処遇

通常勤務者との公平を期すため、週3日勤務者は通常勤務時の60%の給与を、週4日勤務者は通常勤務時の80%の給与を支給する。

賞与については一律で6割や8割といった設定を行わない。この理由に、週3日・週4日勤務者も通常勤務者と同じベースで目標が設定され、成果については同じ目線で評価されるためである。仮に週3日・週4日勤務者の目標を引き下げると、時短勤務者の目標も再設定が求められるなど、社員間の整合性が取れなくなる恐れがあった。

同制度を選択することによる昇進・昇格への影響はない。ただし、現在の制度設計で

図表4 週3日・週4日勤務制度の概要

項目	週3日勤務（週休4日）	週4日勤務（週休3日）
目的	<ul style="list-style-type: none"> ● 社員の自律的なキャリア形成支援 ● 年代ごとに顕在化する介護・育児ニーズや自身の健康状態等に対応できる柔軟な働き方の選択肢の提供（育児理由で取得可能なのは週4日勤務制度のみ） 	
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ①60歳以上の社員で、欠勤・休職中でない者 ②介護理由^注のある40歳以上の社員 ※管理職および短時間勤務中の社員は対象外 	<ul style="list-style-type: none"> ①40歳以上の社員で、欠勤・休職中でない者 ②育児・介護理由^注のある30歳以上の社員 ※管理職および短時間勤務中の社員は対象外
適用期間	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請の翌々月の1日から3月31日まで ● その後、1年単位で自動更新 	
給与	● 通常勤務時の60%	● 通常勤務時の80%
勤務曜日・休日設定曜日	<ul style="list-style-type: none"> ● 週における「勤務曜日」を申請時に選択可能 ● 「勤務曜日」でない曜日を「休日設定曜日」とし、就業規則にて定める休日とみなす ● 申請時に選択した「勤務曜日」は途中での変更不可 ● 「休日設定曜日」が祝日の場合、振替不可 	
年次有給休暇の付与	<ul style="list-style-type: none"> ● 通常勤務者への付与日数の6割（端数切上げ）（例）20日→12日 	● 通常勤務者と同じ
特別休暇（連続休暇）の付与	<ul style="list-style-type: none"> ● 暦日5日以上かつ営業日で最長5日以内 ● 年度に2回 ● 1回あたりの付与日数は通常勤務者の6割（端数切上げ）（例）3日→2日 ● 連続休暇の構成ならびに優先順位 第1順位 所定休日（土曜日、日曜日、祝日、休日設定曜日） 第2順位 特別有給休暇 	<ul style="list-style-type: none"> ● 暦日5日以上かつ営業日で最長6日以内 ● 年度に2回 ● 1回あたりの付与日数は通常勤務者と同じ ● 連続休暇の構成ならびに優先順位 第1順位 所定休日（土曜日、日曜日、祝日、休日設定曜日） 第2順位 特別有給休暇

(注) 育児利用の対象は中学校就学前の子を養育する社員、介護利用の対象は要介護状態にある家族の介護を希望する社員

は、週3日・週4日勤務者が管理職に昇格する場合、同制度を選択できないので、同社では今後の検討課題と認識している。

同社の退職金制度は401Kなので、社員が同制度を選択しても退職金額が通常勤務者と大きく異なることはない。

(4) 勤務曜日・年次有給休暇等

週3日・週4日勤務を選択した社員は、同制度の申請時に土日以外の休日設定曜日を固定する必要がある。週によって勤務曜日を変更することなどは出来ない。また、休日設定曜日に出勤した場合、休日出勤の取扱いとなる。

年次有給休暇は、週4日勤務は通常勤務者

と同じ扱いだが、週3日勤務者は通常勤務者への付与日数の6割とし、例えば年間20日付与の社員は12日の付与となる。特別休暇の付与についても、週4日勤務者は通常勤務者と同じ付与日数だが、週3日勤務者には通常勤務者の6割を付与することにした。

なお、同制度の概要は図表4のとおりとなる。

4. 利用状況および今後の展開

(1) 評価等

同制度の導入から1年半が経過し、育児・介護理由や本人の健康問題から同制度を選択する社員が出始めた。同社では、今後は自律的なキャリア形成に向けた学び直しや副業・

余暇活動の充実などを目的に、同制度を能動的に選択するベテラン層社員が増えるだろうとみている。

同社社員からは、『万一の際の選択肢として同制度があるので安心である』『将来を見据えたキャリア形成のなかで選択を検討したい』などの声も聞かれ、社員のエンゲージメント向上への貢献が見込まれる。

(2) 今後の検討課題

同制度の導入時期が2020年4月であり、新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークが推奨されていたことなどから、同社では社内周知に課題が残ると認識している。そこで今後の検討課題は、同制度の社内への周知をさらに進め、同制度の選択を希望する社員が利用しやすい環境を整備していく必要があるとする。

〈参考資料〉

- ・内閣府「経済財政運営と改革の基本方針2021」（骨太方針2021）
- ・SMBC日興証券株式会社HP等

おわりに

急速な人口の高齢化・減少、社会保障制度の見直しなどを背景に、わが国ではベテラン層が60歳以降も働き続ける方向にある。現状、多くの信用金庫は65歳までの雇用形態（再雇用等を含む）とされるが、今後は70歳までの雇用延長も視野に入ってくる。

その一方で、職員の価値観・働き方は多様化しており、ベテラン層職員の全てが5日間のフルタイム勤務を求めているとは限らない。ベテラン層職員がモチベーションを持って働ける環境として本稿で紹介した「選択的週休3日制」に代表される柔軟な働き方の選択肢を整備しておく必要はあると考える。

SMBC日興証券株式会社の女性管理職向け「メンター制度」

信金中央金庫 地域・中小企業研究所 上席主任研究員

とね かずゆき
刀 欄 和 之

(キーワード) 女性活躍、SMBC日興証券株式会社、経営層の育成支援、メンター制度

(視 点)

常勤役職員数の減少およびダイバーシティ&インクルージョン経営への社会的な要請などを受け、多くの信用金庫で女性職員の活躍拡大が喫緊の経営課題となる。足元をみると、渉外係や融資係への女性職員の配置、役席への女性登用も一般化してきた。こうした状況下、女性活躍で先行する信用金庫の問題意識は、部店長さらには役員といった経営層の育成支援に移行しつつある。

本稿で紹介するSMBC日興証券株式会社は、2015年度に管理職向け「メンター制度」を導入し、部店長の育成に取り組む。これまで65人の女性管理職がメンティ(参加者)としてメンター(先輩となる役員等)の支援を受け、そのなかから部店長への登用者も増えている。

(要 旨)

- 女性職員を渉外係に配置する信用金庫は、2020年11月時点で77.2%に達するなど、女性職員の活躍の場は拡大方向にある。
- 信用金庫が女性職員のさらなる活躍拡大を実現するための次のステップは、現状、人数の限られる部店長や役員への登用と考えられる。
- SMBC日興証券株式会社は、管理職向けメンター制度を2015年度に導入し、女性管理職の経営層への育成支援に乗り出した。
- 同社は2020年度末に13.6%だった女性管理職比率を2025年度末に20%、2030年度末に30%に引き上げる目標を掲げる。管理職の人数が増えるなか、今後は同社の女性部店長も増加する見通しである。

はじめに

常勤役員数の減少およびダイバーシティ&インクルージョン経営への社会的な要請などを受け、多くの信用金庫で女性職員の活躍拡大が喫緊の経営課題となる。足元をみると、渉外係や融資係への女性職員の配置、役席への女性登用も一般化してきた。こうした状況下、女性活躍で先行する信用金庫の問題意識は、部店長さらには役員といった経営層の育成支援に移行しつつある。

本稿で紹介するSMBC日興証券株式会社は、2015年度に管理職向け「メンター制度」を導入し、部店長の育成に取り組む。これまで65人の女性管理職がメンティ（参加者）としてメンター（先輩となる役員等）の支援を受け、そのなかから部店長への登用者も増えている。

1. 信用金庫女性職員の渉外係への配置状況

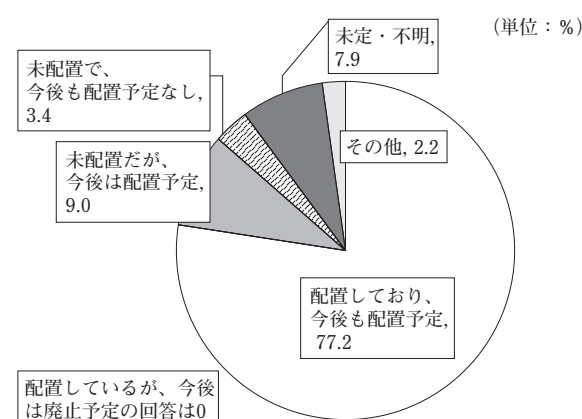
女性職員の活躍拡大を受け、かつては男性職員の担当とされた渉外係に女性職員を配置する信用金庫が増えている。

信金中央金庫 地域・中小企業研究所が2020年度に実施した研修受講金庫（95金庫）における女性職員の渉外係への配置状況は、『配置しており、今後も配置予定』が77.2%、『未配置だが、今後も配置予定』は9.0%となり、調査対象の9割近くの信用金庫が女性職員を渉外係に配置済み・配置予定だった（図表1）。

信用金庫を取り巻く内外環境は急激に変化している。信用金庫が持続的な成長を続けるためには、性別や年齢などに関係なく全ての役職員が活躍する組織体制を構築する必要がある。こうした状況下、女性職員の活躍で先行する信用金庫がもう一段の女性活躍を進めるための検討課題は、部店長や役員といった経営層への登用とされる。役席者や管理職が育ってきたことから、次の段階である経営層への登用者を増やしていくことが焦点となりつつある。

そこで本稿では、SMBC日興証券株式会社が2015年度に導入した管理職向け「メンター制度」について紹介する。同制度は、将来の経営層の候補者となる女性管理職（メンティ）を対象に先輩となる役員等（メンター）が精神面を含めたサポートを一定期間行う仕組みである。

図表1 女性職員の渉外係配置の有無（対象は95金庫）



(備考) 1.経営戦略プランニング研修 第6回「渉外体制改革」(2020年11月調べ)
2.配置人数は考慮せず配置の有無を調査

2. SMBC日興証券株式会社の女性活躍策

(1) 女性管理職の登用状況

SMBC日興証券株式会社は、1950年代から女性社員の活躍を推進し、全ての社員がプロフェッショナルとして成長することを目指している（図表2）。

2020年度末における同社の女性管理職数は184人となり、2014年12月に策定した女性管理職の登用目標を達成した^(注1)（図表3）。同社では、各種研修の充実、全社的な女性活躍に

関する理解促進、ワーク・ライフ・バランスなどの働き方改革に取り組むことで、管理職候補の裾野を広げ、2020年度末に13.6%だった女性管理職比率を2025年度末に20%、2030年度末に30%まで引き上げる目標を掲げる。

(2) 女性活躍のためのキャリア支援策

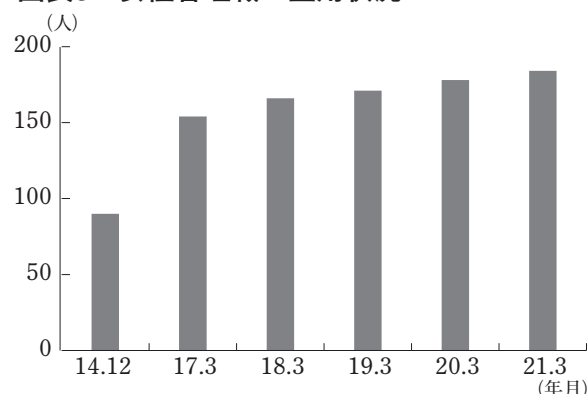
同社は、女性社員がさらに活躍するべく、女性社員向けのロールモデルの紹介や若手女性社員向けダイバーシティセミナーなどを実施している（図表4）。また、同社は働きやすい職場環境づくりのため、社員が、仕事と

図表2 SMBC日興証券株式会社の概要

会社名	SMBC日興証券株式会社
本店所在地	東京都千代田区丸の内
資本金	100億円
株主	株式会社三井住友フィナンシャルグループ100%
純資産	866,943百万円
人員数	9,538人 ※SMBC日興証券単体
国内営業拠点	129店舗

(備考) 2021年3月末

図表3 女性管理職の登用状況



(備考) 図表2から7までSMBC日興証券株式会社資料より信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

図表4 女性のためのキャリア支援

対象	研修名・施策名	内容
男女管理職	メンター制度	<ul style="list-style-type: none"> 女性社員のキャリア開発支援 経営的視座を持った上級マネジメント（経営）層の輩出 メンター制度を活用した社内人材育成意識の向上 社内でのネットワーク構築
若手女性社員	ダイバーシティセミナー	<ul style="list-style-type: none"> ダイバーシティ推進の目的や意義を理解し、今後のキャリア展望とリーダーに向けた意識を持つ狙い 仕事と家庭の両立についての不安を取り除き、女性のキャリアアップに対する意欲を高めるもの
全管理職	アンコンシャス・バイアス研修	<ul style="list-style-type: none"> 自身のバイアスに気づき、思い込みを排除することで、よりよいチームマネジメントや部下育成に活かすもの
女性社員	ロールモデルの紹介	<ul style="list-style-type: none"> 女性社員のキャリア形成支援として、さまざまなバックグラウンドを持つ女性社員を紹介するもの

(注)1. 2014年12月時点で90人だった女性管理職数を2020年度末までに倍増する計画

プライベートの調和を図り、より良いコンディションで業務に取り組めるよう、育児・介護に関する各種制度を設けるなど、両立支援にも熱心である。

3. 管理職向けメンター制度の概要

(1) 導入の経緯

SMBC日興証券株式会社は、上級マネジメント層（経営層）の育成支援を目的に2015年度に管理職向け「メンター制度」を導入した。導入のきっかけは、同社の女性管理職は順調に増えていたものの、部店長クラスの人数が限られたことにある。実際、2020年末の女性管理職184人のうち課長職が165人と大半を占め、部店長は19人に留まる。

こうした問題意識から同社は、課長職の女性社員が部店長といった次のステップを目指すことを支援するため、2015年度に同制度を導入した。同制度の導入目的は、経営的視座を持った経営層の輩出および管理職を継続的に育成する仕組みを構築することで、組織が活性化していく風土を醸成することである。

なお、同制度の導入当初はメンティを女性管理職に限定していた。その後、管理職が次のキャリアを目指すために必要な視座やスキル・ノウハウを学ぶ機会として、2018年度より男性管理職にも参加対象を広げている。

(2) 仕組み

メンター制度とは、豊富な知識と職業経験を有した社内の先輩社員（メンター）が、双方向の対話を通じて、後輩社員（メンティ）のキャリア形成上の課題解決や悩みの解消を援助して、個人の成長をサポートする仕組みである。同社においては役員や本社部長などの役員等がメンターに、管理職（課長職）がメンティとなる。

同社の管理職向けメンター制度の概要は次のとおりである（図表5）。

① 実施期間

実施期間は基本的に6月から11月までの半年間である。年1回実施する。

図表5 管理職向けメンター制度の概要

目的・ゴール	①経営的視座を持った上級マネジメント層の輩出 ②管理職を継続的に育成する仕組みを構築し、組織が活性化していく風土の醸成
実施期間	・約半年間（6月～11月）
メンティ	・管理職（中心は4年目以上の課長職）
メンター	・役員および理事、本社部長
組合せ	・異なる部門、業務分野のメンターとメンティをマッチング
主な活動	・月1・2回メンターとメンティの面談（対面およびWeb面談） ・オリエンテーション、中間フォローアップ、成果報告会への参加
報告	・面談シートの提出
事務局	・人事部 ダイバーシティ推進室

② 対象（メンティ）

メンティは管理職（課長職）である。次のキャリアへのステップアップが期待される課長職4年目以上が主な対象となる。一度メンティを経験した社員は再選定されない。

メンティの選定方法には公募と指名があり、例年4月初旬に人事部が対象者に個別に案内する。現状、公募社員の方が多く、2021年度のメンティ16人（男性8人、女性8人）のうち11人が公募であった。

③ メンター

メンターは役員および理事、本社部長といった経営陣である。新任役員など人事部による指名で個別に依頼する形である。同制度はメンター自身の気付きや人材育成スキルの向上も期待される。そこで、同社はより多くの経営層がメンターを担うべきと考えており、同じ役員等にメンターを依頼することはない。

④ 組合せ

メンター・メンティの組合せは人事部が行う。組合せにあたっては、両者の関係性が薄

いことを条件とする。基本的に業務ラインの異なるメンター・メンティを組み合わせ、過去に同一部店で勤務したことがあるメンター・メンティなどの組合せも避ける。

これはメンター・メンティともに業務上の利害関係や先入観なく、コミュニケーションを図るなかで新たな人間関係の構築に取り組みさせるためである。

⑤ 年間スケジュール

同制度の年間スケジュールは図表6のとおりである。

2021年度は、6月9日の13時から17時まで初回オリエンテーションを実施した。当日は、メンティ研修が13時から、メンターオリエンテーションは15時30分から別会場で始まり、オリエンテーションの最後にメンター・メンティが一同に会する対面式を行った。当日がメンターとメンティの初対面であり、以降、各ペアはスケジュールを調整のうえ、面談（社内メンタリング）を行う。ちなみに人事異動ではないことから、メンター・メンティの選定者や組合せを社内には還元していない。

図表6 年間スケジュール（例）

時期	4月初旬～	6月	6月～10月	11月上旬
イベント	<ul style="list-style-type: none"> 対象者選定 事前ヒアリング メンター・メンティのマッチング 	<ul style="list-style-type: none"> メンティ研修 メンターオリエンテーション 対面式 	<ul style="list-style-type: none"> 社内メンタリング（月1,2回/全5回）各ペアにて面談 中間フォローアップ（8月）情報交換会（メンティ） 外部講師との個別面談（メンター） 	<ul style="list-style-type: none"> 成果報告会
方法	<ul style="list-style-type: none"> メンティ対象者へ案内 	<ul style="list-style-type: none"> メンター、メンティ別々の研修を実施 研修最後のパートで対面 	<ul style="list-style-type: none"> 【社内メンタリング】 メンティ 面談シート提出 メンター 面談シート提出 【中間フォローアップ】 メンティ 情報交換会（振り返り、情報共有） メンター 講師との個別面談（30分） 	<ul style="list-style-type: none"> 振り返り報告会 次年度メンタリング活動について意見交換

8月中旬にはメンター・メンティ別々の中間フォローアップを実施する。メンティ対象の中間フォローアップは情報交換会として、これまでの振り返り・情報共有を行う。将来の経営層の候補者同士が交流を持ち、人的ネットワークの構築や、スキル・ノウハウの習得に繋げる狙いも大きい。

一方のメンター対象の中間フォローアップは、外部講師との個別面談となる（1人30分程度）。同制度の実効性を高めるためには、メンターの人材育成スキルなどのクオリティ維持が不可欠である。個別面談を通じメンターには『メンティに対し自身の考え方を押し付け過ぎていないか?』などを再確認させ、必要に応じて面談方法などの修正を促している。

11月上旬に成果報告会（振り返り報告会）を開催し、メンター・メンティの双方が同制度の成果を再確認のうえ共有する。あわせて次年度の同制度に関する意見交換や外部講師による講評などが行われる。

⑥ 面談（社内メンタリング）

6月から11月までの期間を通じ、各ペアは月に1・2回、面談を実施する。期間中の面談回数は5回（以上）を必須とする。面談の方法や時間、場所などは特に指定しないが、2019年度以前は期間中に1回以上、対面で実施していた。同社は、円滑な面談実施に向け地方支店に勤務するメンティが東京勤務のメンターと面談するための出張費や、メンター・メンティによる会食費などを予算化してある。また、東京に勤務するメンターが地

方出張の際にメンティと面談することも業務として認めている。

⑦ 報告（管理）

メンター・メンティは、面談後にそれぞれ「面談シート」を作成し、人事部に提出する必要がある。

別途、上記の面談シートおよび中間フォローアップなどで得た情報をもとに外部講師が「メンタリング通信」を作成する。より良い面談実施および人間関係の形成を図るため、期間中2回、メンター・メンティ宛に情報還元している。

（4）工夫・留意する点

① メンターのクオリティ維持

同制度は、メンターの面談スキルなどのクオリティによって、実効性が大きく変わる。面談は、あくまでもメンティの悩みなどをメンターが聞き、先輩として適宜アドバイスする形を目指す。そのため、オリエンテーションおよび中間フォローアップでは傾聴の重要性をメンターに繰り返し伝え、理解を得ている。

② 人事評価との切離し

同社は、メンティの選定、メンター・メンティの組合せ、面談内容などは人事評価に一切反映しないことを徹底している。人事部とメンター・メンティの間の信頼関係が不可欠なため、同社は面談で得た情報なども慎重に取り扱う。面談シートにはセンシティブ情報などの記載を求めない。

③ メンター・メンティの組合せ

メンター・メンティの組合せには細心の注意を払う。現在の所属関係だけでなく、過去の同一部店での勤務経験の有無、業務外の関係なども可能な限り考慮したうえで組み合わせる。

ロールモデル提示の観点から、女性のメンティには女性のメンターが適するとの意見もあるが、現状は女性の役員、部店長の数が限られており、男性メンターと女性メンティを組み合わせるケースがある。

4. 実績・評価等

(1) 参加状況

2015年度から2020年度のメンティ経験者は89人となる。内訳は男性が24人、女性は65人である。また2021年度は16人（男性8人、女性8人）でスタートしている。

現在の女性部店長19人のうち11人はメンティ経験者である。ここ数年は、メンティ経

験のある女性部店長がメンターを引き受けるといった好循環が生まれてきた。

女性管理職184人のうち56人はメンティを経験している。もちろん、メンティ経験者以外から部店長に昇格した女性社員もいるし、メンティ経験者の全員が経営層に登用されることもない。

(2) メンター・メンティの意見

メンター・メンティの双方から、同制度を高く評価する声が聞かれる（図表7）。

(3) 同社の評価

同社では、同制度は経営層の育成支援に貢献する施策だと評価しており、今後も積極的に取り組んでいく考えである。特にロールモデルの乏しい女性管理職に対する育成手法として効果があるとする。

現時点の検討課題は、メンターとなり得る女性部店長の人数に限られることである。た

図表7 メンター・メンティの感想等

(メンティ)

- 視座を高めることができた。
- 今後の会社人生を見通すうえで、尊敬できる大先輩と共に立ち止まって考える機会を頂けた事は、純粋に有り難く有意義な機会であったと感じている。
- コロナ禍でも部下をしっかりと見るということを教えて頂き、チーム一丸となって仕事できた。
- これまでの会社生活を続けていては、なかなか接点がなかった方と深い接点を持つことができ、大変有意義だった。

(メンター)

- 上司部下の関係では解決できない課題も克服することが可能な、非常に良い制度だと思う。
- 管理職になると自分の行動様式等について意見をされにくいため、メンターのような利害関係のない先輩からアドバイスを受けるというのは大変貴重な機会だと思う。
- 自分自身の棚卸ができ、メンター側も勉強になった。
- 自身の部下に対しての成長への取組みに改善の余地があると気付かされた。

だし、同社では引き続き女性経営層の育成支援に取り組むことで、早晩、同問題は解決可能と分析している。

おわりに

信用金庫のイメージするメンター制度は、新入職員が抱える業務外を含めた不安・悩みを先輩職員が寄り沿って支援するものだが、先輩役職員による精神面を含めたサポートの必要な職員は管理職も同様ではないだろうか。足元では新型コロナウイルス感染拡大に

より、信用金庫の営業スタイル、職員の働き方や意識が大きく変わっている。過去の経験を活かしにくい状況にあり、多くの管理職が業務運営や職場の人間関係などに不安・悩みを抱えていると思料される。これはロールモデルの乏しい女性管理職で特に深刻な問題であろう。

本稿で紹介した管理職向け「メンター制度」は、女性経営層を育成するうえで効果的な仕組みであると同時に、性別を問わず管理職の育成支援に有効な施策だと考えられる。

〈参考資料〉

・ SMBC日興証券株式会社HP等

地域・中小企業関連経済金融日誌(2021年10月)

- 1日 ● 日本銀行、第190回 全国企業短期経済観測調査（短観、－2021年9月－）を公表 資料1
- 経済産業省、令和3年8月7日から同月23日までの間の暴風雨および豪雨の影響を理由とした取引解消を行わないなど、下請中小企業への配慮について、関係団体（1,386団体）を通じ親事業者に要請
 - 経済産業省、緊急事態宣言が解除される19都道府県による時短要請や外出自粛要請の影響により、売上減少要件を満たす事業者に対しては、10月分まで、月次支援金による支援を延長
- 5日 ● 金融庁、「『経営者保証に関するガイドライン』の活用に係る組織的な取組み事例集（令和3年10月改訂版）」を公表 資料2
- 7日 ● 日本銀行、地域経済報告－さくらレポート－（2021年10月）を公表 資料3
- 中小企業庁、M&A支援機関登録制度に係る登録ファイナンシャルアドバイザーおよび仲介業者の最終公表を実施（15日更新。中間公表（第2弾）から新たに北門、大阪商工、飯田、三島、しまね、飯能、蒲郡、富士宮、アルプス中央、銚子の10信用金庫が登録）
- 8日 ● 金融庁、「新型コロナウイルス感染症の影響下における貸出条件緩和債権の判定に係る実現可能性の高い抜本的な経営再建計画の取扱いについて」を公表 資料4
- 金融庁、「NISA・ジュニアNISA口座の利用状況に関する調査（2021年6月末時点）」を公表
- 11日 ○ 日本銀行、「生活意識に関するアンケート調査」（第87回＜2021年9月調査＞）の結果を公表
- 15日 ○ 中小企業庁、令和3年度当初予算「ものづくり・商業・サービス高度連携促進補助金（2次公募）」に係る間接補助事業者の採択結果を公表（東春、遠州の2信用金庫が認定支援機関を務める2者が関わる1件を含む8件、23者を採択）
- 19日 ○ 経済産業省、「パートナーシップ構築宣言」の宣言企業数の2,000社到達を公表（10月18日時点で9月27日時点の17信用金庫から新たに旭川、呉の2信用金庫が宣言企業として登録し、合計19信用金庫に。）
- 21日 ● 日本銀行、金融システムレポート（2021年10月号）を公表 資料5
- 25日 ● 日本銀行、日本銀行ワーキングペーパーシリーズ（No.21-J-13 2021年10月）「近年の中小企業の生産性動向」を公表 資料6

※「地域・中小企業関連経済金融日誌」は、官公庁等の公表資料等をもとに、地域金融や中小企業金融に関連が深い項目について、当研究所が取りまとめたものである。

「●」表示の項目については、解説資料を掲載している。

(資料1)

日本銀行、第190回 全国企業短期経済観測調査（短観、－2021年9月－）を公表（10月1日）

今回の中小企業の業況判断D.I. は以下のとおり。

1. 中小企業製造業

中小企業製造業は、前期比4ポイント改善のマイナス3となった。改善幅が大きかった業種は「木材・木製品」（12ポイント改善のマイナス10）、「鉄鋼」（12ポイント改善のプラス25）など。

2. 中小企業非製造業

中小企業非製造業は、前期比1ポイント悪化のマイナス10となった。悪化幅が大きかった業種は「小売」（10ポイント悪化のマイナス21）、「建設」（4ポイント悪化のプラス6）、「通信」（4ポイント悪化のプラス23）など。

(<https://www.boj.or.jp/statistics/tk/tankan09a.htm>/参照)

(資料2)

金融庁、「『経営者保証に関するガイドライン』の活用に係る組織的な取組み事例集（令和3年10月改訂版）」を公表（10月5日）

今回の改訂で追加された事例は以下のとおり。

I. 新規融資時に経営者保証に依存しない融資を促進するための運用・規定等の組織的な取組み

●経営トップがむやみに経営者保証を求めない方針を定めるなどの取組み

事例 5 チェックシートを改定しガイドライン要件の判断基準を具体化した取組み (地域銀行)

事例 6 保証解除リストの作成・展開に係る取組み (地域銀行)

事例 7 経営者保証を徴求しない規定を整備する取組み (地域銀行)

●事業性評価等の内容を踏まえて無保証融資の取扱いを可能とした取組み

事例13 本部から営業店への権限移譲、事業性評価を踏まえたガイドラインの運用に係る取組み (地域銀行)

事例14 KPIの活用、事業性評価を踏まえたガイドラインの運用に係る取組み (信用金庫)

●ガイドラインの要件を柔軟に運用するなどの工夫した取組み

事例20 個人事業主に対するガイドライン要件の簡素化の取組み (地域銀行)

●その他の取組み

事例23 代替融資手法の整備の取組み (地域銀行)

事例24 金利の一定の上乗せ商品の創設 (信用金庫)

II. 事業承継時の保証契約を適切に見直すための運用・規定等の組織的な取組み

●事業承継時における二重徴求（新経営者と旧経営者の双方から保証を徴求）の解消に向けた取組み

事例30 代表者変更先を網羅的に把握し二重徴求等の保証状況をモニタリングする取組み (地域銀行)

事例31 二重徴求を行う場合の決裁権限の改定、二重徴求後の事後モニタリングの実施 (地域銀行)

事例32 二重徴求の過年度調査と対応に係る取組み (信用金庫)

- 事例33 チェックシートの整備、外部講師説明会に係る取組み (地域銀行)
- 事例34 外部専門家連携の承継ローンに係る取組み (信用組合)
- 事例35 事業承継時の保証なし対応の推進に係る取組み (地域銀行)
- 事例36 二重徴求となる場合の顧客意思確認及びモニタリングに係る取組み (地域銀行)
- 事例37 二重徴求及び前経営者の継続モニタリングに係る取組み (地域銀行)
- 事例38 特則を受け「二重徴求を禁止」とする規定に改定 (地域銀行)
- 事例39 二重徴求時及び前経営者保証徴求時の条件管理 (地域銀行)
- その他の取組み
- 事例44 複数保証人がいる債権のリスト化による二重徴求解消に向けた取組み (信用金庫)
- 事例45 新たに「責任限定特約付保証契約」の取扱いを開始 (解除条件付保証契約の一種) (地域銀行)
- Ⅲ. 保証債務の整理時における運用・規定等の組織的な取組み
- 事例49 廃業時のメインとしての債務整理に向けた取組み (地域銀行)
- Ⅳ. 経営者保証に関するガイドラインの顧客周知・職員教育等の組織的な取組み
- 事例57 経営者保証ガイドラインに基づく取組みに関し数値目標を設定 (地域銀行)
- 事例58 事業承継の専門家窓口の整備等 (信用金庫)
- 事例59 外部講師による特則に係る勉強会の実施 (信用金庫)
- (<https://www.fsa.go.jp/news/r3/ginkou/20211005.html>参照)

(資料3)

日本銀行、地域経済報告—さくらレポート— (2021年10月) を公表 (10月7日)

「Ⅰ (1) 各地域の景気の総括判断」をみると、「夏場の感染拡大や、供給制約に伴う一部の減産の影響から、『持ち直しの動きが一服している』などとする地域もみられるが、多くの地域では持ち直し方向の判断を維持している。」としている。

地域別に前回 (2021年7月) と比較すると、全9地域中4地域 (北海道、北陸、関東甲信越、四国) で判断を据え置き、残る5地域 (東北、東海、近畿、中国、九州・沖縄) で判断を引き下げた。

(<https://www.boj.or.jp/research/brp/rer/rer211007.htm>/参照)

(資料4)

金融庁、「新型コロナウイルス感染症の影響下における貸出条件緩和債権の判定に係る実現可能性の高い抜本的な経営再建計画の取扱いについて」を公表 (10月8日)

金融庁は、「令和3年9月10日に各協会等に宛てて発出した要請文 (事業者の実情に応じた資金繰り支援等の徹底について) において、『貸出条件緩和債権の判定に当たっては、実現可能性の高い抜本的な経営再建計画等の計画期間を延長する、計画を策定するまでの期限を猶予する、計画を新型コロナウイルス感染症以前の実績等に基づき作成するなどの柔軟な取扱いも差

し支えない。』旨を明確化」した。

今般、金融庁は、「金融機関において、この要請文の内容も踏まえ、引き続き、事業者に寄り添った資金繰り支援を徹底して頂く観点から、この『柔軟な取扱い』についての基本的な考え方をQ&A形式で整理」し、公表した。

Q&Aにおける質問は、以下のとおり。

- ①今回このような内容を盛り込んだ趣旨は何か。
- ②「計画期間を延長」とは、どの程度の延長まで許容されるのか。
- ③「計画を策定するまでの期限を猶予」とは、どの程度の猶予まで許容されるのか。また、これは中小企業以外の大・中堅企業も対象となるものか。
- ④「計画を新型コロナウイルス感染症以前の実績等に基づき作成」とは、具体的にどのようなものを指すのか。

また、「(参考)一部の金融機関における『柔軟な取扱い』の事例」を取りまとめて紹介している。

(<https://www.fsa.go.jp/news/r3/ginkou/20211008.html>参照)

(資料5)

日本銀行、金融システムレポート(2021年10月号)を公表(10月21日)

本レポートの「概要」の中の「2021年10月号のポイント」の内容は、以下のとおり。

「金融システムの安定性に関する現状評価

- 新型コロナウイルス感染症が引き続き国内外の経済・金融面に大きな影響を及ぼしているが、わが国の金融システムは、全体として安定性を維持している。
- 政府・日本銀行は、海外当局と緊密に連携しつつ、大規模な財政・金融政策や規制・監督面の柔軟な対応を迅速に講じ、経済活動の下支えと金融市場の機能維持を図っている。感染症の影響が大きい企業の資金繰りに厳しさがみられるが、金融機関の経営体力が総じて充実しているもとので、政策対応が効果を発揮し、金融仲介機能は円滑に発揮されている。金融市場では、全体として良好なリスクセンチメントが維持されるなかで、株式市場や新興国への資金流入が続いている。

先行きのリスクと留意点

- 先行き、感染症の再拡大や米国長期金利上昇に伴う国際金融市場と新興国経済の調整などの状況を想定しても、わが国の金融システムは、相応の頑健性を備えている。
- もっとも、仮に、国際金融市場が大幅かつ急速に調整する場合には、金融機関の経営体力が低下して金融仲介機能の円滑な発揮が妨げられ、実体経済の一段の下押し圧力として作用するリスクがある。こうした観点から、特に注意すべきリスクは次の3点である。
 1. 国内外の景気回復の遅れなどに伴う信用コストの増加
 2. 金融市場の大幅な調整に伴う有価証券投資関連損益の悪化

3. 外貨資金市場のタイト化に伴う外貨調達不安定化

- 感染症の影響が収束したあとも、低金利環境と構造要因が、金融機関収益への下押し圧力として作用し続けると考えられる。そうしたもとの、金融仲介機能が停滞方向に向かうリスクや、逆に、利回り追求行動などに起因し、金融システム面の脆弱性が高まる可能性がある点に、引き続き留意していく必要がある。」

(<https://www.boj.or.jp/research/brp/fsr/fsr211021.htm>/参照)

(資料6)

日本銀行、日本銀行ワーキングペーパーシリーズ (No.21-J-13 2021年10月) 「近年の中小企業の生産性動向」を公表 (10月25日)

本レポートに掲載されている「要旨」は、以下のとおり。

「本稿では、中小企業に関する大規模データベースを用いて、わが国の中小企業における近年の生産性動向を分析した。

計測結果によると、中小企業の全要素生産性 (TFP) 成長率は、リーマン・ショック以降、①存続企業内における技術革新の停滞や資源効率の悪化 (内部効果の低下) に加え、②企業間の資源配分の効率性低下を背景として、全体として伸びが鈍化している。この間、低生産性企業——生産性の低い状態が続いている企業——のシェアは、上昇傾向を続けている。

そこで、そうした低生産性企業のシェア拡大が、相対的に生産性の高い企業のパフォーマンスに、どのような影響を及ぼしていたかを実証的に検証した。その結果、低生産性企業のシェア拡大は、低生産性企業に生産要素 (労働投入) が集まることを通じて、生産性の高い企業の要素投入や付加価値創出に有意な悪影響を及ぼしていたことは確認された一方、生産性の高い企業のTFP成長率には直接的な悪影響を与えていないことがわかった。この実証結果は、低生産性企業のシェア拡大は、生産要素の資源配分の歪みを通じて、中小企業全体の生産性低下に寄与しているものの、定量的にはより大きな内部効果の低下を説明する要因とはなっていないことを示唆している。

なお、本稿では、個別企業のTFPを計測する際に、データ上の制約から、企業が支払う人件費を業種別の一人当たり賃金で割ることで労働投入量 (従業員数) を推計して用いている点などには留意が必要である。」

(https://www.boj.or.jp/research/wps_rev/wps_2021/wp21j13.htm/参照)

信金中央金庫 地域・中小企業研究所活動記録(10月)

1. レポート等の発行

発行日	レポート分類	通巻	タイトル	執筆者
21.10.4	内外金利・為替見通し	2021-7	日銀は当分の間、超緩和的な金融政策を継続しよう	奥津智彦 鹿庭雄介
21.10.12	ニュース&トピックス	2021-42	2021年9月末の信用金庫の預金・貸出金動向(速報) －預金は2.6%増、貸出金は1.6%増に－	井上有弘
21.10.12	ニュース&トピックス	2021-43	活用支援ツールが拡充されたローカルベンチマーク －信用金庫の活用割合は5割程度に－	井上有弘
21.10.14	金融調査情報	2021-20	最近の信用金庫と国内銀行の地区別貸出金増加率の動向	間下 聡
21.10.15	中小企業景況レポート	185	7～9月期業況は厳しい水準のなかで2四半期続けて改善 【特別調査－中小企業の雇用環境について】	－
21.10.26	金融調査情報	2021-21	地域金融機関による不動産の有効活用 －発注者支援の手法も活用した川崎信用金庫の事例－	井上有弘
21.10.26	ニュース&トピックス	2021-45	中小企業の仕入価格判断D.I.、2014年以来の高水準 －全国中小企業景気動向調査の結果から－	新谷春香
21.10.28	産業企業情報	2021-8	全国中小企業景気動向調査からみた中小企業の動向 －人手不足、仕入困難に悩まされる中小企業－	品田雄志

2. 講座・講演・放送等の実施

実施日	種類	タイトル	講座・講演会・番組名称	主催	講師等
21.10.4	講義	地域経済の現状と地域金融の役割	花巻信用金庫提供講座 「地域金融論」	富士大学	大野英明
21.10.12	講演	長期化する新型コロナと経済・金融市場の展望	顧客向け講演会	関東信越税理士会 東松山支部	角田 匠
21.10.13	講演	内外経済・金融市場の現状と今後の見通し	資金運用担当者(リモート)勉強会	長野県信用金庫協会	角田 匠
21.10.25	講演	経済情勢の見通しについて	経済情勢見通しにかかる勉強会	平塚信用金庫	奥津智彦
21.10.28	講演	地元経済(愛知県)の仕組みについて	役員・幹部職員研修	いちい信用金庫	奥津智彦

3. 原稿掲載

発行日	タイトル	掲載紙	発行	執筆者
21.10.12	感染一服で家計のマインドは上向きも供給制約が新たなリスク要因に	J-MONEY Online	(株)エディト	角田 匠

統 計

1. 信用金庫統計

- (1) 信用金庫の店舗数、合併等
- (2) 信用金庫の預金種類別預金・地区別預金
- (3) 信用金庫の預金者別預金
- (4) 信用金庫の科目別貸出金・地区別貸出金
- (5) 信用金庫の貸出先別貸出金
- (6) 信用金庫の余裕資金運用状況

2. 金融機関業態別統計

- (1) 業態別預貯金等
- (2) 業態別貸出金

統計資料の照会先：
 信金中央金庫 地域・中小企業研究所
 Tel 03-5202-7671 Fax 03-3278-7048

(凡 例)

1. 金額は、単位未満切捨てとした。
 2. 比率は、原則として小数点以下第1位までとし第2位以下切捨てとした。
 3. 記号・符号表示は次のとおり。

[0]	ゼロまたは単位未満の計数	[-]	該当計数なし	[△]	減少または負
[…]	不詳または算出不能	[*]	1,000%以上の増加率	[p]	速報数字
[r]	訂正数字	[b]	b印までの数字と次期以降の数字は不連続		
 4. 地区別統計における地区のうち、関東には山梨、長野、新潟を含む。東海は静岡、愛知、岐阜、三重の4県、九州北部は福岡、佐賀、長崎の3県、南九州は熊本、大分、宮崎、鹿児島県の4県である。
- ※ 信金中金 地域・中小企業研究所のホームページ (<https://www.scbri.jp/>) よりExcel形式の統計資料をダウンロードすることができます。

1. (1) 信用金庫の店舗数、合併等

信用金庫の店舗数、会員数、常勤役員数の推移

(単位：店、人)

年月末	店 舗 数				会 員 数	常 勤 役 員 数				合 計
	本店 (信用金庫数)	支 店	出張所	合 計		常勤役員	職 員			
							男 子	女 子	計	
2017. 3	264	6,854	243	7,361	9,264,892	2,204	67,808	39,575	107,383	109,587
18. 3	261	6,832	254	7,347	9,242,088	2,173	66,199	40,103	106,302	108,475
19. 3	259	6,800	235	7,294	9,197,080	2,130	64,108	40,303	104,411	106,541
19.12	257	6,772	231	7,260	9,166,395	2,118	63,711	41,583	105,294	107,412
20. 3	255	6,754	228	7,237	9,137,735	2,110	61,654	40,278	101,932	104,042
6	255	6,754	229	7,238	9,120,257	2,086	63,087	43,033	106,120	108,206
20. 9	254	6,743	227	7,224	9,118,050	2,082	62,438	42,520	104,958	107,040
10	254	6,730	226	7,210	9,117,966	2,080	62,235	42,418	104,653	106,733
11	254	6,720	225	7,199	9,115,169	2,081	62,105	42,336	104,441	106,522
12	254	6,721	225	7,200	9,114,916	2,077	61,839	42,089	103,928	106,005
21. 1	254	6,718	224	7,196	9,113,512	2,076	61,609	41,911	103,520	105,596
2	254	6,709	225	7,188	9,111,710	2,074	61,406	41,753	103,159	105,233
3	254	6,702	225	7,181	9,094,466	2,069	60,012	40,990	101,002	103,071
4	254	6,700	225	7,179	9,097,562	2,068	62,169	44,044	106,213	108,281
5	254	6,696	226	7,176	9,098,625	2,067	61,994	43,922	105,916	107,983
6	254	6,697	225	7,176	9,060,454	2,045	61,565	43,684	105,249	107,294
7	254	6,696	225	7,175	9,046,826	2,046	61,349	43,468	104,817	106,863
8	254	6,693	223	7,170	9,037,518	2,045	61,105	43,281	104,386	106,431
9	254	6,685	223	7,162	9,034,716	2,045	60,739	43,020	103,759	105,804

信用金庫の合併等

年 月 日	異 動	金 庫 名	新金庫名	金庫数	異動の種類
2014年2月24日	十三	摂津水都	北おおさか	267	合併
2016年1月12日	大垣	西濃	大垣西濃	266	合併
2016年2月15日	福井	武生	福井	265	合併
2017年1月23日	江差	函館	道南うみ街	264	合併
2018年1月1日	札幌	小樽	北海道	262	合併
2018年1月22日	宮崎	都城	宮崎都城	261	合併
2019年1月21日	浜松	磐田	浜松磐田	260	合併
2019年2月25日	桑名	三重	桑名三重	259	合併
2019年6月24日	掛川	島田	島田掛川	258	合併
2019年7月16日	静岡	焼津	しずおか焼津	257	合併
2020年1月20日	宮崎都城	南郷	宮崎第一	256	合併
2020年2月10日	備前	日生	備前日生	255	合併
2020年9月7日	北陸	鶴来	はくさん	254	合併

1. (2) 信用金庫の預金種別預金・地区別預金

預金種別預金

(単位:億円、%)

年月末	預金計		要求払		定期性		外貨預金等		実質預金		譲渡性預金	
	前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率	
2017. 3	1,379,128	2.3	537,831	6.7	838,043	△ 0.3	3,252	6.2	1,377,605	2.3	730	△ 7.7
18. 3	1,409,771	2.2	571,193	6.2	834,737	△ 0.3	3,840	18.0	1,407,904	2.1	1,007	37.9
19. 3	1,434,771	1.7	604,369	5.8	826,510	△ 0.9	3,891	1.3	1,433,038	1.7	901	△ 10.5
19.12	1,465,868	1.3	636,093	5.4	826,054	△ 1.5	3,719	9.2	1,464,715	1.4	1,542	11.2
20. 3	1,452,678	1.2	637,646	5.5	810,932	△ 1.8	4,099	5.3	1,451,554	1.2	747	△ 17.0
6	1,522,349	4.5	708,117	14.1	810,553	△ 2.5	3,677	△ 2.8	1,521,691	4.6	993	△ 24.8
20. 9	1,556,379	6.9	738,395	18.7	814,167	△ 1.9	3,816	0.1	1,555,582	6.9	732	△ 47.8
10	1,562,777	7.5	747,064	19.8	812,033	△ 1.7	3,680	△ 1.8	1,561,819	7.4	953	△ 30.5
11	1,564,445	7.6	749,849	20.0	810,927	△ 1.7	3,668	△ 0.1	1,563,759	7.6	1,024	△ 24.9
12	1,579,500	7.7	764,819	20.2	811,049	△ 1.8	3,630	△ 2.4	1,578,780	7.7	897	△ 41.7
21. 1	1,573,049	8.2	758,962	21.5	810,591	△ 1.6	3,495	△ 3.7	1,572,111	8.2	862	△ 42.6
2	1,579,887	8.2	769,763	20.9	807,499	△ 1.4	2,624	△ 28.7	1,578,888	8.2	1,751	19.8
3	1,555,959	7.1	755,482	18.4	798,412	△ 1.5	2,064	△ 49.6	1,555,158	7.1	2,058	175.3
4	1,591,375	8.1	789,628	19.7	799,806	△ 1.0	1,940	△ 46.7	1,590,558	8.1	2,350	150.4
5	1,588,281	6.8	785,154	16.4	801,258	△ 0.7	1,868	△ 47.7	1,587,607	6.9	2,440	147.8
6	1,597,593	4.9	791,797	11.8	804,285	△ 0.7	1,509	△ 58.9	1,596,966	4.9	2,861	187.8
7	1,594,303	3.7	786,589	9.5	806,341	△ 1.0	1,372	△ 60.4	1,592,971	3.7	2,916	120.7
8	1,601,468	3.2	793,265	8.2	806,840	△ 1.0	1,361	△ 61.9	1,600,844	3.2	2,987	146.9
9	1,597,902	2.6	792,943	7.3	803,645	△ 1.2	1,313	△ 65.5	1,597,081	2.6	2,850	289.0

(備考) 1. 預金計には譲渡性預金を含まない。
2. 実質預金は預金計から小切手・手形を差し引いたもの

地区別預金

(単位:億円、%)

年月末	北海道		東北		東京		関東		北陸		東海	
	前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率	
2017. 3	71,135	2.0	53,051	2.0	243,448	1.9	255,538	1.7	37,334	0.4	293,563	2.6
18. 3	72,339	1.6	53,875	1.5	248,608	2.1	260,388	1.8	37,599	0.7	300,562	2.3
19. 3	73,306	1.3	54,718	1.5	252,033	1.3	264,586	1.6	37,553	△ 0.1	306,224	1.8
19.12	75,858	1.5	55,781	1.1	256,724	0.9	272,023	1.9	38,088	0.2	311,456	1.3
20. 3	74,367	1.4	55,097	0.6	255,090	1.2	268,942	1.6	37,485	△ 0.1	310,542	1.4
6	79,634	5.9	57,555	4.4	267,394	4.8	283,311	5.2	38,973	2.3	322,525	4.3
20. 9	80,152	7.3	58,758	6.0	276,745	8.5	288,554	7.1	39,481	4.0	326,622	5.3
10	80,198	7.8	58,782	6.2	278,648	9.2	289,563	7.4	39,538	4.1	327,179	6.0
11	80,810	7.9	58,634	5.9	278,927	9.3	289,713	7.5	39,497	4.3	326,654	5.9
12	83,580	10.1	59,391	6.4	280,884	9.4	291,810	7.2	39,771	4.4	329,490	5.7
21. 1	82,657	10.9	59,049	7.1	279,964	9.6	290,745	7.8	39,627	5.0	328,462	6.4
2	82,654	10.7	59,387	7.3	281,129	9.4	292,320	7.8	39,876	5.4	330,176	6.4
3	80,842	8.7	58,384	5.9	279,418	9.5	287,645	6.9	39,277	4.7	329,627	6.1
4	84,030	10.4	59,422	6.9	283,359	9.2	294,653	7.8	39,970	5.1	332,779	6.3
5	83,902	7.6	59,241	5.6	282,578	8.2	293,762	6.5	40,001	4.7	333,168	5.1
6	85,271	7.0	59,667	3.6	283,782	6.1	295,737	4.3	40,286	3.3	334,992	3.8
7	84,494	6.1	59,636	3.3	283,574	3.9	294,201	3.2	40,074	2.8	334,317	3.2
8	84,574	5.5	59,938	2.6	284,446	3.2	295,776	2.6	40,233	1.8	336,038	2.7
9	84,437	5.3	60,013	2.1	284,377	2.7	295,149	2.2	40,086	1.5	334,630	2.4

年月末	近畿		中国		四国		九州北部		南九州		全国計	
	前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率	
2017. 3	286,213	3.8	59,200	1.1	27,279	0.9	22,356	0.8	28,058	2.4	1,379,128	2.3
18. 3	295,280	3.1	60,096	1.5	27,801	1.9	22,910	2.4	28,505	1.5	1,409,771	2.2
19. 3	302,875	2.5	60,941	1.4	28,317	1.8	23,276	1.5	28,938	1.5	1,434,771	1.7
19.12	308,240	1.2	62,501	1.5	28,784	1.5	24,533	2.1	29,805	1.3	1,465,868	1.3
20. 3	305,232	0.7	61,955	1.6	28,788	1.6	23,804	2.2	29,159	0.7	1,452,678	1.2
6	319,332	3.9	64,735	3.9	29,732	3.9	26,025	7.4	30,809	4.1	1,522,349	4.5
20. 9	330,165	7.6	65,670	5.8	30,166	5.5	26,633	10.2	31,028	4.8	1,556,379	6.9
10	331,808	8.2	66,305	6.9	30,339	6.1	26,846	10.7	31,289	5.9	1,562,777	7.5
11	333,201	8.7	66,336	6.8	30,254	6.0	26,822	10.6	31,276	6.2	1,564,445	7.6
12	336,316	9.1	66,828	6.9	30,490	5.9	27,049	10.2	31,607	6.0	1,579,500	7.7
21. 1	335,057	9.6	66,484	7.6	30,427	6.1	26,914	11.0	31,393	6.8	1,573,049	8.2
2	335,814	9.4	66,913	7.4	30,571	6.0	27,199	11.2	31,600	7.2	1,579,887	8.2
3	324,479	6.3	66,315	7.0	30,428	5.6	26,012	9.2	31,203	7.0	1,555,959	7.1
4	337,035	9.4	67,544	7.5	30,848	6.4	27,603	11.1	31,772	6.9	1,591,375	8.1
5	336,288	8.3	67,233	6.7	30,749	5.6	27,404	9.0	31,605	5.2	1,588,281	6.8
6	337,285	5.6	67,817	4.7	31,012	4.3	27,600	6.0	31,790	3.1	1,597,593	4.9
7	337,792	4.2	67,491	3.9	31,032	3.7	27,557	4.9	31,732	2.9	1,594,303	3.7
8	339,687	3.8	67,734	3.0	31,148	3.3	27,635	4.2	31,857	2.4	1,601,468	3.2
9	338,952	2.6	67,580	2.9	31,068	2.9	27,581	3.5	31,636	1.9	1,597,902	2.6

(備考) 沖縄地区は全国に含めた。

1. (3) 信用金庫の預金者別預金

(単位:億円、%)

年 月 末	預金計		個人預金				外貨預金等			
	前年同月比 増減率	前年同月比 増減率	要求払	前年同月比 増減率	定期性	前年同月比 増減率	前年同月比 増減率			
								前年同月比 増減率	前年同月比 増減率	
2017. 3	1,379,126	2.3	1,084,755	1.3	385,547	6.7	698,654	△ 1.4	545	10.4
18. 3	1,409,770	2.2	1,101,996	1.5	409,436	6.1	691,794	△ 0.9	756	38.8
19. 3	1,434,770	1.7	1,115,489	1.2	435,107	6.2	679,608	△ 1.7	765	1.1
19.12	1,465,866	1.3	1,132,667	1.1	461,486	6.2	670,281	△ 2.1	891	19.6
20. 3	1,452,677	1.2	1,126,939	1.0	461,939	6.1	664,146	△ 2.2	845	10.4
6	1,522,347	4.5	1,153,450	2.6	492,954	10.0	659,634	△ 2.2	852	2.9
20. 9	1,556,378	6.9	1,157,743	3.4	498,897	11.9	657,902	△ 2.1	935	4.9
10	1,562,776	7.5	1,165,261	3.6	508,545	12.0	655,761	△ 2.0	946	5.4
11	1,564,443	7.6	1,160,429	3.5	504,863	11.8	654,600	△ 2.1	956	6.4
12	1,579,498	7.7	1,172,497	3.5	516,664	11.9	654,852	△ 2.3	972	9.1
21. 1	1,573,048	8.2	1,168,959	3.7	513,829	12.6	654,142	△ 2.2	978	11.1
2	1,579,886	8.2	1,179,414	4.0	525,987	12.8	652,446	△ 2.2	972	16.5
3	1,555,958	7.1	1,173,057	4.0	521,921	12.9	650,221	△ 2.0	905	7.1
4	1,591,374	8.1	1,181,979	4.1	532,689	12.6	648,425	△ 1.9	855	0.9
5	1,588,279	6.8	1,174,295	3.6	526,511	11.6	646,948	△ 1.9	826	△ 2.2
6	1,597,592	4.9	1,184,693	2.7	537,950	9.1	645,953	△ 2.0	779	△ 8.4
7	1,594,302	3.7	1,182,929	2.5	536,710	8.8	645,446	△ 2.1	764	△ 15.5
8	1,601,466	3.2	1,188,977	2.2	543,821	8.3	644,397	△ 2.2	748	△ 16.6
9	1,597,901	2.6	1,184,270	2.2	541,032	8.4	642,499	△ 2.3	730	△ 21.8

年 月 末	一般法人預金						外貨預金等		公金預金	
	前年同月比 増減率	要求払	前年同月比 増減率	定期性	前年同月比 増減率	前年同月比 増減率	前年同月比 増減率	前年同月比 増減率		
									前年同月比 増減率	前年同月比 増減率
2017. 3	240,260	5.5	135,201	6.6	104,713	4.2	338	△ 10.0	43,708	12.1
18. 3	253,876	5.6	147,026	8.7	106,424	1.6	418	23.6	43,190	△ 1.1
19. 3	261,951	3.1	154,268	4.9	107,284	0.8	391	△ 6.5	47,217	9.3
19.12	266,154	2.8	158,797	4.4	107,002	0.6	347	△ 10.4	56,963	2.4
20. 3	266,974	1.9	159,010	3.0	107,600	0.2	357	△ 8.7	48,787	3.3
6	299,497	14.3	192,563	24.5	106,573	△ 0.3	352	△ 7.8	59,176	△ 0.8
20. 9	320,721	21.4	211,660	36.3	108,680	0.3	373	0.9	65,320	4.6
10	324,639	25.2	215,078	42.3	109,167	1.2	385	5.2	61,467	3.2
11	324,080	22.8	214,701	37.3	108,978	1.7	392	8.2	66,745	12.9
12	329,087	23.6	219,753	38.3	108,922	1.7	403	16.1	65,655	15.2
21. 1	326,142	27.4	216,127	45.7	109,606	2.1	401	19.3	65,839	9.8
2	324,438	23.8	214,207	38.9	109,832	2.2	391	15.7	64,129	19.8
3	324,746	21.6	214,315	34.7	110,043	2.2	380	6.5	48,861	0.1
4	337,424	23.2	225,973	35.5	111,064	4.1	380	7.4	61,765	18.6
5	334,613	16.6	222,967	23.7	111,288	4.7	350	0.1	68,808	21.1
6	333,018	11.1	221,371	14.9	111,292	4.4	348	△ 1.2	70,373	18.9
7	334,033	9.0	222,045	11.3	111,638	4.7	341	△ 9.0	68,743	6.9
8	329,483	5.4	216,242	5.6	112,884	5.1	349	△ 5.5	73,395	13.5
9	333,313	3.9	219,772	3.8	113,195	4.1	338	△ 9.6	70,759	8.3

年 月 末	要求払				定期性		外貨預金等		金融機関預金		政府関係 預り金	譲渡性 預金
	前年同月比 増減率	前年同月比 増減率	前年同月比 増減率	前年同月比 増減率	前年同月比 増減率	前年同月比 増減率	前年同月比 増減率					
								前年同月比 増減率	前年同月比 増減率			
2017. 3	14,902	12.9	28,803	11.8	0	△ 100.0	10,398	△ 0.4	0	730		
18. 3	12,590	△ 15.5	30,597	6.2	0	...	10,703	2.9	0	1,007		
19. 3	13,066	3.7	34,148	11.6	0	...	10,108	△ 5.5	0	901		
19.12	14,489	△ 3.8	42,471	4.7	0	...	10,077	△ 12.2	0	1,542		
20. 3	14,420	10.3	34,364	0.6	0	...	9,971	△ 1.3	0	747		
6	20,784	27.3	38,389	△ 11.4	0	...	10,220	△ 1.8	0	993		
20. 9	25,852	39.2	39,465	△ 9.9	0	...	12,588	18.1	0	732		
10	22,425	33.2	39,039	△ 8.5	0	...	11,404	11.0	0	952		
11	28,224	79.1	38,517	△ 11.1	0	...	13,185	35.6	0	1,024		
12	27,208	87.7	38,444	△ 9.4	0	...	12,254	21.6	0	897		
21. 1	27,947	49.9	37,889	△ 8.2	0	...	12,104	16.5	0	862		
2	28,309	88.9	35,816	△ 7.0	0	...	11,900	17.4	0	1,751		
3	17,000	17.8	31,858	△ 7.2	0	...	9,289	△ 6.8	0	2,058		
4	29,237	58.9	32,525	△ 3.3	0	...	10,200	△ 3.6	0	2,350		
5	33,369	55.4	35,435	0.3	0	...	10,559	11.2	0	2,440		
6	30,815	48.2	39,555	3.0	0	...	9,502	△ 7.0	0	2,861		
7	26,897	11.8	41,842	3.9	0	...	8,592	△ 29.5	0	2,916		
8	31,328	27.6	42,064	4.8	0	...	9,607	△ 22.3	0	2,987		
9	30,323	17.2	40,432	2.4	0	*	9,554	△ 24.1	0	2,849		

(備考) 日本銀行「預金現金貸出金調査表」より作成。このため、「日計表」による(2)預金種類別・地区別預金の預金計とは一致しない。

1. (4) 信用金庫の科目別貸出金・地区別貸出金

科目別貸出金

(単位:億円、%)

年月末	貸出金計		割引手形		貸付金		手形貸付		証書貸付		当座貸越	
	前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率	
2017. 3	691,675	2.7	7,528	△ 8.5	684,146	2.8	36,828	△ 0.6	618,003	3.1	29,314	2.7
18. 3	709,634	2.5	8,066	7.1	701,568	2.5	37,423	1.6	633,324	2.4	30,819	5.1
19. 3	719,837	1.4	7,747	△ 3.9	712,090	1.4	37,946	1.3	641,717	1.3	32,425	5.2
19.12	724,667	0.9	7,161	△ 8.6	717,505	1.0	38,359	△ 0.4	646,056	1.0	33,089	3.7
20. 3	726,752	0.9	6,079	△ 21.5	720,672	1.2	37,438	△ 1.3	649,560	1.2	33,673	3.8
6	751,340	5.1	4,853	△ 31.8	746,486	5.4	33,525	△ 5.1	682,771	6.3	30,190	△ 0.4
20. 9	773,323	7.4	3,850	△ 37.2	769,472	7.7	32,224	△ 13.6	707,257	9.9	29,990	△ 9.9
10	775,668	8.2	4,246	△ 28.9	771,422	8.5	31,925	△ 13.5	710,785	10.6	28,710	△ 8.1
11	775,057	7.8	3,683	△ 45.2	771,373	8.3	31,955	△ 13.9	710,479	10.3	28,938	△ 7.6
12	782,032	7.9	4,471	△ 37.5	777,560	8.3	32,206	△ 16.0	715,670	10.7	29,683	△ 10.2
21. 1	780,036	8.4	4,386	△ 29.1	775,649	8.8	31,594	△ 15.9	715,335	11.1	28,720	△ 10.1
2	780,879	8.3	4,260	△ 36.6	776,619	8.7	31,151	△ 16.7	717,057	11.2	28,409	△ 11.0
3	784,373	7.9	3,859	△ 36.5	780,514	8.3	30,479	△ 18.5	721,127	11.0	28,907	△ 14.1
4	784,845	7.7	3,625	△ 35.4	781,219	8.0	28,830	△ 18.5	724,897	10.4	27,492	△ 12.3
5	784,537	6.1	3,632	△ 39.3	780,904	6.4	28,046	△ 18.0	725,527	8.5	27,330	△ 11.1
6	784,506	4.4	3,714	△ 23.4	780,792	4.5	28,221	△ 15.8	725,214	6.2	27,356	△ 9.3
7	785,340	3.0	4,204	△ 4.4	781,135	3.1	28,535	△ 13.2	725,257	4.3	27,343	△ 7.4
8	783,020	2.0	3,640	△ 7.2	779,379	2.1	28,759	△ 11.0	723,120	3.0	27,499	△ 5.1
9	786,442	1.6	3,860	0.2	782,582	1.7	29,651	△ 7.9	723,708	2.3	29,222	△ 2.5

地区別貸出金

(単位:億円、%)

年月末	北海道		東北		東京		関東		北陸		東海	
	前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率	
2017. 3	31,128	0.5	23,843	3.3	131,987	4.1	125,543	2.3	17,061	2.6	143,506	1.9
18. 3	31,429	0.9	24,631	3.3	137,489	4.1	128,602	2.4	17,227	0.9	146,120	1.8
19. 3	31,645	0.6	24,973	1.3	140,009	1.8	131,462	2.2	17,153	△ 0.4	147,070	0.6
19.12	31,755	1.5	24,674	△ 0.6	140,180	0.0	132,952	1.6	17,206	0.0	147,260	0.6
20. 3	32,110	1.4	24,724	△ 0.9	140,481	0.3	133,416	1.4	17,165	0.0	147,686	0.4
6	32,893	6.3	25,170	2.9	145,949	5.0	137,959	5.2	17,255	1.0	152,430	4.9
20. 9	33,861	8.5	25,910	5.1	152,247	9.2	141,504	6.9	17,609	2.9	155,881	6.3
10	33,967	9.0	25,825	5.6	153,279	10.1	141,670	7.5	17,600	3.0	155,884	7.3
11	33,985	8.7	25,812	5.5	153,314	9.9	141,442	7.1	17,572	2.7	155,748	7.0
12	34,519	8.7	26,054	5.5	154,880	10.4	142,418	7.1	17,677	2.7	157,205	6.7
21. 1	34,183	9.3	25,917	6.0	154,730	11.1	142,060	7.5	17,614	2.7	156,586	7.5
2	34,240	8.4	25,999	6.2	154,892	11.1	142,105	7.3	17,596	2.3	156,691	7.3
3	34,901	8.6	26,410	6.8	155,471	10.6	142,466	6.7	17,616	2.6	157,693	6.7
4	34,295	8.8	26,088	6.7	156,095	9.9	142,451	6.6	17,490	2.6	157,782	6.9
5	34,145	6.1	26,158	4.9	155,977	8.8	142,325	4.9	17,474	1.7	157,554	5.0
6	34,224	4.0	26,117	3.7	155,820	6.7	142,237	3.1	17,448	1.1	157,808	3.5
7	34,343	2.5	26,128	2.6	155,907	4.7	142,479	1.9	17,494	0.3	157,799	2.3
8	34,331	1.7	26,085	1.7	155,164	3.2	142,193	1.1	17,445	△ 0.8	157,521	1.7
9	34,355	1.4	26,289	1.4	155,637	2.2	142,737	0.8	17,489	△ 0.6	158,665	1.7

年月末	近畿		中国		四国		九州北部		南九州		全国計	
	前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率	
2017. 3	147,580	3.2	31,375	1.9	10,212	1.9	12,390	2.6	15,867	3.4	691,675	2.7
18. 3	151,780	2.8	32,010	2.0	10,540	3.2	12,586	1.5	15,974	0.6	709,634	2.5
19. 3	154,242	1.6	32,335	1.0	10,832	2.7	12,716	1.0	16,033	0.3	719,837	1.4
19.12	156,260	1.4	32,559	0.7	11,092	3.2	12,987	2.1	16,285	0.9	724,667	0.9
20. 3	156,792	1.6	32,630	0.9	11,133	2.7	12,939	1.7	16,171	0.8	726,752	0.9
6	163,130	5.8	33,437	4.2	11,413	5.1	13,594	7.0	16,567	3.7	751,340	5.1
20. 9	168,199	8.4	34,179	5.5	11,657	6.1	13,906	8.5	16,799	4.3	773,323	7.4
10	168,940	9.2	34,455	7.0	11,668	6.1	13,943	9.2	16,858	4.9	775,668	8.2
11	168,656	8.5	34,511	6.6	11,657	5.7	13,935	8.5	16,846	4.4	775,057	7.8
12	170,141	8.8	34,713	6.6	11,732	5.7	14,091	8.4	17,011	4.4	782,032	7.9
21. 1	170,001	9.4	34,643	6.8	11,714	6.1	14,041	9.1	16,952	5.0	780,036	8.4
2	170,418	9.2	34,632	6.4	11,704	5.6	14,050	9.0	16,955	5.0	780,879	8.3
3	170,806	8.9	34,603	6.0	11,771	5.7	14,058	8.6	16,961	4.8	784,373	7.9
4	171,608	8.5	34,656	6.8	11,770	6.1	14,086	7.9	16,915	4.0	784,845	7.7
5	171,730	6.8	34,740	5.3	11,833	4.5	14,114	5.9	16,855	2.5	784,537	6.1
6	171,718	5.2	34,699	3.7	11,817	3.5	14,129	3.9	16,851	1.7	784,506	4.4
7	171,976	3.9	34,728	2.6	11,817	2.5	14,175	3.0	16,854	1.0	785,340	3.0
8	171,321	2.7	34,589	1.6	11,780	1.6	14,149	2.3	16,800	0.3	783,020	2.0
9	172,075	2.3	34,698	1.5	11,854	1.6	14,197	2.0	16,804	0.0	786,442	1.6

(備考) 沖縄地区は全国に含めた。

1. (5) 信用金庫の貸出先別貸出金

(単位:億円、%)

年 月 末	貸出金計		企業向け計									
			製造業				建設業					
	前年同月比 増 減 率	構成比	前年同月比 増 減 率	構成比	前年同月比 増 減 率	構成比	前年同月比 増 減 率	構成比	前年同月比 増 減 率	構成比		
2017. 3	691,673	2.7	100.0	439,419	2.8	63.5	61,450	△ 1.1	8.8	49,153	2.6	7.1
18. 3	709,633	2.5	100.0	452,529	2.9	63.7	61,464	0.0	8.6	50,752	3.2	7.1
19. 3	719,836	1.4	100.0	461,756	2.0	64.1	61,478	0.0	8.5	52,091	2.6	7.2
19.12	724,666	0.9	100.0	467,896	1.4	64.5	61,694	△ 0.3	8.5	52,840	1.8	7.2
20. 3	726,750	0.9	100.0	468,462	1.4	64.4	60,907	△ 0.9	8.3	53,114	1.9	7.3
6	751,338	5.1	100.0	493,626	7.9	65.6	64,762	7.3	8.6	56,992	14.5	7.5
9	773,322	7.4	100.0	517,376	11.7	66.9	68,232	11.9	8.8	64,168	23.8	8.2
12	782,030	7.9	100.0	525,702	12.3	67.2	69,391	12.4	8.8	67,342	27.4	8.6
21. 3	784,372	7.9	100.0	527,898	12.6	67.3	69,007	13.2	8.7	68,902	29.7	8.7
6	784,505	4.4	100.0	527,995	6.9	67.3	68,675	6.0	8.7	68,204	19.6	8.6
9	786,441	1.6	100.0	530,957	2.6	67.5	68,718	0.7	8.7	69,339	8.0	8.8

年 月 末	卸売業		小売業		不動産業		個人による貸家業					
	前年同月比 増 減 率	構成比	前年同月比 増 減 率	構成比	前年同月比 増 減 率	構成比	前年同月比 増 減 率	構成比				
	2017. 3	27,882	△ 1.1	4.0	25,845	0.2	3.7	153,981	5.5	22.2	58,540	1.7
18. 3	28,118	0.8	3.9	25,877	0.1	3.6	162,146	5.3	22.8	59,089	0.9	8.3
19. 3	28,432	1.1	3.9	25,717	△ 0.6	3.5	168,021	3.6	23.3	58,599	△ 0.8	8.1
19.12	28,772	0.1	3.9	25,888	△ 0.4	3.5	170,004	1.7	23.4	57,744	△ 1.7	7.9
20. 3	28,511	0.2	3.9	25,898	0.7	3.5	170,709	1.5	23.4	57,302	△ 2.2	7.8
6	30,722	10.0	4.0	28,785	13.4	3.8	172,691	2.5	22.9	56,903	△ 2.5	7.5
9	32,855	16.1	4.2	30,916	20.0	3.9	173,284	2.2	22.4	56,496	△ 2.6	7.3
12	33,624	16.8	4.2	31,533	21.8	4.0	172,997	1.7	22.1	56,056	△ 2.9	7.1
21. 3	33,664	18.0	4.2	31,703	22.4	4.0	172,705	1.1	22.0	55,603	△ 2.9	7.0
6	33,651	9.5	4.2	31,859	10.6	4.0	172,878	0.1	22.0	55,368	△ 2.6	7.0
9	33,966	3.3	4.3	31,860	3.0	4.0	173,601	0.1	22.0	55,124	△ 2.4	7.0

年 月 末	飲食業		宿泊業		医療・福祉		物品賃貸業					
	前年同月比 増 減 率	構成比	前年同月比 増 減 率	構成比	前年同月比 増 減 率	構成比	前年同月比 増 減 率	構成比				
	2017. 3	8,517	1.2	1.2	5,761	1.3	0.8	22,414	2.8	3.2	2,866	△ 0.4
18. 3	8,720	2.3	1.2	5,884	2.1	0.8	22,371	△ 0.1	3.1	2,905	1.3	0.4
19. 3	8,784	0.7	1.2	6,012	2.1	0.8	22,139	△ 1.0	3.0	2,865	△ 1.3	0.3
19.12	8,929	1.2	1.2	6,097	1.3	0.8	22,564	0.5	3.1	2,863	0.8	0.3
20. 3	9,053	3.0	1.2	6,114	1.6	0.8	21,934	△ 0.9	3.0	2,899	1.1	0.3
6	11,706	33.4	1.5	6,558	9.6	0.8	22,838	2.9	3.0	2,946	4.2	0.3
9	12,868	45.7	1.6	6,740	11.8	0.8	24,042	7.7	3.1	3,052	5.2	0.3
12	13,274	48.6	1.6	6,805	11.6	0.8	24,424	8.2	3.1	3,026	5.7	0.3
21. 3	13,712	51.4	1.7	6,733	10.1	0.8	24,279	10.6	3.0	3,020	4.1	0.3
6	13,971	19.3	1.7	6,705	2.2	0.8	24,309	6.4	3.0	2,988	1.4	0.3
9	13,889	7.9	1.7	6,667	△ 1.0	0.8	24,183	0.5	3.0	3,060	0.2	0.3

年 月 末	海外円借款、国内店名義現地貸		地方公共団体		個 人		住宅ローン					
	前年同月比 増 減 率	構成比	前年同月比 増 減 率	構成比	前年同月比 増 減 率	構成比	前年同月比 増 減 率	構成比				
	2017. 3	55	△ 2.7	0.0	53,871	2.1	7.7	198,382	2.5	28.6	166,326	2.5
18. 3	50	△ 8.6	0.0	55,511	3.0	7.8	201,592	1.6	28.4	168,597	1.3	23.7
19. 3	49	△ 2.0	0.0	55,372	△ 0.2	7.6	202,707	0.5	28.1	169,476	0.5	23.5
19.12	42	△ 24.4	0.0	53,353	△ 0.9	7.3	203,416	0.4	28.0	170,517	0.6	23.5
20. 3	38	△ 21.2	0.0	53,836	△ 2.7	7.4	204,451	0.8	28.1	171,328	1.0	23.5
6	38	△ 17.5	0.0	54,541	△ 1.1	7.2	203,171	0.3	27.0	171,239	1.0	22.7
9	34	△ 22.3	0.0	52,990	△ 0.9	6.8	202,954	△ 0.1	26.2	171,461	0.8	22.1
12	32	△ 23.9	0.0	52,781	△ 1.0	6.7	203,546	0.0	26.0	172,485	1.1	22.0
21. 3	31	△ 20.2	0.0	52,933	△ 1.6	6.7	203,540	△ 0.4	25.9	172,463	0.6	21.9
6	29	△ 22.9	0.0	53,126	△ 2.5	6.7	203,382	0.1	25.9	172,683	0.8	22.0
9	27	△ 20.4	0.0	51,536	△ 2.7	6.5	203,947	0.4	25.9	173,232	1.0	22.0

(備考) 1. 日本銀行「業種別貸出金調査表」より作成。このため、「日計表」による(4)科目別・地区別貸出金の貸出金計とは一致しない。
2. 海外円借款、国内店名義現地貸を企業向け計の内訳として掲載

1. (6) 信用金庫の余裕資金運用状況

(単位:億円、%)

年月末	現金	預け金		買入手形	コールローン	買現先 勘定	債券貸借取引 支払保証金	買入金銭 債権	金銭の 信託	商 品 有価証券	
			うち信金中金預け金								
2017. 3	14,754	350,164	(6.8)	284,264	(7.5)	0	485	0	1,575	1,316	47
18. 3	14,999	365,177	(4.2)	294,345	(3.5)	0	753	0	1,794	1,561	56
19. 3	15,131	376,847	(3.1)	300,565	(2.1)	0	483	0	2,351	1,736	19
19.12	15,153	397,797	(1.6)	341,541	(3.3)	0	571	0	3,194	1,946	18
20. 3	15,105	379,640	(0.7)	305,844	(1.7)	0	396	0	3,438	1,926	18
6	13,704	423,143	(4.7)	354,788	(2.8)	0	617	0	3,898	1,993	18
20. 9	15,021	454,902	(14.5)	338,902	(5.4)	0	1,026	0	4,482	2,167	17
10	13,766	458,800	(15.0)	368,214	(7.6)	0	1,026	0	4,611	2,196	16
11	14,004	464,142	(17.0)	372,293	(9.2)	0	1,040	0	4,520	2,264	17
12	15,165	473,966	(19.1)	379,775	(11.1)	0	1,206	0	4,598	2,250	16
21. 1	14,318	468,108	(19.4)	374,211	(11.3)	0	867	0	4,693	2,249	16
2	13,230	473,796	(18.7)	374,433	(9.7)	0	974	0	4,847	2,266	16
3	14,868	454,070	(19.6)	326,208	(6.6)	0	650	0	5,040	2,234	16
4	14,562	490,431	(24.3)	376,803	(9.3)	0	962	0	5,288	2,365	16
5	13,916	487,989	(22.9)	371,899	(9.5)	0	868	0	5,359	2,388	16
6	13,882	500,393	(18.2)	381,321	(7.4)	0	912	0	5,619	2,446	16
7	14,834	494,285	(14.0)	375,498	(5.1)	0	714	0	5,681	2,465	16
8	13,900	503,530	(11.9)	380,918	(4.5)	0	713	0	5,679	2,506	16
9	14,673	499,838	(9.8)	333,832	(△1.4)	0	696	0	5,813	2,525	15

年月末	有価証券		国債	地方債	短期社債	社債				株式		
						公社	同債	金融債	その他			
2017. 3	426,196	(△1.4)	86,227	(△7.3)	92,158	0	162,636	(△4.9)	72,789	22,279	67,568	8,529
18. 3	425,704	(△0.1)	76,964	(△10.7)	92,215	29	155,710	(△4.2)	69,544	16,126	70,038	9,585
19. 3	432,763	(1.6)	68,256	(△11.3)	93,313	19	151,570	(△2.6)	65,690	11,102	74,777	9,484
19.12	430,319	(1.5)	63,629	(△6.6)	87,058	139	154,204	(3.2)	60,141	7,919	86,144	8,422
20. 3	430,760	(△0.4)	64,535	(△5.4)	85,744	19	154,969	(2.2)	59,529	6,855	88,584	8,647
6	439,122	(4.3)	67,117	(7.5)	84,576	825	156,419	(4.5)	57,966	6,128	92,324	8,360
20. 9	445,324	(5.7)	69,203	(13.0)	85,169	670	157,797	(4.6)	57,749	5,293	94,754	8,098
10	450,333	(5.9)	70,005	(12.2)	85,646	1,109	158,829	(4.3)	57,894	5,009	95,926	8,086
11	449,955	(5.2)	69,819	(11.1)	85,388	1,159	158,362	(3.6)	57,643	4,757	95,962	7,769
12	448,137	(4.1)	69,116	(8.6)	85,092	1,309	158,519	(2.7)	57,102	4,542	96,874	7,748
21. 1	452,432	(5.6)	72,624	(16.8)	85,048	1,289	158,395	(2.9)	57,023	4,178	97,193	7,659
2	458,404	(7.0)	77,034	(24.7)	85,263	1,049	158,503	(3.1)	57,092	4,071	97,338	7,665
3	465,724	(8.1)	77,454	(20.0)	85,387	599	159,262	(2.7)	57,567	3,877	97,818	9,865
4	459,196	(6.1)	75,107	(16.4)	84,540	1,244	158,729	(2.1)	56,396	3,791	98,542	7,667
5	461,925	(6.0)	75,430	(15.9)	84,840	1,344	158,675	(1.7)	56,170	3,666	98,839	7,755
6	459,670	(4.6)	73,296	(9.2)	84,672	1,374	158,591	(1.3)	55,409	3,661	99,520	7,816
7	460,955	(4.0)	72,388	(5.4)	85,030	1,219	159,122	(0.7)	55,258	3,641	100,223	8,144
8	463,917	(3.5)	72,976	(2.0)	85,402	1,224	159,614	(1.1)	55,096	3,612	100,904	8,308
9	466,244	(4.6)	74,299	(7.3)	85,278	764	159,331	(0.9)	54,508	3,598	101,224	8,328

年月末	貸付信託				余資運用資産計(A)	信金中金 利用額 (B)	預貸率	(A)/預金	預証率	(B)/預金	(B)/(A)	
	貸付信託	投資信託	外国証券	その他の 証券								
2017. 3	0	35,403	39,761	1,480	794,539	(2.0)	284,264	50.1	57.5	30.8	20.6	35.7
18. 3	0	43,160	46,363	1,675	810,046	(1.9)	294,345	50.3	57.4	30.1	20.8	36.3
19. 3	0	47,908	60,316	1,893	829,333	(2.3)	300,565	50.1	57.7	30.1	20.9	36.2
19.12	0	49,597	65,251	2,015	849,001	(1.7)	341,541	49.3	57.8	29.3	23.2	40.2
20. 3	0	48,945	65,567	2,329	831,286	(0.2)	305,844	50.0	57.1	29.6	21.0	36.7
6	0	48,984	70,607	2,230	882,498	(4.5)	354,788	49.3	57.9	28.8	23.2	40.2
20. 9	0	49,631	72,554	2,198	922,941	(10.1)	338,902	49.6	59.2	28.5	21.7	36.7
10	0	50,608	73,831	2,214	930,753	(10.4)	368,214	49.6	59.5	28.7	23.5	39.5
11	0	50,490	74,702	2,261	935,945	(10.9)	372,293	49.5	59.7	28.7	23.7	39.7
12	0	50,825	73,268	2,257	945,340	(11.3)	379,775	49.4	59.8	28.3	24.0	40.1
21. 1	0	51,085	74,098	2,230	942,686	(12.1)	374,211	49.5	59.8	28.7	23.7	39.6
2	0	51,430	75,208	2,247	953,536	(12.6)	374,433	49.3	60.2	28.9	23.6	39.2
3	0	52,875	77,706	2,572	942,604	(13.3)	326,208	50.3	60.5	29.8	20.9	34.6
4	0	51,653	77,901	2,350	972,824	(14.6)	376,803	49.2	61.0	28.8	23.6	38.7
5	0	52,472	79,027	2,377	972,463	(14.0)	371,899	49.3	61.1	29.0	23.3	38.2
6	0	52,821	78,747	2,349	982,941	(11.3)	381,321	49.0	61.4	28.7	23.8	38.7
7	0	53,141	79,495	2,413	978,953	(9.0)	375,498	49.1	61.2	28.8	23.5	38.3
8	0	53,345	80,610	2,435	990,263	(7.7)	380,918	48.8	61.7	28.9	23.7	38.4
9	0	53,695	82,093	2,451	989,808	(7.2)	333,832	49.1	61.8	29.1	20.8	33.7

(備考) 1. ()内は前年同月比増減率

2. 預貸率=貸出金/預金×100(%)、預証率=有価証券/預金×100(%) (預金には譲渡性預金を含む。)

3. 余資運用資産計は、現金、預け金、買入手形、コールローン、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、買入金銭債権、金銭の信託、商品有価証券、有価証券の合計

2. (1) 業態別預貯金等

(単位:億円、%)

年月末	信用金庫		国内銀行 (債券、信託を含む)		大手銀行 (債券、信託を含む)		うち預金				地方銀行	
	前年同月比 増減率	増減率	前年同月比 増減率	増減率	前年同月比 増減率	増減率	うち都市銀行		前年同月比 増減率	増減率	前年同月比 増減率	
							前年同月比 増減率	増減率				
2017. 3	1,379,128	2.3	9,488,242	4.3	6,287,189	5.3	4,295,341	9.1	3,433,657	6.1	2,543,180	2.4
18. 3	1,409,771	2.2	9,777,912	3.0	6,489,503	3.2	4,502,834	4.8	3,593,112	4.6	2,620,107	3.0
19. 3	1,434,771	1.7	9,918,647	1.4	6,581,688	1.4	4,592,791	1.9	3,755,950	4.5	2,681,866	2.3
19.12	1,465,868	1.3	9,920,309	1.6	6,537,687	1.4	4,618,607	2.8	3,753,587	2.5	2,758,676	4.0
20. 3	1,452,678	1.2	10,070,585	1.5	6,668,723	1.3	4,760,561	3.6	3,929,329	4.6	2,777,707	3.5
6	1,522,349	4.5	10,444,809	6.0	6,857,665	5.8	5,029,181	10.7	4,152,902	11.8	2,932,022	6.6
20. 9	1,556,379	6.9	10,514,174	6.2	6,913,477	5.3	5,071,382	10.0	4,167,414	10.6	2,934,785	8.0
10	1,562,777	7.5	10,515,229	6.2	6,891,639	4.9	5,052,760	8.9	4,142,070	9.1	2,953,071	8.8
11	1,564,445	7.6	10,633,575	6.8	6,999,664	6.0	5,144,332	10.2	4,216,440	10.5	2,965,137	8.5
12	1,579,500	7.7	10,625,669	7.1	6,945,539	6.2	5,084,986	10.0	4,154,038	10.6	3,002,622	8.8
21. 1	1,573,049	8.2	10,666,413	7.7	6,994,047	6.7	5,115,483	9.7	4,188,059	9.9	2,997,653	9.7
2	1,579,887	8.2	10,723,204	8.3	7,023,158	7.6	5,122,568	10.0	4,194,305	10.0	3,022,137	9.8
3	1,555,959	7.1	10,977,055	9.0	7,247,489	8.6	5,265,107	10.5	4,332,234	10.2	3,054,406	9.9
4	1,591,375	8.1	11,027,685	8.1	7,271,525	7.6	5,287,971	8.3	4,356,087	7.3	3,069,887	9.3
5	1,588,281	6.8	11,070,555	6.1	7,300,198	5.9	5,318,286	5.5	4,378,220	4.6	3,104,047	7.2
6	1,597,593	4.9	11,018,502	5.4	7,232,291	5.4	5,247,183	4.3	4,303,082	3.6	3,116,520	6.2
7	1,594,303	3.7	11,001,147	5.3	7,225,013	5.2	5,230,791	3.8	4,283,921	3.5	3,107,988	6.5
8	1,601,468	3.2	11,010,412	4.8	7,236,028	4.9	5,247,689	3.8	4,302,659	3.7	3,107,340	5.7
9	1,597,902	2.6										

年月末	第二地銀		郵便貯金		預貯金等合計	
	前年同月比 増減率	増減率	前年同月比 増減率	増減率	前年同月比 増減率	増減率
2017. 3	657,873	2.4	1,794,346	0.8	12,661,716	3.6
18. 3	668,302	1.5	1,798,827	0.2	12,986,510	2.5
19. 3	655,093	△ 1.9	1,809,991	0.6	13,163,409	1.3
19.12	623,946	△ 4.9	1,839,132	1.1	13,225,309	1.5
20. 3	624,155	△ 4.7	1,830,047	1.1	13,353,310	1.4
6	655,122	5.4	1,874,800	2.3	13,841,958	5.3
20. 9	665,912	7.7	1,874,272	3.0	13,944,825	5.8
10	670,519	8.8	—	—	—	—
11	668,774	8.0	—	—	—	—
12	677,508	8.5	1,897,530	3.1	14,102,699	6.6
21. 1	674,713	9.4	—	—	—	—
2	677,909	9.1	—	—	—	—
3	675,160	8.1	1,895,934	3.6	14,428,948	8.0
4	686,273	8.5	—	—	—	—
5	666,310	3.3	—	—	—	—
6	669,691	2.2	1,919,777	2.3	14,535,872	5.0
7	668,146	1.3	—	—	—	—
8	667,044	0.4	—	—	—	—
9						

- (備考) 1. 日本銀行『金融経済統計月報』、ゆうちょ銀行ホームページ等より作成
2. 大手銀行は、国内銀行-(地方銀行+第二地銀)の計数
3. 国内銀行・大手銀行には、全国内銀行の債券および信託勘定の金銭信託・貸付信託・年金信託・財産形成給付信託を含めた。
4. 郵便貯金は2008年4月より四半期ベースで公表
5. 預貯金等合計は、単位(億円)未満を切り捨てた各業態の預貯金等の残高の合計により算出

2. (2) 業態別貸出金

(単位:億円、%)

年 月 末	信用金庫		大手銀行		都市銀行		地方銀行		第二地銀		合 計	
	前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率	
2017. 3	691,675	2.7	2,530,404	3.0	1,905,295	△ 0.1	1,925,353	3.9	507,988	3.2	5,655,420	3.3
18. 3	709,634	2.5	2,564,273	1.3	1,878,859	△ 1.3	2,003,487	4.0	523,825	3.1	5,801,219	2.5
19. 3	719,837	1.4	2,571,752	0.2	1,992,328	6.0	2,091,002	4.3	521,568	△ 0.4	5,904,159	1.7
19. 12	724,667	0.9	2,574,678	0.4	1,991,010	0.2	2,182,400	5.1	489,558	△ 5.3	5,971,303	1.6
20. 3	726,752	0.9	2,612,520	1.5	2,022,244	1.5	2,199,857	5.2	493,282	△ 5.4	6,032,411	2.1
6	751,340	5.1	2,776,961	8.5	2,169,806	9.3	2,255,363	5.2	508,976	5.9	6,292,640	6.7
20. 9	773,323	7.4	2,741,453	7.0	2,138,295	7.8	2,276,024	5.3	515,735	6.8	6,306,535	6.4
10	775,668	8.2	2,726,755	6.9	2,125,746	7.8	2,282,459	5.5	517,264	7.3	6,302,146	6.6
11	775,057	7.8	2,750,634	7.4	2,142,711	8.2	2,278,752	5.0	518,643	7.0	6,323,086	6.5
12	782,032	7.9	2,730,980	6.0	2,122,596	6.6	2,290,291	4.9	523,168	6.8	6,326,471	5.9
21. 1	780,036	8.4	2,731,116	6.1	2,117,356	6.4	2,293,482	5.0	522,919	7.1	6,327,553	6.1
2	780,879	8.3	2,741,353	6.6	2,125,902	6.9	2,299,277	5.0	524,055	7.0	6,345,564	6.3
3	784,373	7.9	2,752,564	5.3	2,130,042	5.3	2,301,455	4.6	527,174	6.8	6,365,566	5.5
4	784,845	7.7	2,738,596	1.7	2,116,274	1.1	2,303,259	4.0	528,172	6.7	6,354,872	3.6
5	784,537	6.1	2,728,008	△ 1.0	2,107,412	△ 2.0	2,317,272	3.3	514,421	2.4	6,344,238	1.6
6	784,506	4.4	2,718,938	△ 2.0	2,098,381	△ 3.2	2,318,567	2.8	515,002	1.1	6,337,013	0.7
7	785,340	3.0	2,710,737	△ 1.6	2,088,097	△ 3.1	2,327,923	2.5	517,057	0.6	6,341,057	0.6
8	783,020	2.0	2,708,946	△ 1.4	2,083,036	△ 2.8	2,324,565	2.1	515,953	0.2	6,332,484	0.4
9	786,442	1.6										

- (備考) 1. 日本銀行『金融経済統計月報』等より作成
 2. 大手銀行は、国内銀行－(地方銀行＋第二地銀)の計数
 3. 合計は、単位(億円)未滿を切り捨てた各業態の貸出金残高の合計により算出

ホームページのご案内

当研究所のホームページでは、当研究所の調査研究成果である各種レポート、信金中金月報のほか、統計データ等を掲示し、広く一般の方のご利用に供しておりますのでご活用ください。

また、「ご意見・ご要望窓口」を設置しておりますので、当研究所の調査研究や活動等に関しまして広くご意見等をお寄せいただきますよう宜しくお願い申し上げます。

【ホームページの主なコンテンツ】

- 当研究所の概要、活動状況、組織
- 各種レポート
内外経済、中小企業金融、地域金融、
協同組織金融、産業・企業動向等
- 刊行物
信金中金月報、全国信用金庫概況・統計等
- 信用金庫統計
日本語／英語
- 論文募集

【URL】

<https://www.scbri.jp/>

The screenshot shows the website interface for the Shinkin Central Bank Research Institute. The header includes the institute's name and a 'ご利用上の注意 | サイトマップ' link. The main title is '信金中金 地域・中小企業研究所'. Below this, there is a brief description of the institute's research focus. The left sidebar contains a 'ホームページ' menu with various categories like '研究所の概要', '各種レポート', '信用金庫統計', etc. The main content area features a 'Sels' logo and a '新着情報' (What's New) section with a list of recent publications, including reports on foreign exchange, credit statistics, and industry trends.

ISSN 1346-9479

信金中金月報

2021年12月1日 発行

2021年12月号 第20巻 第11号(通巻590号)

発行 信金中央金庫

編集 信金中央金庫 地域・中小企業研究所

〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7

TEL 03(5202)7671 FAX 03(3278)7048

<本誌の無断転用、転載を禁じます>



SCB

信金中央金庫